

平成26年度

第14回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年10月21日 (火)
開会13時05分 閉会15時42分

場 所 教育委員室

平成26年度
第14回大分県教育委員会

【議 事】

- (1) 議 案
第1号議案 「大分県グローバル人材育成推進プラン」の策定について
- (2) 報 告
①「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」の構築に関する取組事例集について
②ミニ懇実態調査（竹田市・日田市分）結果及び他市町村の調査実施について
③平和教育に関する現状の把握及び指導について
④平成25年度文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について
⑤平成26年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について
- (3) 協 議
①コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する規則制定について
②平成27年度公立学校教職員定期人事異動方針等について
③平成27年度実習助手・海事職・理療科教諭選考試験について
- (4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	岡 田 雄 志
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	山 口 博 文
	体育保健課体育・スポーツ振興監	秋 好 寿 紀
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

19 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

はじめに、10月9日付けで大分県教育委員会教育委員に就任されました高橋幹雄委員から一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

(高橋委員)

みなさん、こんにちは。
今度、教育委員になりました、高橋と申します。長年のPTA活動や商工会議活動を通じて、教育に対する思いというのは多々ありますので、これからみなさん方のお話を聞きながら、勉強しながら、よりよい大分の教育の発展に貢献してきたいと思ひます。
どうぞよろしくお願ひします。

(松田委員長)

ありがとうございました。

ただいまから平成26年度 第14回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、首藤委員に願ひしたいと思ひます。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は15時25分を予定しています。
よろしくお願ひします。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

協議の②、③については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、協議の②、③については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 「大分県グローバル人材育成推進プラン」の策定について

(松田委員長)

それでは、第1号議案『大分県グローバル人材育成推進プラン』の策定について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案『大分県グローバル人材育成推進プラン』の策定について」ご説明いたします。資料の1ページをお開きください。

前回の教育委員会会議で協議いただきました「大分県グローバル人材育成推進プラン」について、今回、議案として提案いたします。このプランは、これからのグローバル社会を生きる大分県の子どもたちに必要な力を育成するために、今後3年間に取り組むべき内容を「大分県グローバル人材育成推進プラン」として定めるものです。

詳細については、別冊の資料をもとに担当課長から説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(佐野教育改革・企画課長)

資料の2ページをご覧ください。本プランにつきましては、2ページ記載の13名の委員によって、本年度の前半に5回にわたる審議を経て、プランとしてまとめたものでございます。

次のページをお開き下さい。内容といたしましては、世界に挑戦し多様な価値観を持つ者と協働する基盤となる、挑戦意欲と責任感・使命感、多様性を受け入れ協働する力、大分県や日本への深い理解、知識・教養に基づき論理的に考え伝える力、英語力（語学力）といった5つの力の「総合力」を育成するために、今後3年間にわたって、取り組むべき施策をまとめたものでありまして、次のページにあるとおり、1つめの挑戦意欲と責任感・使命感につきましては、例えば、グローバル人材に触れる機会の充実であるとか、留学への経済的支援の充実、また、2つ目の多様性を受け入れ協働する力につきましては、国際交流活動の推進といったこと、また、3つ目の大分県や日本への深い理解につきましては、郷土学習の一層の充実について記載しています。また、4つ目の知識・教養に基づき論理的に考え伝える力については、思考力・判断力・表現力と学習意欲を高める学校改善の推進等について、それから5の英語力につきましては、「大分県英語教育改善推進プラン」の策定、及びプランに基づく改善等を通して、世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤の育成を図ろうとしているものであります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

県内全体の子どもたちのグローバル人材の育成に役立つよう、配慮をお願いします。

(岩崎委員)

今回は、企業関係者も含めた大分県グローバル人材育成推進会議の委員の方々によって、こうした素晴らしいプランが作成されたことを非常に高く評価し、感謝申し上げます。内容は、大分県のグローバル人材育成というだけでなく、大分県教育の今後の方向性を考えるにあたって重要な点が記載されていますので、是非、これを広く現場に周知していただきたいと思います。

(松田委員長)

学力テスト等を見ると、大分県は論理的思考という点では、これからもっと力を入れていかなければならないと思います。ここの5つの力の総合力につきましては、非常に細かく視点を絞って取り組むべきではないでしょうか。本当に世界に挑戦することのできる人材を育成していかなければならないと思います。よろしくお願いします。

(松田委員長)

他に、ご意見等はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」の構築に関する取組事例集について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」の構築に関する取組事例集について」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

それでは、取組事例集についてご報告させていただきます。取組事例集の1ページをご覧ください。1ページは、「取組事例集の作成に当たって」ということです。

子どもたちの学力・体力の向上を図るとともに、いじめ等の諸課題に迅速・適切に対応するためには、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組むことが必要です。このため、県教育委員会におきましては、平成24年11月26日に「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』推進プラン」を作成し、市町村教育委員

会との緊密な連携の下で、平成24年度、25年度、26年度の3つのフェーズにより、取組を進めているところです。

現在、各学校、市町村教育委員会の積極的な取組により、「芯の通った学校組織」が全ての学校で定着しつつあると考えており、学校や市町村教育委員会からは、効果的な学校の取組事例の紹介がほしいとの要望をいただいているところです。

このようなことから、この度、県下の学校の効果的な取組事例をまとめた事例集を作成し、紹介させていただくことにしました。

2ページをご覧ください。今年度、第3フェーズの中心課題を、「目標達成に向けた組織的な取組の徹底」といたしまして、5つの柱をあげています。

1つ目が、学校評価を活用した、学校の課題に直結した目標や取組の設定と短期の改善。2つ目が、教職員評価システムに基づく、全教職員への目標の徹底と個人目標への連鎖。3つ目が、主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底。4つ目が、企画立案の場としての運営委員会の活用推進。5つ目が、目標の共有による家庭や地域との協働です。

今回の事例集につきましては、3ページにありますとおり、5つの中心課題ごとに記載しており、中心課題Ⅰの事例数は4つ、中心課題Ⅱにつきましては2つの事例、中心課題Ⅲにつきましては3つの事例、中心課題Ⅳにつきましては3つの事例、中心課題Ⅴにつきましては3つの事例で、合計15の事例を県内の各地域から収集の上、とりまとめたものです。

7ページをご覧ください。7ページ以降が取組事例です。それでは、幾つか紹介をさせていただきたいと思います。

8ページをご覧ください。各事例については、取組事例①、小学校、児童数338名、別府教育事務所管内といったように、学校の規模と地域を明記しています。まず、1つ目の事例ですが、ローマ数字のⅠの柱は、目標を各学校が焦点化を図ること、児童生徒の実態や学校の喫緊の課題に即した重点目標を作ることを観点としており、その観点に対しての事例です。この学校における取組内容ですが、平成25年度の重点目標が「基礎・基本の定着」「整理整頓ができる子の育成」「運動好きな子の育成」として取組を進めていました。校長が問題意識を持ち、平成26年の4月に全教職員に対して、この学校の課題は何かということについてアンケートを取っています。その結果、この学校の課題は、「話を聞くこと」、また、「授業規律である」といった回答があり、課題解決のための方法として、職員全体の一貫した指導や規律の徹底等であるという結果がまとまりました。

このような結果を受け、9ページに記載していますとおり、この学校の平成26年度の重点目標を「静かに人の話を聴くことのできる子の育

成」「人と物を大切に育てる子の育成」の2つに絞っています。また、この2つの重点目標に即して、達成指標、重点的取組、取組指標を設定しています。焦点化された目標に基づいて取り組んだ結果として、僅か2ヶ月の後には、一番下のグラフ1にあるとおり、教職員へのアンケートの中の「1学期間でよくなったこと」という設問に対して、多かった回答としては、「集会の態度（話の聞き方や入退場）」や、「あいさつ」といったことがあがっていますし、また、グラフ2にありますとおり、教職員が捉える「本校最大の課題」についても、「心を育てる指導について」や「学習に関すること」に変わってきたという事例です。

16ページをご覧ください。本県では、平成25年度から教職員評価システムに基づいて、各学校の重点目標に即して、各分掌や個人の目標を設定するといった仕組みを採用しております。この事例は、学校の重点目標、各分掌等の目標、個人の自己目標の連動に関する工夫の事例です。この学校では、「1. 取組の内容」ですが、本年度より、教職員評価システムに基づく管理職による面談を、学年単位の集団で行っています。つまり、学年ごとに、学年主任及びその学年の全ての教員が参加をして、校長による面談を行い、1時間程度の中で個人が自己申告シートの内容を簡潔に説明した上で、そこに参加している者の相互の意見交換をして、校長が指導・助言するといった流れで実施しています。

17ページの「2. 取組についての評価等」にあるとおり、自己申告シートに関する面談を学年単位の集団で行うことにより、互いの自己目標を知ることができ、「学校の重点目標 ⇒ 各分掌等目標 ⇒ 個人の自己目標」の「連動」が確認できる。また、学年主任が担任の自己目標を知ること、取組についての指導・助言ができる。互いの自己目標を知ること、学年等で互いに相談しやすい状況が生まれるとともに、分掌目標と自己目標が連動することで、組織的な取組につながる、といった効果が期待できると考えています。

次に、26ページをお開きください。本県では、平成25年度から校長等管理職、主要主任等で構成される運営委員会を全ての学校に必ず置くこととしています。運営委員会が形骸化することなく、充実した企画立案がなされるように取り組んでいるのが本事例です。「1. 取組の内容」ですが、この中学校では、運営委員会での提案は、各分掌の代表である教務、研究、生徒指導の3主任が行うこととしています。そのため、この3主任以外が、提案の立案者である場合は、提案内容について、立案者と3主任の間で十分な意思疎通が必要となります。そこで、運営委員会で充実した企画立案がなされるように、下記のような様式「運営委員会提案書」を活用しております。提案日や担当者名、実施目的、実施日時、実施場所等々について、しっかり明記した運営委員会提案書を作成の上で、学年部の連絡会や運営委員会に提案し、その活性化に努めているといった事例です。

最後に36ページをお開きください。「芯の通った学校組織」の中におきましては、学校の目標や取組を地域や保護者と共有をして、子どもの育ちに向けて協働していくことが必要だといったことを謳っております。この学校においては、「1. 取組の内容」ですが、本県の小・中学校38校で行っている目標協働達成モデル校として指定をされており、学校・家庭・地域の代表によるチーム会議を通して、学校の目標を共有するとともに、その達成に向けて協働した取組を進めています。

具体的には、資料1にあるとおり、チーム会議の第1回を5月11日、第2回を8月25日、第3回を2月下旬に開催と決め、学校・家庭・地域の代表が集まるといった状況を仕組んでいます。また、一番初めの会議におきましては、37ページの資料2のとおり、目標協働達成に向けた協働4点セットといったものを作成しています。この協働4点セットというのは、目標協働達成校において必ず作成することとなっているもので、学校の重点目標、それから学校が行っていく具体的取組内容に対して、そのような4点セットを達成していく上で、家庭や地域が何を行っていくかということについて、事前に決めて、その検証、改善を行っていくといった仕組みです。この学校におきましては、学校・家庭・地域が協働して達成する重点目標を「勉強に頑張る子の育成」と1つに焦点化して絞った上で、この重点目標に関しては、真ん中の「学校」の欄にあるとおり、学校では、授業改善、ドリルの充実と個別指導の徹底、家庭学習時間の向上といった3点に取り組みますとしているわけですが、下側の欄にありますとおり、家庭におきましては、例えば、②のドリルの充実と個別指導の徹底につきましては、毎週火・水に学習サポーターとして参加協力する。また、毎週水曜日の放課後学びの教室で月1回実施する土曜教室に指導者として参加協力するといったことを設定する。あるいは、地域におきましては、一番右側の欄にあります、①の授業改善に関しまして、各学期2回ずつ行う学校公開日に各区、各老人クラブより毎回3名ずつ以上、計33名以上授業参観を行う。その都度、できるだけ授業の様子や子ども達の様子についてアンケートに答え、提出するといったことを決めて取組を進めるといったことです。

以上、こういった「芯の通った学校組織」の取組を進めていく上で、それぞれの学校で行われている工夫といったものを15事例掲載しています。こちらを各学校のほうにも送るとともに活用して、更なる取組の工夫といったものを期待したいと思っております。以上です。

(松田委員長)

ただいまの説明について、何かご質問がありますか。

(林職務代理者)

とても良い事例集だと思います。今後、この事例集をどのように改訂

していくのですか。また、「芯の通った学校組織」が構築されれば、次の段階を目指して、特色ある取組を進めようとする学校が出てくることを期待しますが、そういった状況は見られますか。

(佐野教育改革・企画課長)

取組事例集を作成したのは、今回が初めてです。今年度、第3フェーズということで区切りの年になるわけですが、昨年度の第2フェーズでは、ある種、形のままに取り組んで、第3フェーズに入って、各学校で様々な工夫が出来てきているので、それらを今回集めて事例集を作成しました。今後の改訂については、来年度、再来年度に考えていくこととなりますが、良い事例が集まり次第、改訂をしていきたいと思っております。

様々な、より活用された事例ということですが、「芯の通った学校組織」の取組を進めていく中で、この形をしっかり活用して各学校に合わせたものを取り組んでほしいといったメッセージを出しています。この形というのは、目標の焦点化であったり、運営委員会の活用であったり、主要主任が活躍するような場をいかにしてつくるかといったことで、それ自体は、全県で取り組まれている事柄です。そういったことを今の段階では、各学校において工夫しながら進めていただいている状況でありまして、工夫した取組事例や特色ある取組事例をこの事例集に今回記載しているところです。

(岩崎委員)

先ほど、紹介していただいた取組事例を見させていただいただけでも、「芯の通った学校組織」に向けた取組が、どのようにされていて、成果があがっているかということがよく分かりました。この取組事例集の扱いについての確認ですが、県下のすべての小・中学校に配付すると理解してよいのでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

今後、全ての小・中学校、高校も含めて、少なくとも1部は配付したいと思っておりますし、どうしても配付しただけでは、活用されにくい面もありますので、例えば、教育事務所が行う研修の場であったりとか、本庁にも研修の機会に依頼がありますし、また、来年度初めに全学校を集めて情報の共有をする場面がありますので、そういった場面でも活用していきたいと思っております。

(松田委員長)

学校の先生方だけではなくて、目標協働達成モデル校で参加されている保護者や地域の方には、どのような場面で扱うのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

目標協働達成モデル校で参加されている方々については、1つは、各学校で行われる3回のチーム会議で扱う場面がありますし、加えて、年度初めに、指定校38校の学校・家庭・地域関係者に集まってもらって、こういったことに取り組んでいただきたいといった話をし、年度の中途には、各教育事務所が同じように管内の関係者を集めて研修をし、年度末には、また、改めて指定校の全学校に集まってもらって、情報の共有をしたいと思っております。

(林職務代理者)

8ページの事例ですが、学校の分析をすることが大事であるということがよく分かったのですが、校長先生たちの意識は変わってきているのでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

この前、「芯の通った学校組織」の定着状況調査を行いました。その結果の中で、校長先生が重点目標を多くあったものを、絞っていくことによって、自分たちの学校の課題は何かということについて、突き詰めて考えるということが出来つつあるなど思っていますが、他方で、調査結果の中で、学校の重点課題と学校が目指している重点目標といったものの一致に関しては、まだ課題があるといった捉えも校長先生から示されています。まだ自分たち自身でも、自分が思っている学校の課題といったものが重点目標に必ずしも位置付いていないといった思いも持っている校長先生もいるのかなと思っておりますので、その点も含めて「芯の通った学校組織」の定着に向けた取組を進めていきたいと考えています。

②ミニ懇実態調査（竹田市・日田市分）結果及び他市町村の調査実施について

(松田委員長)

次に、報告第2号「ミニ懇実態調査（竹田市・日田市分）結果及び他市町村の調査実施について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

9月24日の教育委員会会議の中で、ご報告いたしました、勤務時間内における組合活動等についての調査の結果です。

経緯についてですが、第3回定例県議会において、勤務時間内に組合活動、いわゆるミニ懇の案内文書を配布したり、児童生徒に持ち帰らせた、ミニ懇の案内状の郵送に名簿を利用している、ミニ懇の中で団体的自衛権に反対するなどの政治的活動をしているのではないかとの指摘があり、教育長が答弁を行いました。

1点目の勤務時間内の組合活動の案内状の配布については、職員団体が主催するミニ懇に関する協議等を勤務時間内に行うことや児童生徒に持ち帰らせることは、地方公務員法第35条に規定する職務専念義務違反にあたる行為であるという答弁をしました。

2点目の案内状の郵送に名簿を利用しているという個人情報の取扱いについては、各市町村が個人情報保護条例を制定し、運用は市町村に委ねられている、個人情報である氏名・住所を保護者の同意なしに組合活動に利用したことが明らかであれば、目的外利用の可能性が高いと答弁しました。

3点目の集団的自衛権等の政治活動については、その行動をもって直ちに違法な政治的活動が行われたとは判断できないとの答弁をしたところです。

そういった答弁等を踏まえ、今回、指摘のあった竹田市と日田市において、職務専念義務違反の行為の有無と個人情報保護条例抵触行為の有無の2点に絞って調査をし、その結果と処分等について、ご報告いたします。

資料1 ページ(3)の「調査結果及び処分概要」をご覧ください。

まず、日田市については、小中学校合わせて30校、小学校18校、中学校12校のうち、ミニ懇を実施したのが、小学校14校です。中学校については、実施はありませんでした。そのうち、①の案内状を配布した職務専念義務違反の行為が1校、8名で、これは、帰りの会で他の配布物と一緒にミニ懇の案内を配布したというものです。時間としては、概ね1分程度の行為とのことです。②の個人情報保護条例の抵触については、小学校13校ではがき、封書等で案内をしたというものです。

個人情報保護条例については、市町村の首長部局で条例を所管しております。日田市においては、条例の規定にあります、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく、他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならないという条文に抵触すると考えざるを得ないという判断がありました。

処分については、職務専念義務違反の時間が1分から数分という点、また、はがき等の郵送についても、悪質なものは確認できないため、服務監督者である市町村教育委員会による嚴重注意が相当ということで、嚴重注意処分としたところです。

職務専念義務違反に対する処分の内容については、四角囲みにあり、校長・教頭2名を監督者責任として、市町村教育委員会から嚴重注意処分を行っております。また、行為者である教諭等8名については、校長からの嚴重注意という対応をしています。

個人情報保護条例抵触については、校長・教頭26名に対して市町村教育委員会から嚴重注意、行為者である教諭等129名については、校長から嚴重注意としています。

竹田市については、市内の小学校12校、中学校6校、すべての学校でミニ懇が実施されています。

職務専念義務違反につきましては、12校で案内状を勤務時間内に配布したり、それに関する協議をしたり、児童生徒に文書を持ち帰らせたりした行為が確認されており、どれも時間的には30秒から5分程度といったものでした。これに対する処分は、四角囲みにあるとおり、校長・教頭24名を監督者責任として、市町村教育委員会から嚴重注意処分、また、行為者である教諭等45名については、校長からの嚴重注意という対応をしています。

個人情報保護条例の関係については、竹田市の市長部局が、封書・はがきを配布したのみであれば、条例に規定している、職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならないということには、直ちに抵触しないという判断をしていますので、処分等は実施しておりません。

このような日田市と竹田市の状況を踏まえまして、それ以外の16市町村の状況を現在調査中です。調査の内容については、4ページに「ミニ懇実施状況等調査質問項目」として、「ミニ懇実施の有無」、案内方法として、「勤務時間内の組合活動に関すること」、「個人情報の保護に関すること」、「『個人情報保護条例』に関する見解・判断」としております。その結果については、5ページの調査票で、それぞれの市町村教育委員会が各学校からの報告を整理し、10月末までに報告をするように求めています。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいまの報告につきまして、質問・意見はございませんか。

(岩崎委員)

前回の報告を前提にすると、ミニ懇が組合活動であるということについては争いがない、ということによろしいですか。

(藤本教育人事課長)

ミニ懇の主催は組合です。

(岩崎委員)

組合主催のミニ懇の案内状を勤務時間中に配布したり、それに関する協議をしたり、案内状を児童生徒に持ち帰らせたりしていることについて、職務専念義務違反が認められるかどうかというのは、勤務時間中に組合活動をしていいのかどうかという問題であり、これに対する処分として、時間的な面から違反の程度が小さいため、嚴重注意としたことに

については理解できます。

しかし、個人情報保護条例に抵触するかどうかについては、その取扱いが日田市と竹田市で全く異なっています。そこで、まず確認の意味でお聞きしたいのですが、個人情報保護条例は、日田市と竹田市では規定された内容が異なるのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

条文は、それぞれ若干の文言の違いはあると思いますが、基本的な規定については、同様であると思います。

(岩崎委員)

そうすると、基本的には同じ規定なのに、日田市と竹田市では異なる評価ということですね。つまり、勤務時間中に学級名簿を利用して、ミニ懇の案内を配布したという行為、組合活動という目的のための利用が、個人情報保護条例に違反するかどうかということに関して、これが不当な目的に当たるかどうかという点の評価が異なったから、このような結果となったということでしょうか。

(藤本教育人事課長)

はがき等は勤務時間外に書かれたものですので、問題は、名簿の組合活動への利用をどう評価するかということです。

(岩崎委員)

はがきを時間外に書いたかどうかというのは、職務専念義務違反の問題であって、個人情報保護条例抵触については、学級名簿の利用という行為をどう評価するかという問題ですよ。

県教育委員会として、この問題を条例違反として考えるかどうか、これはいかがでしょうか。

(藤本教育人事課長)

条例を所管する市長部局がどう判断するかということだと考えています。

(岩崎委員)

これは教育行政の問題ですから、同じような条文があって、同じ行為がなされているのに、ある市では問題ないと考え、また、ある市では問題ありと考えるというように、判断に差が出るということは、県教育委員会として考えると、望ましいことではないと思いますので、こうあるべきじゃないかという姿勢を示して、市町村教育委員会と協議すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(河野理事兼教育次長)

県議会の答弁において、個人情報保護条例違反の可能性が高いと判断をしたうえで、調査をしました。各自治体が所管している条例に関して、どういった解釈をするかについても、個人情報保護条例違反の可能性が高いのではないですかという投げかけをしましたが、竹田市からは、法律専門家に相談した上での判断として、条例違反とまでは言えないという判断をいただきました。ただ、竹田市教育委員会からは、誤解を受ける可能性は十分あるので、該当教職員、管理職に対して、二度とこういった誤解を招く行為をしないよう指導を行うという回答をいただいています。

(岩崎委員)

今のお話ですと、条例違反とは言えないけれど、何らかの指導、それ相応の対応がなされたということですね。

最初に言いましたように、同じような条例で、同じような行為を評価するのに、各市で取扱いが違うのは、やはり望ましいことではないと思いますので、今後、各市町村教育委員会と協議を続けていただきたいと思います。

(林職務代理者)

組合の活動としてのミニ懇を開くというのは、個人情報の保護を考えると、知らせる方法なんてないのではないのでしょうか。ポスターを貼って、こういう講演会がありますという程度しかないと思うんですが、そういうことになるのでしょうか。PTAの場所で案内状を配るというのは、問題はないのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

PTAが終わって、それが勤務時間外であれば、問題はないという判断です。

(野中教育長)

職務専念義務違反については、時間としては30秒から数分ですが、しっかりとけじめをつけないといけない、そういう意味で日田市にも、それなりの対応をお願いして、こういう処分になったと考えています。いろいろ不安な声が出ていますので、きちんとやっていかないとはいけません。

(松田委員長)

子どもや保護者の不安をなくすように、今後も取り組んでいこう、

お願いします。

③平和教育に関する現状の把握及び指導について

(松田委員長)

次に、報告第3号「平和教育に関する現状の把握及び指導について」報告をしてください。

(後藤義務教育課長)

「平和教育に関する現状の把握及び指導について」平成26年10月17日付で、市町村教育委員会に依頼いたしましたので、ご報告します。

この夏、大分県教職員組合主催で実施されました「親子で学ぶ韓国平和の旅」を契機として、小・中学校で中立性を欠いた教育や指導が行われているのではないかという不安が、保護者等から寄せられました。新聞でも報じられましたが、10月1日には県PTA連合会から要望書の提出があったところです。

このような保護者等の不安を払拭し、信頼される公教育を展開していくために、この度、市町村教育委員会に対して、資料のとおり、小・中学校の教育課程全般、特に平和教育が法令及び学習指導要領に則ったものとなっているか、児童生徒の発達に即したものとなっているか、現状の把握並びに明らかになった問題点を解消する指導を依頼したものです。

「記」以下を要約して申し上げますが、

- 1 学校で行われる平和教育の政治的中立の確保
- 2 教育課程上の平和教育の扱いの明確化、学習指導要領に示す当該教科等の目標、内容及び内容の取扱い等との合致
- 3 授業時数の適正化と、児童生徒の過重な負担の回避
- 4 大分県教職員組合の活動方針や同団体の活動方針に専ら用いられている用語を排した平和教育の全体計画及び年間計画の策定
- 5 平和教育の全体計画及び年間計画の策定にあたる校長、教務主任等の責任の明確化

以上5点を観点に、3ページに示す資料に基づいて点検し、4～6ページの報告書をもって、現状の報告を平成26年11月21日までに、教育事務所にするよう求めております。

また、この際、併せて、いわゆる「平和カレンダー」の扱いにつきましても、報告を求めております。

今後、提出された報告書、資料を精査し、必要に応じ指導する予定です。

また、結果については改めて報告いたします。以上でございます。

(松田委員長)

ただいまの報告について、質疑・意見等はございませんか。

(林職務代理者)

平和教育は、学校教育の中、校長の許可のもとで行われているということによいでしょうか。

(後藤義務教育課長)

はい、そうです。

④平成25年度文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について

(松田委員長)

次に、報告第4号「平成25年度文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について」報告をしてください。

(江藤生徒指導推進室長)

文部科学省が統計法に基づいて実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（速報）」の結果が公表されましたので、ご報告いたします。

資料1ページには、大分県と全国との両方がとりまとめられていますが、主に2ページ以降を使いまして、大分県の動向をご報告します。この調査対象期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までです。

「2 いじめについて」ご説明いたします。いじめの認知件数は、表にも示しておりますが、2ページ「○ いじめの状況」の1つ目、小・中・高・特別支援学校合わせて3,496件で、昨年度の3,739件より243件の減少となっています。児童生徒1,000人当たりの認知件数は27.1件で、昨年度の28.9件より1.8件の減少となっています。なお、千人当たりの認知件数の全国平均は、1ページ最上欄、いじめの認知件数の右側「全国」の欄にありますように、13.4件であり、本県はそれを上回っていますが、これは些細な事案もいじめとして捉え、適切に対応するよう周知した結果と考えています。

「○ いじめの状況」の2つ目、いじめの態様としては、複数回答で「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く66.2%であり、以下「仲間はずれ、集団による無視をされる」が23.3%、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が21.1%などとなっています。

認知したいじめのうち解消しているものは2,951件で、解消率は84.4%となっており、昨年度より5.9%の増加となっています。なお、表にはありませんが、いじめの解消率は4年連続の上昇となっています。

次に、「3 いじめ防止対策推進法を踏まえた地方公共団体の状況」についてご説明いたします。はじめに、「○ 地方いじめ防止基本方針」についてですが、3ページの一番上、「○ 地方公共団体の状況」に記載してありますように、法による策定や設置の義務は、地方公共団体にはありません。状況としては、県及び10市町村が策定済みであり、「いじめ問題対策連絡協議会」については1市が条例による設置、県及び4市町村が条例によらない設置となっています。

次にその下、「4 いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況」ですが、各学校には、法により「学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめの防止等のための組織」の設置が義務付けられています。各学校の状況ですが、「学校いじめ防止基本方針」の策定については、県内全ての公立学校において策定を終えています。また、私立学校の一部において現在策定中となっています。また、「いじめの防止等のための組織」の設置についても、同じような状況となっています。

その下、「5 暴力行為」について、ご説明いたします。暴力行為の発生件数は、表にありますように、小・中・高・特別支援学校合わせて374件で昨年度の314件より60件の増加となっています。内訳は、「○ 暴力行為の状況」にありますように、「対教師暴力」が43件、「生徒間暴力」が236件、「対人暴力」が16件、「器物損壊」が79件となっており、善悪の判断ができず自分本位の考え方から暴力行為に至った事案や、特定の児童生徒が繰り返し暴力行為を行う等の事案が増えております。

次に、4ページ「6 小中学校不登校」について、ご説明いたします。「○ 不登校の状況」にあるように、小・中学校の不登校児童生徒数は1,249人であり、昨年度の1,200人より49人の増加となっています。児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は13.3人で、昨年度の12.6人より0.7人増加しています。なお、1,000人当たりの不登校児童生徒数の全国平均は11.7人であり、本県はそれを上回る結果となっています。また、不登校のきっかけとしては、複数回答で「無気力」が最も多く34.3%であり、以下「不安などの情緒的混乱」が33.1%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が15.2%などとなっています。「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」は446人であり、全不登校児童生徒のうち35.7%となっています。

次に「7 高等学校不登校、中途退学」について、ご説明いたします。高等学校の不登校生徒数は659人で、昨年度より24人の増加となっ

ています。また、高等学校の中途退学者数は582人で、昨年度より47人の増加となっており、中途退学率は1.7%となっています。

最後に、5ページ「8 大分県教育委員会の取組」について、ご説明いたします。県教育委員会では、昨年、国による「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、本年4月に「大分県いじめ防止対策基本方針」を策定し、法に基づく学校の基本方針、校内組織の設置など、いじめ問題に対する学校の組織的な取組を推進しているところです。また、不登校児童生徒数の減少に向けて、スクールカウンセラーの小・中連携配置の拡充に努めております。さらに、本年度から配置した不登校対策コーディネーターと市町村教育委員会の連携により、学校からの市町村教育委員会への欠席連絡システムの構築や、教育支援センターの改善等がより進んだ市町村もあります。さらに効果を上げていけるよう未然防止と初期対応の充実に向けた体制づくりを推進してまいります。

今後も、教職員の生徒指導力向上と組織的な生徒指導体制づくりを推進しながら、児童生徒一人一人を大切にされた生徒指導を進めてまいります。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいまの報告について、質疑・意見等はありませんか。

(首藤委員)

いじめの方は、一生懸命に取り組んで対策が出来ているようですが、不登校の課題が大きいと思います。無気力の生徒が多く、その対策としてスクールカウンセラーというのは、立ち直らせるのは非常に難しいような気がします。不登校に対する根本的な対策をしないと、どんどん増えていくように思えるのですが、いかがでしょうか。

(江藤生徒指導推進室長)

スクールカウンセラーの方々は、相談を受けて、教育支援センター等、適切な場所につなげながら、個別の相談にのって、解決に向けて努力をしています。また、本年度から、不登校対策コーディネーターを16市町に配置して、未然防止、つまり新規の不登校を出さない取組に力を入れています。これまで、市町村教育委員会に欠席状況が入るようにするシステムを作るほか、不登校になった生徒が教育支援センターに通えるようになるような仕組みづくり等に向け、不登校対策コーディネーターが動いている状況です。

(松田委員長)

今までのやり方では不登校がどんどん増えるのではないかというご意

見がありましたが、不登校の生徒を専門機関につなぐということをスクールカウンセラーはやっています。私がスクールカウンセラーをしていたときは、不登校の予備という期間となる3日以上欠席がある生徒の家庭訪問をしていました。それによって、かなりの生徒を学校に繋げました。

専門的な知識を持つスクールカウンセラーが家庭訪問や親に対する生活改善指導などをやると、効果が上がると思います。私自身もやってきて、非常に効果がありました。先生が一軒一軒家庭訪問をするのは難しいと思います。スクールカウンセラーとして、一人ひとりの家庭に入って、1対1で「あなたこういったことが優れているじゃないの。がんばろうよ」といえば、必ず自信をもってくれます。一人ひとりに自信を持たせないといけないと思います。

未然防止という意味でも、大変なことになる前に、いろんな人の力を合わせて学校に来れる指導、生きる意欲、学習意欲、こういった自信を持たせるような指導をみんなでやっていくような指導をすることが大切だと思います。

(高橋委員)

実際に不登校は、何%くらい学校に復帰していますか。

(江藤生徒指導推進室長)

先ほども報告の中も、ご説明させていただきましたが、復帰率としましては、35.7%です。

(高橋委員)

その生徒は確実に学校に戻ってきているのですか。

(江藤生徒指導推進室長)

はい、そうです。

(高橋委員)

きちんとした形で授業に参加できているのですか。

(江藤生徒指導推進室長)

完全にずっと一年間授業に出ているかというのと、そうでないものも含まれます。

(松田委員長)

私は、スクールカウンセラーとして勤務したのは、県立高校だったので、60日間学校に来ないと単位が取れませんというような指導ができ

ていたのですが、義務教育では、学校に数時間でもいればよいというように、やや甘いところがあると思います。最終的には、小・中学校の不登校が、そのまま高校につながる可能性がありますので、小・中学校と高校の先生方の連携が必要だと感じます。

(高橋委員)

スクールカウンセラーは、どこまで対応するのでしょうか。スクールカウンセラーが対応できないときには、どうするのかは決めてあるのですか。

(江藤生徒指導推進室長)

相談に応じて、その児童生徒に合った対応をスクールカウンセラーが判断し、この場合には先生に相談しながら、この場合には福祉機関につながりというような対応をしています。

(松田委員長)

スクールカウンセラー同士の研修会で指導を受けたり、また、事例検討会等もやっています。

(高橋委員)

スクールカウンセラーでは対応できない場合は、例えば、精神科医につないでいくというようなこともするのでしょうか。

(松田委員長)

そういう場合もあると思いますが、そういった場合は、家庭や先生方と話をし、しっかりと連携していくことが大切だと思います。

(岩崎委員)

今までのやりとりをみましても、スクールカウンセラーが大変な業務ということは分かります。不登校の問題は、態様が様々で、対応が難しいと思います。

先ほどの話の中で、スクールカウンセラー同士が研修していることをお聞きしましたが、非常に大切なあるいは大変な業務をしていただいているスクールカウンセラーについて、全体での研修がなされているのでしょうか、組織的な資質向上のための研修が行われているのでしょうか。

(江藤生徒指導推進室長)

スクールカウンセラー連絡協議会を年3回開催し、その中で研修を入れるような形をとっています。特に2回目は、教育事務所ごとで行い、その中で地域に独特な、また、特徴的な事例をもとにしたケース会議も

実施しています。

(松田委員長)

県教育委員会が行う研修だけでなく、スクールカウンセラー自身が行う研修もやっていますし、精神科医との連携もできています。

⑤平成26年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について

(松田委員長)

次に、報告第5号「平成26年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について」報告をしてください。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

「平成26年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査」の結果について、ご報告いたします。

この調査は、本年5月から7月の間に、県下全ての公立小学校・中学校・高等学校の児童生徒全員を対象に実施しております。まず、調査結果の概要についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。この表は、児童生徒の体力・運動能力調査結果の一覧です。それぞれ、上段に平成26年度の県平均、下段には平成25年度の全国平均を記載しております。なお、全国平均につきましては、先週13日の文部科学省「体育の日」に公表されました平成25年度体力・運動能力調査結果となっております。網掛け部分は、全国平均以上の項目となります。これは、県平均と全国平均との有意差検定を行った結果です。全国平均以上の項目数は、小学生は65となりました。これは過去最高であった昨年をさらに17項目上回るものでした。一方、中学生は6、高校生は8という結果でした。

表を縦軸で見ると、「長座体前屈」、「ボール投げ」では、小学生のすべての年齢において、全国平均以上となっております。しかしながら、「50m走」につきましては、男女とも全ての年齢で全国平均を下回っております。

横軸で見ると、中学生・高校生は、多くの項目において全国平均を下回っており、特に男女ともに中学校2、3年生、及び高校1年生が深刻な状況となっております。

次に3ページ上段の表2をご覧ください。この表は、県平均が全国平均以上である項目数とその割合である達成率の年次推移を示したものです。また、下段のグラフ1はその推移を示したものとなります。

本年度の全校種の達成率は、41.1%であり、昨年度に比べると11.4ポイント上昇しております。達成率を校種別で見ると、小学校は過去最高となる67.7%、中学校は12.5%、高校は16.

7%でした。新大分県総合教育計画では、この達成率を平成27年度には50%にすることとしております。

また、資料にはありませんが、小学校の体力向上の拠点校であります体育専科教員活用推進校24校の達成率は93.8%でした。参考までに、5年前の平成21年度調査結果との比較を行って見たところ、全192項目中150項目で平均値が向上していることから、体力向上に係る施策の成果は確実に現れていると判断しております。

続いて、調査結果に係る考察を述べさせていただきます。資料1ページにおもどりください。小学生につきましては、「一校一実践」を中心とした体力向上の取組の充実や各郡市に配置し今年度から24名に増員しました体育専科教員の熱心な取組などにより、達成率が大幅に向上しております。また、課題であった「上体起こし」、「20mシャトルラン」、「立ち幅とび」についても全体的に改善されたことなどから、今後も取組を継続していきたいと考えております。

一方で、中学生・高校生については、未だ多くの項目で全国平均には達していない状況にあります。改善に向けては、「授業」や「一校一実践」の更なる充実により、学校生活における運動の実施頻度を高めることに加え、家庭での運動実施にまで踏み込んだ取組とする必要があると考えております。その推進役として、保健体育担当教員の役割が非常に重要であることを、研修等をとおして徹底してまいります。

男女とも全ての年齢で全国平均を下回った「50m走」につきましては、その改善に向け、一校一実践に「走る・歩く」活動を組み込むなど、重点的な取組が多くの学校で行われるよう検討してまいります。

また、体力向上は「運動の実施頻度」や「ゲームの利用時間」など、生活習慣と密接に結びついていることから、学校と家庭との連携により、児童生徒の生活習慣の改善に向けた取組も必要となります。その手段として、PTAでの健康・体力に関する講演会や「保健室便り」「食育通信」などは有効であることから、その充実に向けた取組も行っていきたいと考えております。

最後に、4ページの補足資料をご覧ください。上段は、3つの体力調査についてまとめたものです。調査ごとにテストを行うのではなく、1度のテスト結果をそれぞれ活用しています。今回は、BとCの結果の比較となります。なお、Aの結果については、11月下旬に文部科学省から公表予定です。全国すべての小5、中2を対象とした調査であり、体力合計点による全国順位についても毎年示されております。下段は、昭和61年の本県児童生徒の結果との比較を行ったものです。体格は向上

しているものの、50m走、ボール投げともに調査結果は低下しております。今後は、子どもの体力がピークと言われております昭和60年頃の水準への回復を目指してまいります。

なお、体力向上については、調査結果の向上のみを目指した取組ではなく、児童生徒に運動の楽しさを味わわせ、運動の日常化・習慣化が図られること目指した取組となるよう今後も継続した指導を行ってまいります。

以上で体力・運動能力等調査の結果についての報告を終わります。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

ダンス、武道を中心とした体育の授業が行われるようになったことから、「投げる」や「走る」が十分に行えていないのではないのでしょうか。子どもの運動実施については、保護者への啓発だけでは、なかなか改善されないと思います。課題のある調査項目について、子どもたちが楽しさを味わうことができるような指導が大切だと思います。

女子中学生の調査結果は良くないことから、運動部活動に加入している生徒とそうでない生徒の体力調査結果を示すことも改善に向けた一つの方法ではないのでしょうか。一般的に、体力の高い生徒は学力も高いと聞きます。学力と体力の相関関係を示すと、運動しようとする生徒、運動をさせようとする保護者が増えるのではないのでしょうか。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

中学校1、2年生では、武道やダンスを含むすべての運動領域が必修となっていますので、課題である「投げる」や「走る」についても、しっかりと指導していきたいと思います。

また、「体づくり運動」は、全ての学年で必修とされていますので、運動の行い方については、座学も含めてしっかりと指導を行い、放課後や家庭生活での運動の日常化を図っていきます。

(松田委員長)

学校、家庭、地域でしっかりと連携を図りながら、取組を行ってほしいと思います。特に、地域には優秀な人材がいますので、そうした人たちを積極的に活用するべきではないのでしょうか。

(林職務代理者)

楽しく運動に取り組ませることも大事ですが、高い目標を持たせることも大切ではないのでしょうか。例えば、体力テストの上位の者を選出して、

将来のオリンピック選手として育成するようなことを行ってもよいのではないのでしょうか。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

来年度、新規事業として、ジュニアアスリートを育成する事業を検討しているところです。

(林職務代理者)

能力ある子どもを、早い時期に発掘して育成することも、ぜひ行ってほしいです。

【協 議】

①コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する規則制定について

(松田委員長)

それでは、協議の①「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する規則制定について」協議を行います。

(高畑高校教育課長)

〈説明概要〉

- ・コミュニティ・スクール導入に向けての流れ
- ・規則の制定と具体的な事務手続きについて
- ・今後のスケジュールについて

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(松田委員長)

学校評議員という制度がありますが、これとは違う新しい制度ということでしょうか。

(高畑高校教育課長)

はい、そうです。

(林職務代理者)

年間、何回くらい会議を行うのですか。報酬が年額1万円となっておりますが、それくらいの金額でいいのでしょうか。他県では、1回あたりいくら、という額が出ているようですが。

(高畑高校教育課長)

会議は、年間5回程度を想定しています。要綱については、別に定めることとしておりますので、他県例を勘案しながら、年額1万円で検討しているところです。

(松田委員長)

学校運営協議会から、人事について意見を出すことができるのですか。

(高畑高校教育課長)

はい、そうです。ただし、その場合は、出席委員の3分の2以上で議決することとしています。

(岩崎委員)

小・中学校のコミュニティ・スクールについては、地域おこし等も含めて、うまくいっていると聞いていますので、県立学校でも、うまくいってほしいと思っています。ところで、小・中学校は、校区が比較的狭いので、地域の方々の協力をいただけたらと思いますが、県立学校の場合は、通学範囲が広いので、協議会委員の選任には苦勞するかもしれません。県立学校でも、地域との協力体制ができるよう、是非頑張っていたきたいと思います。

(林職務代理者)

例えば、平日に2日間会議があるとすると、委員になる人は限られてくるのではないのでしょうか。

(河野理事兼教育次長)

玖珠町は、小・中学校で大分県や全国を代表するようなコミュニティ・スクールがすでに導入されており、熟度が高い地域です。今回、玖珠美山高校に導入される見込みですが、地元では理解と期待を持って迎えられています。玖珠町のコミュニティ・スクールは、県内の他の地域と違って、開かれた学校というよりも、学校改革に主眼を置いています。運営協議会の委員が学校を担い、責任を持って「おらが学校」という立場で参加をしていくというものですので、玖珠美山高校の存続をかけた協議会になっていくと思います。

(高橋委員)

これから、高校再編が行われる地域はあるのですか。また、そこで学校運営協議会が導入された場合、委員は広域から選ばれる可能性があるのですか。

(高畑高校教育課長)

今の高校再編については、来年度、高校が開校する別府地域と玖珠地域で終了します。運営協議会の委員に関しては、県立高校であり、通学範囲は広がるため、広域からの選任になると思います。玖珠町と九重町を中心に考えていくことになると思います。玖珠町、九重町に加えて、日田や湯布院も視野に入れながら、地域を一番分かっている校長の推薦をもらい、選任していきます。

(高橋委員)

広域になると交通費もかかりますが、逆に狭い地域で選ぶとなると、選定しにくいと思いますので、委員の選任については、しっかり考えていただきたいです。

(高畑高校教育課長)

報酬については、他県や小・中学校の例をもとに、年額1万円を考えています。委員ご指摘のことについても、十分考えていきたいと思えます。

(松田委員長)

協議の結果を踏まえて進めてください。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

②平成27年度公立学校教職員定期人事異動方針等について

(松田委員長)

それでは、協議の②「平成27年度公立学校教職員定期人事異動方針

等について」協議を行います。

(説明)

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

次回の教育委員会議での議案の提出をお願いします。

③平成27年度実習助手・海事職・理療科教諭選考試験について

(松田委員長)

それでは、協議の③「平成27年度実習助手・海事職・理療科教諭選考試験について」協議を行います。

(説明)

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

協議の結果を踏まえて進めてください。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。
ないようですので、これで平成26年度第14回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第14回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年10月21日(火)

13:05~15:25

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 「大分県グローバル人材育成推進プラン」の策定について

(2) 報 告

①「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」の構築に関する取組事例集について

②ミニ懇実態調査(竹田市・日田市分)結果及び他市町村の調査実施について

③平和教育に関する現状の把握及び指導について

④平成25年度文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について

⑤平成26年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について

(3) 協 議

①コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に関する規則制定について

②平成27年度公立学校教職員定期人事異動方針等について

③平成27年度実習助手・海事職・理療科教諭選考試験について

(4) その他

4 閉 会

第一号議案

「大分県グローバル人材育成推進プラン」の策定について

「大分県グローバル人材育成推進プラン」を別紙（案）のとおり決定したいので、議決を
求める。

平成二十六年十月二十一日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

「大分県グローバル人材育成推進会議」での協議・検討結果を踏まえ、これからのグローバル社会を生きる本県の子どもたちに必要な力を育成するために、今後三年間に取り組むべき内容を「大分県グローバル人材育成推進プラン」として定めたいので提案する。

大分県グローバル人材育成推進プラン(案)について

大分県グローバル人材育成推進会議の設置

平成26年5月14日に、本県におけるグローバル人材育成に必要な教育上の課題・今後の取組について協議・検討するため設置。会議のメンバー及び審議の経過は以下のとおり。

< 大分県グローバル人材育成推進会議委員 >

企業関係者	株式会社大分銀行	常務取締役	渡部智弘
	三和酒類株式会社	取締役副社長	熊谷敬造
	大分日産自動車株式会社	取締役社長	橋本仁
	英語教室	代表	池田裕佳子
	独立行政法人 日本貿易振興機構	大分貿易情報 センター所長	松村亮
大学関係者	大分大学教育福祉科学部	教授	山崎清男
	立命館アジア太平洋大学	国際経営学部長	横山研治
保護者代表	大分県PTA連合会	副会長	廣瀬多賀子
	大分県高等学校PTA連合会	副会長	渡辺美和子
学校教育関係者	杵築市立杵築中学校	校長	森山聡
	宇佐市立宇佐中学校	校長	吉村高三
	大分県立由布高等学校	校長	工藤孝一
市町村教育委員会	別府市教育委員会	教育長	寺岡悌二

※団体名及び職名は平成26年9月のもの。

< 審議の経過 >

第1回	5月14日	大分県における「グローバル人材」の資質・能力について
第2回	7月1日	「挑戦意欲と責任感・使命感」について
第3回	8月7日	「多様性を受け入れ協働する力」及び「大分県や日本への深い理解」について
第4回	8月29日	「知識・教養に基づき論理的に考え伝える力」及び「英語力(語学力)」について
第5回	9月25日	「大分県グローバル人材育成推進プラン」について

大分県における「グローバル人材」の資質・能力の考え方

会議での意見やアンケート結果を踏まえ、大分県における「グローバル人材」の資質・能力を以下のように定義した。そして、これからのグローバル社会を生きる大分県の子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働し未来を切り拓く上で、この5つの力の「総合力」が必要であり、その素地を教育の中で培うことが必要であるとした。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となる

- 挑戦意欲と責任感・使命感
- 多様性を受け入れ協働する力
- 大分県や日本への深い理解
- 知識・教養に基づき論理的に考え伝える力
- 英語力（語学力）

||

5つの力の「総合力」

グローバル人材育成のための体制の整備

本プランでは、5つの力を総合的に育成するために、今後3年間に取り組むべき施策を示した（別紙）。また、グローバル化の益々進展に対応できるよう、以下のように、施策の進捗状況の進行管理や取組の改善・充実を図るとともに、プランを推進するための体制を整備する必要があるとした。

○成果を測る指標の策定

施策の進捗状況を確認できるよう、プランの成果を測ることができる指標を策定する。

○フォローアップの実施

毎年度、本プランの進捗状況を「大分県グローバル人材育成推進会議」に報告し、会議からの意見を踏まえて、組織的な取組の改善・充実を図る。

○プランの見直し

本プランの最終年度である平成29年度において、本プランに基づく取組や成果の状況を検証するとともに、必要に応じ、改善されたプランを策定。

○プランの推進体制の整備

本プランに基づく取組の推進や改善・充実を図るため、教育庁内の体制を整備する。

5つの力の「総合力」によるグローバル人材の育成

I 挑戦意欲と責任感・使命感

【現状・課題】

- 海外への挑戦意欲が高くない
 - ・ 将来留学したり国際的な仕事に就いてみたい小学生：3割
 - ・ 留学に前向きな高校生：4割
- 留学や海外大学進学実績が低調(H25)
 - ・ 留学している高校生は0.1%(31人)
 - ・ 海外大学への進学は5人
- 留学や海外大学進学へのサポートが十分でない
 - ・ 留学の壁は、①言葉の壁、②経済的負担、③留学方法等への不安感
 - ・ 積極的に留学を推奨する高校は3校のみ
 - ・ 海外大学進学への情報提供ができる高校が少ない

【取組】

- 「人材バンク」の設置によるグローバル人材に触れる機会の充実
- 留学フェアの開催や留学ガイドの作成等を通じた、生徒、保護者、教員への情報提供の充実と気運の醸成
- 海外大学進学への相談体制の整備
- 国の留学支援事業の一層の活用を含め、留学への経済的な支援の充実

II 多様性を受け入れ協働する力

【現状・課題】

- 国際交流活動はある程度行われているが、頻度や継続性等に課題
 - ・ 過半数の小学校で、APUの留学生等と国際交流を実施
 - ・ 国際交流を行っている高校は1/3、海外修学旅行は5校に止まる(H14の21校から大幅減少)
 - ・ 単発的な交流が多く、一定期間、共に過ごす機会の充実が必要
- A.L.T.の一層の活用
 - ・ 学校行事など授業以外の活用は、毎週から回数回まで様々

【取組】

- 国際交流活動の市町村教委間での情報共有の推進
- 小中学生を対象としたイングリッシュキャンプの継続的実施
- 県立学校での海外交流の推進
- 締結など国際交流協定の推進
- 留学生活用を軸としたSGHの教育プログラム普及
- ホームステイ受入活用策の検討
- 国際バカロレア認定への研究
- 異文化理解の推進の観点からのA.L.T.の活用

一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒を増増。

III 大分県や日本への深い理解

【現状・課題】

- 郷土学習の一層の充実
 - ・ 郷土の先人や芸術、歴史遺産などを知る機会を増やす必要
- 考え伝える活動を通じた理解深化
 - ・ 県や日本の課題の解決方法を考え、他者に伝える機会を増やす必要

【取組】

- 郷土の先人に関する教材の作成や活用等による郷土学習の充実
- 郷土の歴史遺産、史跡等に触れ学ぶ機会の充実
- 海外姉妹校との交流等の中で、郷土や日本についてプレゼンテーションする機会の充実

IV 知識・教養に基づき論理的に考え伝える力

【現状・課題】

- 小中：授業改善が行われつつあるが、より一層の改善を進める必要がある。特に、中学校での思考力を伸ばす指導に課題。
- 高：思考力・判断力・表現力等を育成する授業への組織的取組が、小中高で最も低い。

【取組】

- 小中：「新大分スタンダード」のもとでの継続的な授業改善の推進
- 中：全教科、全教員を通じた、思考力・判断力・表現力と学習意欲を高める「学校改善の推進高校入試改革」
- 高：「授業改善推進プラン」を作成し授業改善を計画的に推進

V 英語力（語学力）

【現状・課題】

- 英語の授業が分かる、英語が好きと答える生徒が少ない。
 - ・ 分かる：中学生57%、高校生44%
 - ・ 好き：中学生54%、高校生40% (他教科より低い)
- 英語教員の外部資格保有が不十分
- 英語教育の改善方針が明確でない

【取組】

- 「大分県英語教育改善推進プラン」の策定及びプランに基づく改善
 - ・ プラン策定のため、年内に、有識者・教員等で構成する「英語教育改善推進委員会」を設置。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤の育成

「一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験」に係る調査結果

※平成26年9月に、県内の全公立高校の第3学年を対象に実施。

問1 これまで、2、3日以上の間継続的に、外国人と一緒に活動した経験はありますか？

ある	1284人(17.5%)
ない	6052人(82.4%)

調査人数 7346人

問2 (問1で「ある」と答えた人のみ回答)

いつそのような経験をしましたか？(複数回答可)

	人数
①1年(程度)以上の留学に行った。	4
②1年(程度)未満の留学・海外研修に行った。	109
③高校の海外修学旅行に行った。	946
④小中学校や市町村が実施する海外に行くプログラムに参加した。	67
⑤家族の仕事の関係などで、海外に住んでいた。	21
⑥日本で留学生と活動した。	106
⑦ホームステイで外国人を受け入れた。	70
⑧学校に在籍している外国人と一緒に活動した。	60
⑨その他	73

問3 (問1で「ある」と答えた人のみ回答)

その経験により、以下のような変化があったと思いますか？(複数回答可)

	人数
①外国で起きていることへの興味が強くなった。	302
②大分や日本のことを知りたいという気持ちが強まった。	170
③外国人と話したり、一緒に活動したりすることへの不安感が減った。	424
④留学したり、将来、外国で働きたいと思う気持ちが強まった。	318
⑤英語でコミュニケーションを取れるようになりたいという気持ちが強まった。	866

大分県グローバル人材育成推進プラン(案)



大分県教育委員会

平成26年10月 日

目 次

I はじめに

II 大分県グローバル人材育成推進会議

III 大分県におけるグローバル人材の資質・能力

IV 5つの力の総合的な育成

- 1 挑戦意欲と責任感・使命感
- 2 多様性を受け入れ協働する力
- 3 大分県や日本への深い理解
- 4 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力
- 5 英語力（語学力）

V グローバル人材育成の継続的な推進のための体制の整備

Ⅰ はじめに

現在、急速なグローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化の激しい社会が到来しつつあります。このような中、世界に通用するグローバル人材を育成することが必要であるとの指摘が多方面から行われています。

今回実施したアンケートによると、大分県でも、保護者の約8割が「将来どこで働くかに関わらず、子どもには国際レベルで活躍できるような人間になってほしい」と考えています。また、大分県の企業の過半数が、グローバル人材が現時点或いは将来において会社に必要とし、そのような人材を日本人の中から採用したいと回答しています。平成26年3月に改訂された大分県海外戦略においても、国際人材の育成として、世界に通用する青少年の育成が謳われたところです。

他方、一言でグローバル人材と言ってもそのイメージは様々であり、その必要性が広く認識されている一方、大分県として、どのような資質・能力をどう伸ばしていくか明確でない状況がありました。

このようなことから、今回、企業、大学、保護者、学校、教育委員会の各関係者から構成される「大分県グローバル人材育成推進会議」を立ち上げ、大分県におけるグローバル人材の資質・能力の考え方、グローバル人材を育成する上での教育上の課題や今後の取組について、幅広く協議・検討を行いました。

その結果、これからを生きる子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していく上では、

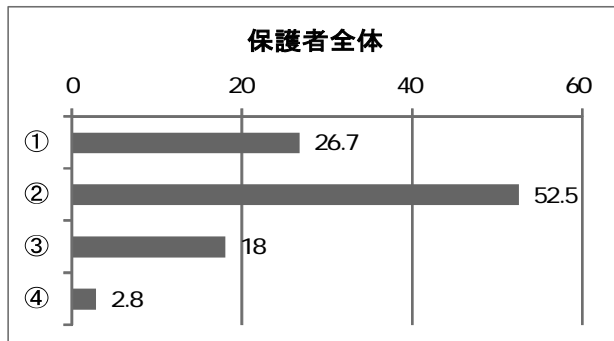
- ・ 挑戦意欲と責任感・使命感
- ・ 多様性を受け入れ協働する力
- ・ 大分県や日本への深い理解
- ・ 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力
- ・ 英語力（語学力）

の5つの力の「総合力」が必要であるとしました。そして、小中高等学校、家庭、地域の中で、これらの5つの力の素地を培っていくことにより、これからのグローバル社会を生きる大分県の全ての子どもたちが、自分の夢に挑戦し、自己実現を図れるようになることが必要であると考えました。

本プランでは、これらの力を育成するため、今後3年間に取り組むべき内容を明らかにしています。今後、このプランに基づき、グローバル人材育成の気運を高めながら、着実に取組を進めるとともに、その継続的な充実を図っていきます。

保護者対象アンケート

[将来どこで働くかに関わらず、子どもには国際レベルで活躍できるような人間になってほしい]

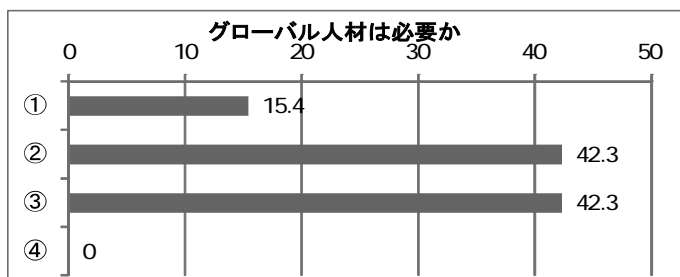


[単位%]

- ① とてもそう思う ② ある程度そう思う
 ③ あまりそう思わない ④ そう思わない

企業対象アンケート

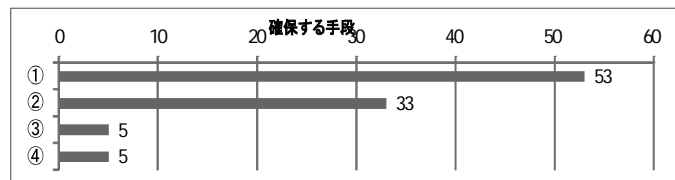
[グローバル人材は貴社にとって必要だと考えるか 単位%]



- ① 現時点で必要である
 ② 将来的には必要である
 ③ 海外展開等の予定がなく、必要とは思わない
 ④ ③以外の理由で必要とは思わない

[上記で①または②と回答した場合、グローバル人材をどのように確保したいと考えますか。]

単位 企業数]



- ① 英語力や海外留学体験など、グローバルな能力や経験を持つ日本人の採用
 ② 留学生など外国人の日本での採用
 ③ 海外展開先での現地採用
 ④ その他

Ⅱ 大分県グローバル人材育成推進会議

【 大分県グローバル人材育成推進会議の設置 】

平成26年5月14日、本県におけるグローバル人材育成に必要な教育上の課題・今後の取組について協議・検討するため「大分県グローバル人材育成推進会議（以下、「会議」という。）を設置した。

会議の委員及び審議の経過は以下のとおりである。

大分県グローバル人材育成推進会議委員

企業関係者	株式会社大分銀行	常務取締役	渡部 智弘
	三和酒類株式会社	取締役副社長	熊谷 敬造
	大分日産自動車株式会社	取締役社長	橋本 仁
	英語教室	代表	池田 裕佳子
大学関係者	独立行政法人 日本貿易振興機構	大分貿易情報 センター所長	松村 亮
	大分大学教育福祉科学部	教授	山崎 清男
保護者代表	立命館アジア太平洋大学	国際経営学部長	横山 研治
	大分県PTA連合会	副会長	廣瀬 多賀子
学校教育関係者	大分県高等学校PTA連合会	副会長	渡辺 美和子
	杵築市立杵築中学校	校長	森山 聡
	宇佐市立宇佐中学校	校長	吉村 高三
市町村教育委員会	大分県立由布高等学校	校長	工藤 孝一
	別府市教育委員会	教育長	寺岡 悌二

※団体名及び職名は平成26年9月のもの。

審議の経過

第1回	5月14日	大分県における「グローバル人材」の資質・能力について
第2回	7月1日	「挑戦意欲と責任感・使命感」について
第3回	8月7日	「多様性を受け入れ協働する力」及び「大分県や日本への深い理解」について
第4回	8月29日	「知識・教養に基づき論理的に考え伝える力」及び「英語力（語学力）」について
第5回	9月25日	「大分県グローバル人材育成推進プラン」について

【 大分県グローバル人材育成に係るアンケート調査 】

会議の設置に先立ち、検討に資するよう、平成26年1月に、以下を対象にアンケート調査を行った。以下、出典の記載がないデータは、この調査から引用したものである。

- ・小・中学校及び高等学校の保護者（約800人）
- ・高等学校（全日制41校）
- ・小・中学校及び高等学校の教員（約760人）
- ・県内企業（約120社）
- ・市町村教育委員会（18市町村教育委員会）

III 大分県におけるグローバル人材の資質・能力

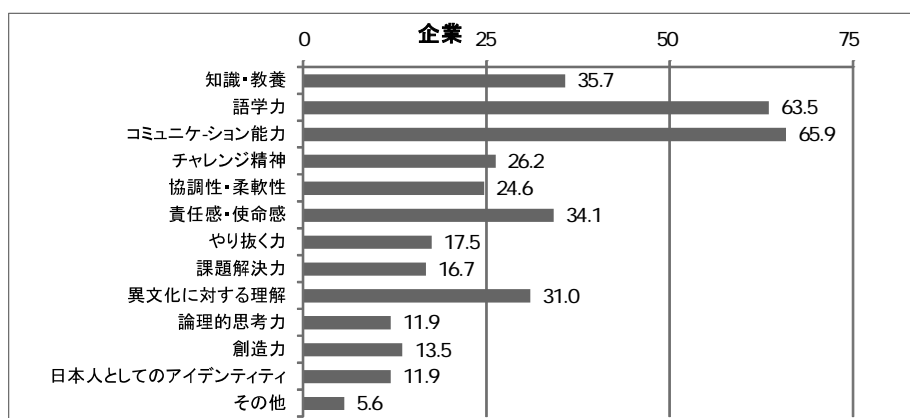
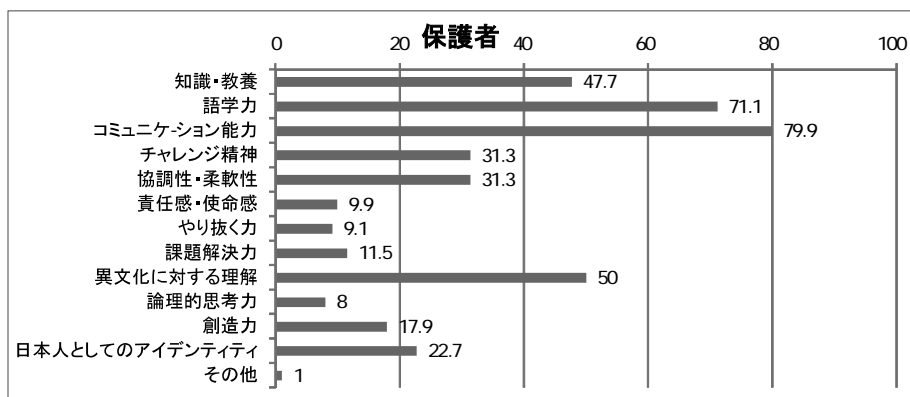
会議では、まず第1回に、グローバル人材育成に必要な資質・能力の定義について協議を行った。一概にグローバル人材育成に必要な資質・能力と言っても、非常に多様である。例えば、国の「グローバル人材育成戦略」では、「Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力」「Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」「Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ」の諸要素が含まれるとしており、その他様々な団体により多様な定義付けが行われている。

本会議においても、以下のように幅広い意見が出された。

- ・グローバル人材とは、何より、挑戦していく人材のことだ。
- ・語学力だけでなく、意欲のある人、やる気のある人のことだ。
- ・外国人から信頼して一緒に仕事ができると言われることが重要。
- ・海外の人の考え方や多様な文化を理解できることが必要。
- ・地域（ふるさと）の良さや伝統文化への理解や誇りを持っていることが重要。

また、アンケート調査では、保護者・企業から、次のように、コミュニケーション能力、語学力、異文化に対する理解、知識・教養といった資質が多く挙げられた。企業からは、責任感・使命感が必要という意見も多かった。

[グローバル人材に求める要件(資質)は、次のうち特にどれですか(複数回答 単位%)]



[※上記アンケート調査を含め、このプラン記載のデータは、特に記載のない限り大分県の児童生徒や保護者等を対象としたものである。]

こうした会議での意見やアンケート結果を踏まえ、大分県におけるグローバル人材の資質・能力を、「世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となる『挑戦意欲と責任感・使命感』『多様性を受け入れ協働する力』『大分県や日本への深い理解』『知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力』『英語力(語学力)』」と定義することとした。

そして、これからのグローバル社会を生きる大分県の子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働しながら、未来を切り拓いていく上で、この5つの力の「総合力」が必要であり、その素地を学校、家庭、地域の教育の中で培うことが必要であると考えた。

○大分県におけるグローバル人材の資質・能力

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となる

- 挑戦意欲と責任感・使命感
- 多様性を受け入れ協働する力
- 大分県や日本への深い理解
- 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力
- 英語力(語学力)

Ⅱ

5つの力の「総合力」

会議では、現在このような力を本県で育成できているか、充実すべき取組は何であるかを検討した。

本プランは、この検討経緯、及び平成27年度から平成29年度までの3年間、大分県として取り組むべきグローバル人材育成の具体的な取組を示すものである。

IV 5つの力の総合的な育成

1 挑戦意欲と責任感・使命感

会議の中では、「挑戦意欲と責任感・使命感」とはどういったものか、また、どのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 自分のことは自分で責任を取ると意識がなければ、挑戦とはいえない。
- ・ 学校には、人より抜き出てはいけないという考え方がある。また、子どもたちは学校で規則ばかりに縛られていると感じる。そこを変えなければいけないのではないか。
- ・ 「海外に挑戦することにはこんな意味がある」といった動機付けが必要。
- ・ 実際の体験談を聞いたりして留学の魅力やメリットを感じることで、留学したいという気持ちは、高まると思う。
- ・ 「この時期に留学に行けばいいのでは」という時期を明らかにした後押しがあれば、踏み出しやすいのでは。
- ・ 留学に対する教員の意識を高めないと子どもの意識も高まらない。留学経験のある教員の採用や教員の海外研修などが必要だ。

これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「挑戦意欲と責任感・使命感」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

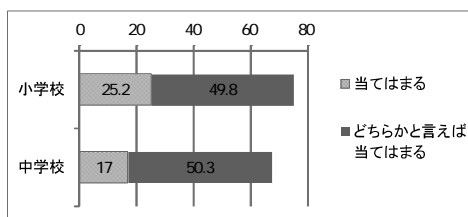
【現 状】

<一般的な挑戦意欲の状況>

[難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか 単位%]

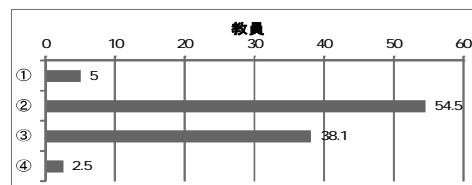
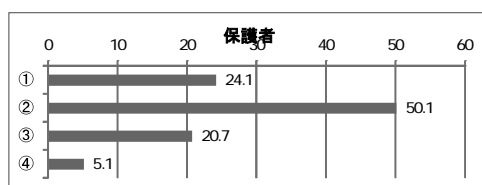
(挑戦意欲一般)

- 児童生徒の挑戦意欲について、右のように、小学生の約73%、中学生の約67%が「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している」と回答している（平成25年度全国学力・学習状況調査）。



- 他方、「子どもたちは積極的に挑戦しようとする」と回答した保護者は24.1%、教員は5%のみだった。

[困難なことに対する児童生徒の意識について、どのように感じていますか 単位%]



- ①積極的に挑戦しようとする
- ②与えられたことはするが、それ以上挑戦しようとはしない。
- ③困難なことを避けたがる傾向が強い
- ④その他

- これについて会議では、以下のように様々な意見があった。
 - ・ 児童生徒にとっての「挑戦」は自分の日常の範囲でのものであり、学問や留学といった高いレベルのものではない。
 - ・ 子どもたちと先生で温度差はあるが、子どもたちは頑張っており、それを認められないのは辛いと思う。
 - ・ 学校で子どもたちは規則ばかりに縛られている。そもそも挑戦させようとしていないのではないか。

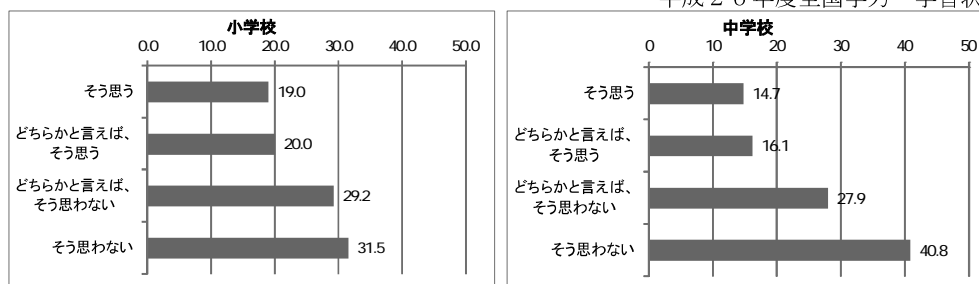
<海外への挑戦の状況>

(小中学生の意欲)

- 「将来、外国へ留学したり、国際的な仕事に就いたりしてみたい」と答える小中学生は約3割～4割に止まる。

[外国へ留学したり、国際的な仕事に就いたりしてみたいと思いますか 単位%]

平成26年度全国学力・学習状況調査

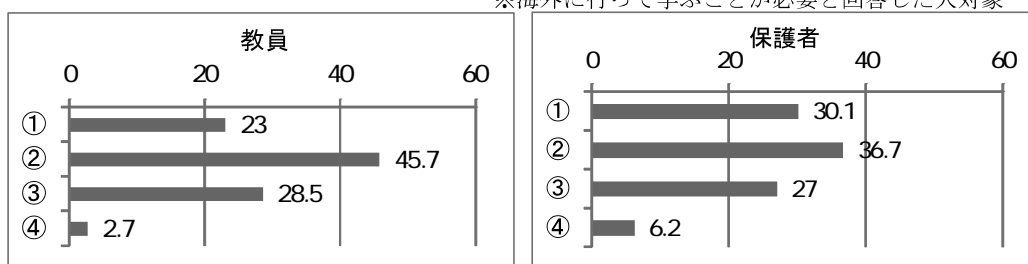


(海外留学の時期)

- 海外で学ぶ時期について、教員、保護者ともに高校生の時が最も適当と回答。

[海外に行って学ぶ機会の時期として、いつがよいと考えますか 単位%]

※海外に行って学ぶことが必要と回答した人対象



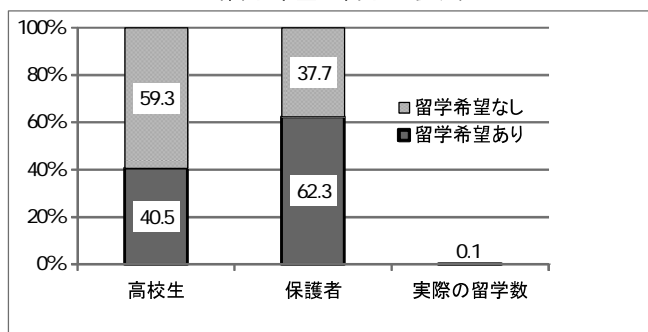
①小学生～中学生 ②高校生 ③大学生 ④その他

(高校生の留学希望と留学数)

- 高校生の留学への関心について尋ねた調査で、高校生の約40%が留学に前向きな回答を示している（平成24年度「国際交流状況等調査」高校教育課調査）。また、高校生の保護者も、66%が子どもが学校生活を終えるまでの間に、海外に行って学ぶ機会が必要だと思うと回答している。

- 他方、実際に留学（短期・長期含む）している公立高校生の数は、平成25年度の調査で31人であった。この数は、公立高校生全体のわずか0.1%にすぎない。

〔留学希望と留学の状況〕



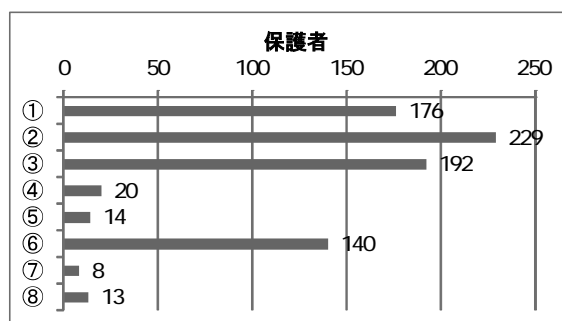
（留学の障壁）

- 留学を希望しないと回答した高校生が挙げる上位の理由は、1位が「言葉の壁」、2位が「経済的に厳しい」、3位が「不安感」である。留学に前向きな生徒が実際には留学していない背景もこれらの理由が中心と推測される。

		留学を希望しない理由
1位	40.3%	言葉の壁
2位	21.6%	経済的に厳しい
3位	20.7%	留学方法、外国での生活、勉強、友達関係の不安
4位	18.7%	留学に魅力を感じない

- 海外への留学について、「海外に行って学ぶ機会は必要だが、行かせる予定はない」と回答した保護者（全体の46.9%）で最も多かった理由は、「金銭面の負担」である。また、「滞在先での安全面」や「留学機会の情報の不十分さ」をあげる保護者も多い。

〔「行かせる予定はない」と回答した理由〕（単位 人数）



- ①本人が希望していないから ②金銭面での負担が大きいから ③滞在先の安全面が心配だから
 ④進学が遅れると思うから ⑤受験や就職活動に不利になると思うから
 ⑥どのような機会があるのか十分な情報がないから。 ⑦進路指導で教員から進められないから
 ⑧その他

(海外大学への進学状況)

- 海外大学への進学は非常に少なく、平成25年度の調査では県内公立高校から海外の大学へ進学した生徒は5人に止まっている。

[高校(公立)から海外の大学へ進学した生徒数]

平成24年度	4人
平成25年度	5人

<学校・教育委員会の取組>

- 児童生徒の幅広い視野の涵養や挑戦意欲の喚起のため、現在、4市町村教育委員会及び公立高校8校が、社会の第一線でグローバルに活躍している人物による講演会等を実施している。また、県教育委員会は、高校生を対象(150人規模)に、世界で活躍するリーダーに触れる事業を実施している。

○県教育委員会主催のグローバルリーダーによる講演

※高校生対象次世代リーダー育成事業における講演

- ・キャノン株式会社 代表取締役会長兼社長 御手洗 富士夫 氏
- ・前Google日本法人 村上 憲郎 氏

※科学の甲子園大分県大会講演

- ・広島大学大学院 准教授 長沼 毅 氏

- また、県教育委員会では、国の海外留学支援事業を活用し、以下のような留学支援を行っている。

○留学支援事業

H25：補助金40万円を3人に支給(長期)

H26：補助金30万円を3人に支給(長期)、

補助金10万円を10人(1校)に支給(短期)

※長期 原則1年間、外国の高校に留学をする個人に支給

※短期 2週間以上1年間の海外派遣プログラムに参加する学校に支給

【 課 題 】

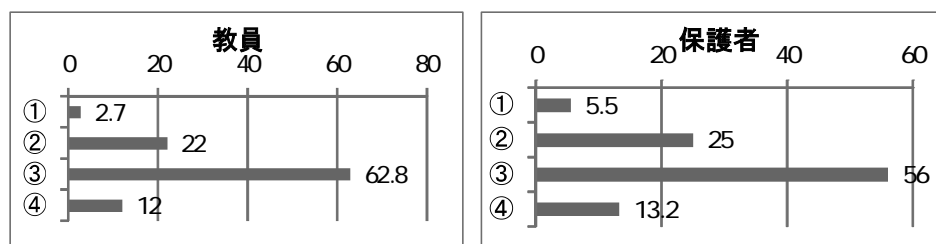
<①挑戦意欲の喚起>

○ ロールモデルとの出会い

前述のように、子どもたちの海外への挑戦意欲は必ずしも高くない状況がある。

また、教員、保護者の多くが、子どもたちに、グローバルに活躍している人たちに触れる機会は十分与えられていないと考えており、このようなロールモデルとなる者と出会う機会の充実により、子どもたちの挑戦意欲を高めることが必要である。

〔グローバルに活躍している人たちに触れる機会が与えられているか 単位%〕



①とてもそう思う ②ある程度そう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない

○ 児童生徒の主体性や挑戦意欲を高める学校運営

児童生徒の挑戦意欲を育むためには、学校生活のあらゆる場で児童生徒が自ら選択・決定する機会を与えるとともに、たとえその選択・決定の結果が不本意なものとなっても、真摯に受け止めるような指導が重要である。

このような指導を通じて、児童生徒が、自らの考えと責任において、進んで学び、挑戦し、課題を解決しようとする力を育てる学校運営を行うことが求められる。

<②留学への支援>

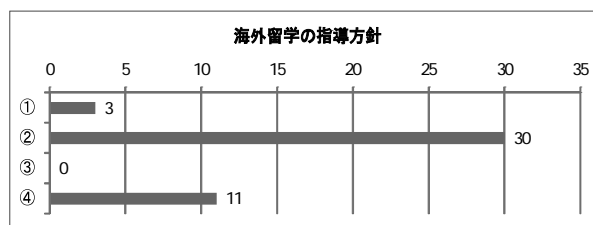
○ 留学を後押しする気運の醸成

生徒の海外留学について「積極的に推奨している」とする高校は3校に止まる。

生徒が世界に挑戦する意欲を育む上で、教職員の中で生徒の海外への挑戦意欲を積極的に後押しする気運を高めることが求められる。

〔生徒の海外留学について、学校としてどのような方針で指導していますか 単位 高校数〕

- ①積極的に推奨している
- ②本人が希望すれば相談に乗っている
- ③大学進学への懸念から積極的には進めていない
- ④特に学校としての方針はない



○ 留学に関する情報提供の充実

留学のメリットや留学した場合の進路など、留学に関する情報を生徒に伝える機会が県内に乏しく、このような機会の充実が必要である。また、海外留学への生徒の希望に対し、高校は必ずしも十分な情報提供をできる状況になっておらず、そのことが、高校が海外の積極的に推奨しにくい理由にもなっていると推測される。県全体で、生徒の留学の希望に対して、どのような選択肢があるか相談に乗れる体制を作ることが必要である。

[生徒が海外留学を希望した場合、学校として必要な情報提供を行うことができますか 単位 高校数]



○ 経済的な支援

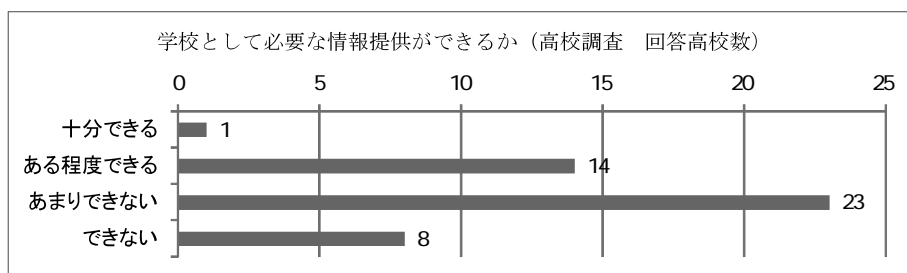
生徒、保護者とも、経済的な負担を留学の大きな障壁と考えている。平成26年度の留学に対する支援は国の事業を利用した13人分に止まっている。(原則1年間の長期留学が3人、2週間以上の短期が10人)。海外への挑戦の後押しのため、県独自の支援など、さらなる支援の充実が必要である。

- 「子どもが海外に行って学ぶ機会は必要だが、行かせる予定はない」と回答した保護者が、挙げた理由
→ 1位：金銭面の負担
- 「留学を希望しない」と回答した高校生が、挙げた理由
→ 2位：経済的に厳しい

<③海外大学への進学への支援>

平成25年度の調査で海外大学への進学について積極的に推奨していると回答する高校は1校のみである。生徒が海外大学へ志望した際の必要な情報提供についても高校の31校(76%)が否定的な回答をしている。海外留学と同様、海外大学進学についても積極的に情報を提供できる環境を整えていくことが必要である。

[生徒が海外の大学への進学を希望した際、学校として必要な情報提供を行うことができますか]



【 具体的な取組 】

○ グローバル人材に触れる機会の充実

- ・学校や市町村教育委員会がグローバルに活躍している人物を呼べるよう、人材バンクを設けるとともに、県立学校への招聘を継続的に支援する。

⇒ ・人材バンクに3年間で50人以上の登録を行う。

○ 留学支援事業の一層の活用等を含む、留学への積極的な支援の充実

- ・国費による留学支援事業の積極的な利用促進を図ると同時に、学校のプログラムによらない個人単位での海外留学・研修についても支援の充実を図る。

⇒ 目標として

- ・高校生長期留学者(平成24年度：5人)を、平成29年度15人に増加。
 - ・高校生短期留学者(平成24年度：15人)を、平成29年度50人に増加。
- ※長期留学は3ヶ月以上、短期留学は2週間以上3ヶ月未満の期間を指す。

○ 留学の気運の醸成や情報提供の充実

- ・留学フェアを実施し、留学経験者による報告会や留学幹旋団体による説明、保護者、生徒、教員対象のセミナー等を実施する。
- ・留学に関する具体的な情報や、支援制度、留学体験者の声などを紹介する「留学ガイド」を作成の上、広く生徒、教員に配布するとともに、生徒や教員からの留学の相談に乗ることができる体制をつくる。

⇒ ・県教育委員会主催の留学フェアを毎年1回開催する。

- ・平成27年度中に「留学ガイド」を作成・配布する。
- ・留学の相談を受けられる相談窓口の設置について検討する。

○ 海外大学進学への相談体制の整備

- ・海外大学に進学したいという生徒の希望に応えられるよう、生徒や教員からの進学の相談に乗ることができる体制をつくる。

⇒ ・海外大学への進学相談を受けられる相談窓口の設置について検討する。

- ・「留学ガイド」の中に、海外大学への進学についても盛り込む。



2 多様性を受け入れ協働する力

会議の中では、「多様性を受け入れ協働する力」とはどういったものか、また、どのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 多様性を受け入れるということは、それぞれの国の人々は、必ず他の国の人よりも優れた点を持っているということを理解した上で、さらに、そのことが当然と思えるようになるということである。そうすれば自ずと協働するようになる。
- ・ ただ児童生徒と外国人の接点を増やすだけでなく、同じ年代の中で触れ合い、ぶつかり合う中で多様性を感じ取ることが大事。一緒に「同じ釜の飯を食う」といった経験が大切だ。
- ・ 日本人のみの学校環境でも、多様性の理解を深めるための授業の工夫の仕方はあると思う。

これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「多様性を受け入れ協働する力」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

【現 状】

<多様な価値観を持った者と協働する機会>

- 日本人とは異なる多様な価値観を持った者と協働する機会は、海外留学、留学生の受け入れ、国際交流活動、ALT（外国語指導助手）との交流などを通じて提供されている。
- 高校生の留学については、前述の通り全公立高校生徒全体の0.1%(31人)に止まる。
- 海外からの留学生の受け入れについては、公立高校が受け入れている留学生は、4名である（H25調査）。
- 小中学校の国際交流活動は、18市町村中14市町村で行われており、特に、63%の小中学校で、留学生等との国際交流活動が行われている。国際交流活動の具体的内容は、APU（立命館アジア太平洋大学）への訪問やAPU学生との交流会、国際車いすマラソン選手との交流等である。
- 国際交流活動を実施している高校は41校中14校である。その内容は、海外修学旅行、APUとの連携、講演会の実施などである。
 - ・ 海外修学旅行：5校（H25）
 - 旅行先：オーストラリア3校、マレーシア・シンガポール2校
 - ※平成14年の21校をピークに近年減少傾向。
- また、公立高校の中で海外の学校と姉妹校協定を締結しているのは3校であり、そのうち、別府羽室台高校においては、姉妹校協定のもと相互の学校訪問等を行っている（他の2校は、竹田高校と由布高校）。

○ A L Tの在籍数は以下の通りである(平成25年度)。

- ・小中学校：69人
- ・高等学校：26人

また、児童生徒が授業でA L Tに触れる機会は以下のとおりである。

小学校1年～4年：多くて、月1～2回程度(年に数回の場合も多い)。

小学校5、6年：月3～4回程度、月1～2回程度が多い。

中学校：月3～4回程度が最も多く、次に月1～2回程度。

高等学校：週1～2回が最も多い。一人あたり1～3校担当。

授業以外は月3～4回程度。

※授業以外(学校行事、部活動等)での活用状況：週1日程度から
年数回程度まで様々

○ 教員、保護者、市町村教育委員会、高校いずれも過半数が、外国人留学生やA L Tとの交流など外国人と触れ合う機会は「ある程度与えられている」と考えているが、同じく過半数が、「行政や学校において充実させるべき」と回答している。

<県教育委員会等での取組>

○ こうした状況の中、平成24年度から実施している小学生国際交流活動推進事業は、次のような取組を行っている。

平成25年度実績(平成26年度も同事業内容を実施)

- ・子ども国際交流キャンプ 49人(7市町)参加
- ・留学生との交流会 481人(10校 7市町)参加
- ・車椅子マラソン外国人選手との交流会 731人(6校 2市)参加
- ・A P U 1日訪問 247人(10校 7市町村)参加

○ 高等学校英語教育研究会主催の湯布院英語サマーセミナーは、県内の宿泊施設を利用し2泊3日でA L T等と一緒に、全て英語を使用し活動を行うものであるが、平成25年度は126人、平成26年度は194人が参加した。

【 課 題 】

<①国際交流活動の頻度や継続性等の一層の充実>

- 国際交流活動は、ある程度実施されているが、一層の充実が求められており、特に海外修学旅行が大幅に減少した高校段階において、機会を増やす必要がある。
- また、国際交流活動は単発的な取組となる傾向があり、「多様性を受け入れ協働する力」を高めるためには、多様な価値観を持った者と一定期間協働する機会の充実を図る必要がある。
- 特に、他県では学校間の姉妹校協定を契機として留学、留学の受け入れ、web会議を通じた交流などを積極的に進めている例があり、学校が主体的に取組を進められることから、有効な方策と言える。
※広島県では全県立学校97校（特別支援学校含む）が提携
- また、現在、大分上野丘高校がSGH（スーパーグローバルハイスクール）に認定され、APUの学生と毎月議論をしながら活動を行う取組を進めている。このような留学生を活用した積極的な教育プログラムをSGHコンソーシアムのメンバー校をはじめ、他の学校に普及することが望まれる。
- さらに、小中学校では、様々な国際交流活動や、外国人を活用することなく異文化理解を進めるための工夫が行われており、それらを共有することで一層の推進を図る必要がある。

<②ALTの一層の活用>

- ALTの活用については、その頻度も活用の仕方も大きな差がある。
- 校内での異文化セミナーや、英語での面接指導のように、学校行事や部活動などの際に、児童生徒の異文化理解を推進するためにALTを活用している例もあり、このような活用のあり方を進めることが必要である。

【 具体的な取組 】

○ 小中学校における異文化理解活動の推進

- ・小中学校における国際交流活動や、小学校の外国語活動・総合的な学習の時間等における異文化理解活動について、市町村間・学校間で情報共有できる機会を設ける。

⇒ ・県教育委員会主催の国際交流情報交換会を年1回開催する。

○ 小中学生を対象としたイングリッシュ・キャンプの継続的实施

- ・外国人との英語を使った共同生活を行うイングリッシュ・キャンプを充実・実施する。

⇒ ・県教育委員会主催のイングリッシュ・キャンプを毎年度、2回以上開催する。

○ 県立学校での海外姉妹校協定の締結等に基づく国際交流の推進

- ・県立学校における海外校との姉妹校協定の締結などを通じ、留学・留学生受け入れや、海外修学旅行の充実など、国際交流・協働活動を推進する。また、必要に応じ市町村教育委員会と連携し、小中学校でも推進する。

○ SGHの取組の普及

- ・SGHで行われている留学生を活用した探究学習等の取組の成果を、SGHコンソーシアムのメンバー校をはじめ他の高校に普及する。

⇒ ・SGHの教育プログラムの実践を5校程度で行う。

○ ホームステイ受け入れの活用方策の検討

- ・ホームステイプログラムを活用した国際交流活動の推進を検討する。

○ 国際バカロレアの認定に向けた研究

- ・市町村教育委員会とも連携し、国際バカロレアの認定を受けることについて研究を行う。

○ 異文化理解の推進の観点からのALTの活用

- ・児童生徒の異文化理解の推進を図る観点からのALTの活用について検討するとともに、ALTや各学校に働きかける。

⇒ ・ALTの活用ガイドラインを作成するとともに、ALTの指導力等向上研修でALTの活用事例等の周知を行う。

＜数値目標＞

「1 挑戦意欲と責任感・使命感」「2 多様性を受け入れ協働する力」に掲げた取組等を通じ、一定期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒（平成26年度は約18%）を3年間で倍増させる。

3 大分県や日本への深い理解

会議の中では、「大分県や日本への深い理解」とはどういったものか、また、どのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 大分県の著名人について知らないまま大人になるケースが多い。郷土の偉人についての伝記を読むことなどを通じて、郷土愛を自然に持つようになることが重要である。
- ・ 郷土や国への深い理解のためには、何かを知っているということに止まらず、その背景にある哲学を知ったり、自分の立ち居振る舞いにそれが表れるということが大切。浴衣の着付けなど、動きながら学ぶ体験もいいのではないか。
- ・ 大分の経済産業の状況や、大分が抱えている課題などについても学び、解決策を考えるような学習も大切だ。
- ・ 知識を得るだけでなく、外国人に向けて日本のことをプレゼンするような機会があると、積極的な学びになるのではないか。高校ではできるのではないか。

これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「大分県や日本への深い理解」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

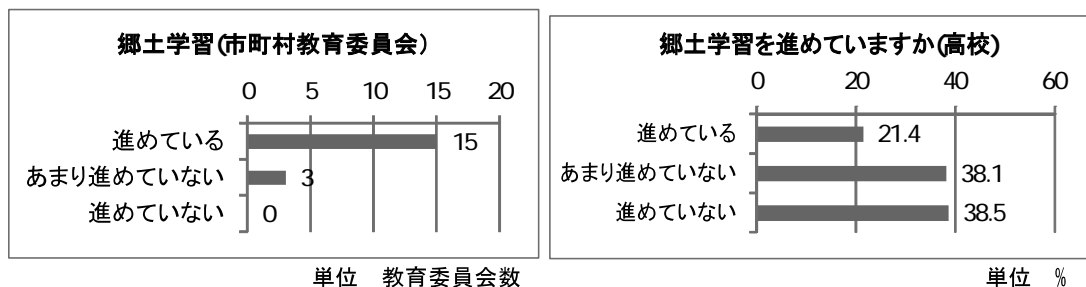
【現 状】

<学校における郷土学習の取組>

○ 郷土学習（地元の伝統文化、偉人等についての学習）は、各学校において総合的な学習の時間や道徳の時間等で実施されている。特に、小学校の総合的な学習の時間で「伝統と文化」を扱った学校は286校中240校、中学校では129校中90校あり、ほとんどの市町村教育委員会は、郷土学習を進めていると回答している。

○ 一方、郷土学習を進めていると回答した高校は21%で、あまり進めていない38%、進めていない41%という状況であり、我が国や郷土の歴史や文化を深く学ぶ機会について、約60%強の高校は、「あまり与えられていない」または「与えられていない」と回答している。

〔郷土学習（地元の伝統文化、偉人等についての学習）を進めていますか〕



＜県教育委員会の取組＞

- 今年度から県教育委員会では、「ふるさとの魅力発見・継承推進事業」により、教材作成及び県民フォーラムを実施する。同事業においてはまた、郷土の歴史遺産、史跡等を実感的に学ぶ機会の創設や、県内の美術家や演奏会等を学校などへ派遣し郷土の音楽・美術作品を活用した鑑賞活動や体験活動等も実施する。

＜県内施設の利用状況＞

- 大分県立歴史博物館への学校の観覧は53校（2770人）。また、大分県立先哲史料館は、「子ども先哲・歴史講座(出前講座)」21校（1211人）を対象に実施した。（平成25年度）

【 課 題 】

＜①郷土学習の一層の充実＞

郷土への愛着や誇りを持つ心情が育まれていくよう、郷土の発展に尽くした先人や、郷土の芸術、歴史遺産などについて知る機会を充実させる必要がある。

＜②考え伝える活動を通じた理解の深化＞

大分県や日本への深い理解を図るには、県や日本が抱えている課題の解決方法を考えたり、これらのことを他者に伝えたりすることが重要であり、このような活動を進める必要がある。

【 具体的な取組 】

○ 教材の作成・活用を通じた郷土学習の充実

- ・郷土の発展に尽くし伝統と文化を育てた先人について県民と協働して教材を作成した上で、小中学校の道徳や音楽・美術等での活用を推進する。

⇒ ・「子どもたちに伝えたい「おおいた」の魅力アンケート」を毎年実施する。
 ・上記アンケートによって集められた内容をもとに独自教材を毎年作成する。

○ 郷土の歴史遺産等の学習

- ・小中学生が郷土の歴史遺産、史跡等を実感的に学ぶ機会を充実させる。

⇒ ・実際に触れることにより、郷土の歴史遺産、史跡等を学校等で実感的に学ぶ機会を充実する。

○ プレゼンテーションを通じた理解の深化

- ・SGHコンソーシアムでの活動や海外姉妹校等の交流を活用して、高校生が郷土や日本について考え、プレゼンテーションする機会の充実を図る。

4 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力

会議の中では、「知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力」とはどういったものか、また、どのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 自分で考え表現し相手を説得していく力、また、様々な側面から考え判断する力が、問題が起こった際には不可欠になる。
- ・ 表現するとは、頭の中で作文をすることであり、文章力が必要。ただ、日本ではいい文章を書くためのルールを学んでいないのではないか。
- ・ 伝える力の根幹には、相手からしっかり聞く力がまずあるのではないか。
- ・ 思考し表現する力は、発表する機会が多く与えられ、「場数を踏む」ことで培われるのではないか。
- ・ 小・中・高と知識・教養が身に付くのと反比例して、子どもに考えたり話し合ったりする機会が授業で与えられないようになり、子どもが考え、発言する意欲がしぼんでいくという状況がある。
- ・ 特に中学・高校では、定期考査や入試があり、授業を前に進めることや、それによって演習の時間を確保することを重視する傾向がある。そのため、一方的な講義形式の授業を中心にしてしまうが、実際には、言語活動を取り入れた方が生徒の中に内容が残っていく面がある。
- ・ 大分県と同じように入試などがある秋田県では、より取組が進んでいる。何が課題で大分県では取組が進んでいないのか、しっかりした分析が必要だ。
- ・ 「言語活動を通じて思考力・判断力・表現力を」と言われると、大変なことをしなければならぬと身構えてしまう。今やっている授業のここを工夫すれば変わる、というヒントのようなものを紹介する方が浸透するのではないか。

これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

【現 状】

<小中学校>

○ 学力調査で活用する力に課題

- ・ 全国学力・学習状況調査において、活用する力が十分でない。

小：H26調査で、国語・算数とも全国平均を超えるが、問題A（知識）に比べ、問題B（活用）で低学力層が多い。

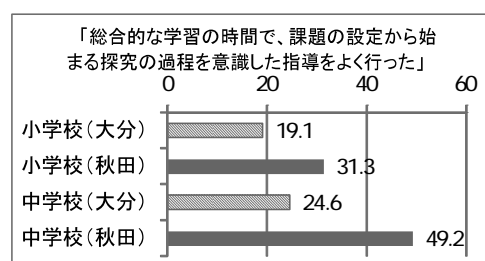
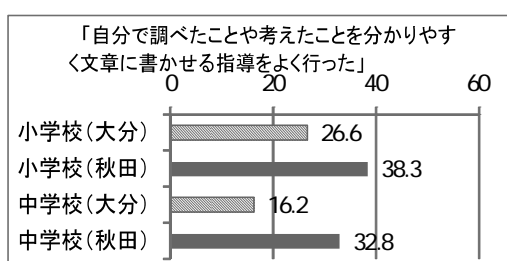
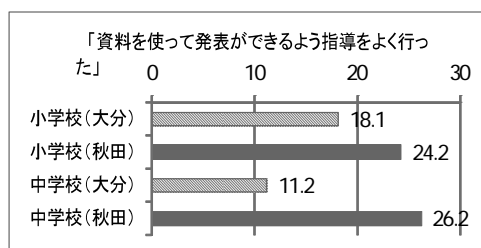
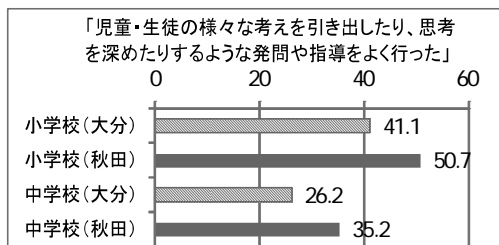
中：H26調査で、国語・数学とも問題B（活用）は全国平均に達していない。

平成26年度 全国学力・学習状況調査結果

◆ 各教科区分別の調査結果 平均正答率

対象学年	小学校第6学年					対象学年	中学校第3学年				
	国語		算数		計		国語		数学		計
教科区分	A知識	B活用	A知識	B活用			教科区分	A知識	B活用	A知識	
大分県	73.6	57.2	79.8	58.4	269.0	大分県	79.8	50.2	66.6	57.4	254.0
全国値	72.9	55.5	78.1	58.2	264.7	全国値	79.4	51.0	67.4	59.8	257.6
国との差	0.7	1.7	1.7	0.2	4.3	国との差	0.4	-0.8	-0.8	-2.4	-3.6

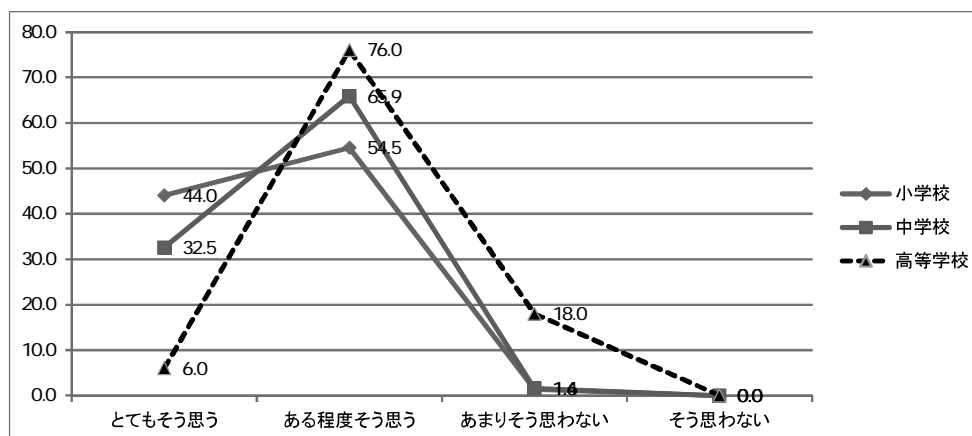
- 各学校では、思考力・判断力・表現力等を伸ばす授業改善が行われつつあるが、教育先進県の秋田県に比べ、より一層の改善を進める必要がある。特に、中学校での授業に課題がある。



<高等学校>

- 「全ての教員が言語活動を通じて思考力・判断力・表現力等を育成する授業に取り組んでいると考える校長の割合」が、小中高の中で最も低い。

[全ての教員が言語活動を通じて思考力・判断力・表現力等を育成する授業に取り組んでいると考えますか(校長回答)]



- 授業改善に取り組んでいる学校でもその内容は学校間で差がある。高等学校の第三者評価でも論理的に考え伝える授業ができていないという指摘がある。

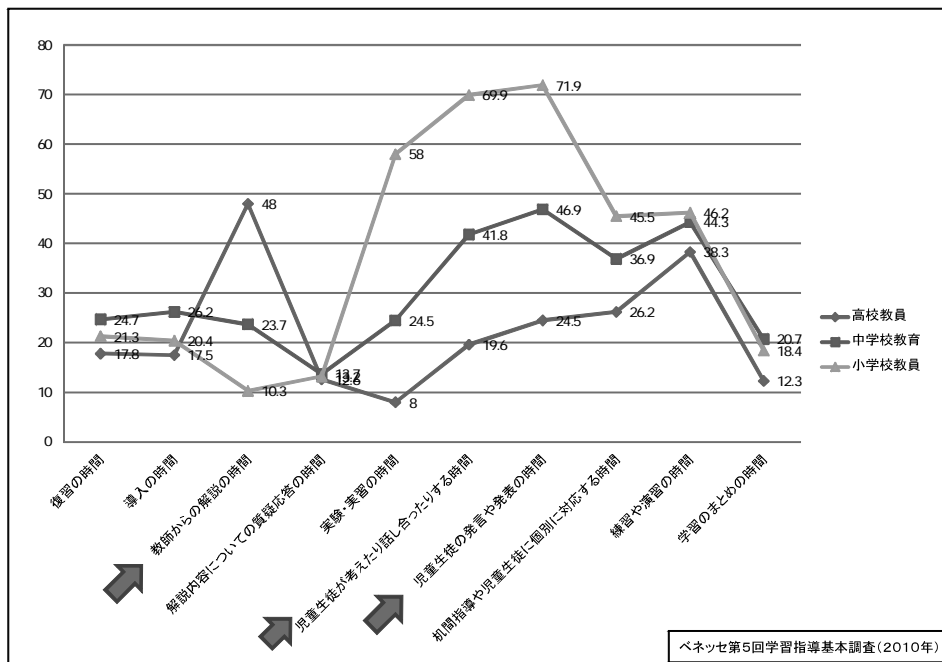
指摘例：・授業が教師の一方的な説明が大部分になっている授業がある。
・言語活動の充実や考える時間が不十分な授業もある。

- ベネッセの全国調査では、教員が心がけている授業時間の使い方・進め方が、「教師からの解説の時間」は高校で高く、中学校、小学校と低くなっていく。他方、「児童生徒が考えたり話し合ったりする時間」や「児童生徒の発言や発表の時間」は、小学校で高く、中学校、高校と低くなっていく。

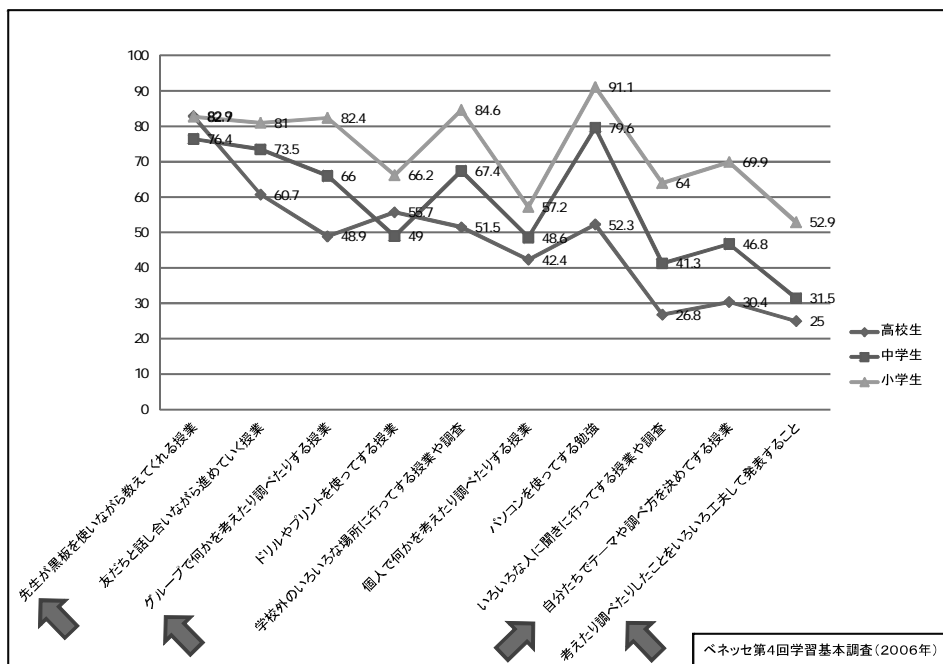
- これに呼応するように、児童生徒の好きな勉強方法は、「先生が黒板を使いながら教えてくれる授業」は小中高いずれでも高い一方、「グループで何かを考えたり調べたりする授業」、「自分たちでテーマや調べ方を決めてする授業」、「考えたり調べたりしたことをいろいろ工夫して発表すること」については、小学校で高く、中学校、高校と低くなっていく。

小中高と授業が一方通行の講義を中心としたものになるに連れ、児童生徒が考えたり、調べたり、発表したりする意欲は下がっていく状況にある。

教員が心がけている授業時間の使い方・進め方



児童生徒の意識: 好きな学校の勉強方法



【 課 題 】

＜①小中学校：思考力・判断力・表現力育成のための継続的な授業改善の推進＞

大分スタンダード（1時間完結型授業・板書の構造化・板書とノートの一体化・習熟の程度に応じた指導の充実）による授業改善が進みつつあるが、ワンランク上の魅力ある授業の創造を目指し、問題解決的な単元展開のもとでの思考力・判断力・表現力の育成を行うなど継続的な授業改善の推進が必要である。

特に中学校では、国語・数学はもとより、全教科、全教員で、思考力・判断力・表現力の育成のための授業改善を図るとともに、授業に限らず学校生活全体を通して、生徒の「学びに向かう力」を高める指導を行う必要がある。

＜②高校：学校全体での思考力・判断力・表現力育成の重要性の共有と実践＞

高校で思考力・判断力・表現力を育成する授業改善が進みにくい理由を分析した上で、大分県の全ての高校が、学校全体で思考力・判断力・表現力育成の重要性を共有し授業改善に取り組むよう、気運の向上や授業改善のポイントの提示を行う必要がある。

【 具体的な取組 】

＜小中学校＞

○ 「新大分スタンダード」に基づく授業展開の推進

- ・ワンランク上の魅力ある授業の創造を目指し、大分県の新たな基準（スタンダード）を開発し、それに基づく授業展開を推進する。

○ ユネスコスクールへの認定による探究学習の推進

- ・ユネスコスクールでのESD教育を軸に、探究型の学習を推進する。

＜中学校＞

○ 「学びに向かう力」を高める学校改善の推進

- ・全ての中学校に、「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を共に高める学校改善の推進を働きかける。
- ・このための実践モデル校を設置し、その普及を図る。

＜高校入試＞

○ 思考力・判断力・表現力等を求める高校入試改革

- ・平成27年度高校入試（平成26年度実施）から、高校入試の試験時間を伸ばし、全国学力・学習状況調査も参考にしながら、思考力・判断力・表現力等を問う問題の充実を図る。また、思考力・判断力・表現力等を問う良問となるよう、継続的に問題の改善を図る。

＜高校＞

○ 思考力・判断力・表現力等を高める授業改善の計画的な推進

- ・思考力・判断力・表現力を育成するための「授業改善推進プラン」を今年度中に作成し、学校に示すとともに、県教育委員会を挙げて指導を進める。
- ・思考力・判断力・表現力の育成を進める研究指定校を設置し、その普及を図る。

5 英語力（語学力）

会議の中では、「英語力（語学力）」をどのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 中学1年生で英語を学び始めてから1年もたたないうちに英語から離れていく生徒がかなりいる。
- ・ 小学校段階で基本的な部分を身に付けさせることが学校教育の一つの責任ではないか。
- ・ 生徒の英語に対する学習意欲を高めることが大切だ。また、親を含めた大人達が、英語の必要性について意識を高める必要があるのではないか。
- ・ 聞く・話すにある程度比重を置いた、実践的な英語を教えたいが、それを評価するシステムがない。
- ・ 英語を使うことが当然だと感じる場面設定や持って行き方を工夫し、臨場感や緊張感の中で、英語を使う状況にすることが必要ではないか。
- ・ 英語「を」学ぶのではなく、英語「で」コミュニケーションしたり活動をしたりできるようになるために英語を学ぶというように意識を変えていく必要がある。
- ・ 英語教員の中で、リーダー的存在を育てる仕組みが必要だ。
- ・ 英語を教えるためには技能的な力が必要。子どもは、教員の発音がきれいかどうかを見るところがある。海外研修を含め、教員自身の英語力を高めるための研修の充実が必要。
- ・ 小学校では、フォニックスを徹底しておく、単語が読めるようになり暗記が楽になる。
- ・ 適切でない英語の宿題が大量に出されることが、レベルの高い子の障壁になっている。見直せないか。
- ・ 大分県としての英語の授業モデルをつくる際は、①郷土の偉人を英語で伝記化した教材の活用、②英語の論理の型の指導、③友人をつくれる英語コミュニケーション、の3点に留意してほしい。

これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「英語力（語学力）」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

【現 状】

<中学生の状況>

- 県が中学校2年生に対して実施する学力定着状況調査の結果を見ると、基礎的・基本的な事項の定着及びその活用が十分とはいえない。

偏差値	H25英語	H26英語	H26数学	H26国語
「知識」を問う問題	48.9	50.3	51.3	50.6
「活用」を問う問題	49.5	50.3	50.5	50.5

- ・ H26では初めて偏差値が50を超えたが、実施教科の中では数値が最も低い。
- ・ 教科別偏差値の5段階度数分布において低学力層が多く、高学力層が少ない。
- ・ また、「聞くこと」「書くこと」「読むこと」の3つの領域別の正答率は「聞くこと」が61.1で目標値に1.4ポイント届いていない。（昨年は「書くこと」が2.4ポイント目標値を下回っていた。）

- 授業の理解について、英語の授業がわかると答える生徒の数が全国より低い。
「英語の授業がわかる」57.0%(全国59.9% (-2.9))
- 学習意欲について、英語が好きと答える生徒の割合が全国平均より低い。
「英語の勉強が好き」53.7%(全国55.9% (-2.2))
- 生徒の資格保持率も全国平均より低い。
 - ・ 中学校3年に在籍していて、英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合が29.1%(全国値31.2%)

<高校生の状況>

- 英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る授業が十分にはなされていない。
 - ・ 学習指導要領で、英語で行うことを基本とされている授業(例：コミュニケーション英語Ⅰ)でも、生徒の英語による言語活動時間の割合は、50%未満と答える教員が約半数。
 - ・ 授業外での英語使用の場の設定について「設定してる」とした学校は半数以下。
- 授業の理解について、英語の授業が分かると答える生徒が半数に満たない。
 - ・ 高校2年生に対して実施した学習習慣実態調査の結果では、英語の授業はどの程度分かるかという問いに対し、「よく分かる」8.6%、「だいたい分かる」35.2%と回答。
- 学習意欲についても、英語が好きと答える生徒は他教科と較べ少ない。
 - ・ 高校2年生：英語が好き40.4%(国45.9%, 数44.5%)
- 生徒の資格保持率も全国平均より低い。
 - ・ 英検準2級以上保持者または英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合が30.4%(全国値31.0%)

<中学校・高校間の連携>

- 学校段階間の連携が十分とはいえない。
英語力向上のための、小・中・高、または、中・高の連携した取組について実施や検討を「特にしていない」と回答した高校が半数である(実施していると回答した学校は36%)。小・中の連携については、中学校の3割は実施していないと回答している。

<教員の外部資格保有状況>

- 英語担当教員の外部資格保有状況が国の目標に届いていない。
英検準1級等の資格を取得している教員の割合は平成25年調査で、中学校28.6%(全国第16位、全国平均27.9%、国の目標値:50%)、高等学校53.0%(全国第26位、全国平均52.7%、国の目標値:75%)。

＜教員の海外派遣＞

- 教員の海外研修受講者が少ない。県単独で実施している海外派遣研修はなく、国費で1名が6ヶ月間の米国派遣をされているだけである（若手英語教員米国派遣交流事業）。

【 課 題 】

＜英語力向上のための課題と取組の方向性の把握＞

- 会議での委員の意見を踏まえ、児童生徒の英語力や教員の英語指導力についての全県共通の課題は何であるかを把握した上で、小中高の各学校段階ごとの明確な目標設定のもと、小中高を通じた英語力の継続的な向上を進める取組の方向性について、検討する必要がある。

【 具体的な取組 】

○ 「大分県英語教育改善推進プラン」の策定

- ・小中高を通じた児童生徒の英語力の向上のため、「大分県英語教育改善推進プラン」を策定する。このため、英語教育に関する有識者、県内小・中・高の教員などで構成される「英語教育改善推進委員会」を立ち上げる。
- ・「英語教育改善推進委員会」では、本会議で出た意見を踏まえつつ、英語教育に成果を上げている他県の状況なども参考にしながら、以下の8点について検討し、プランに盛り込む。

- ①児童生徒の英語力の現状と課題
- ②児童生徒の英語力を評価する視点や評価方法
- ③小学校、中学校、高等学校における指導上の課題と指導力の向上のための方策
- ④小中高を通じ英語力を継続的に向上させるための方策
- ⑤児童生徒の英語に対する学習意欲を高めるための方策
- ⑥教員自身の英語力向上のための方策
- ⑦「大分県発英語授業モデル」の開発
- ⑧地域の力を活用した英語力の向上方策

- ⇒ ・平成26年度中に「英語教育改善推進委員会」を立ち上げ、平成27年度秋までに「大分県英語教育改善推進プラン」を策定する。

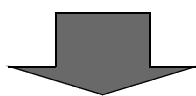
○ 「大分県英語教育改善推進プラン」に基づく英語教育の改善

- ・「大分県英語教育改善推進プラン」に基づき、明確な目標設定及び目標管理のもと、英語教育の改善を進める。

V グローバル人材育成の継続的な推進のための体制整備

本プランでは、会議での検討を踏まえ、世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働するグローバル人材の育成のためには、5つの力の「総合力」を高める必要があるとするとともに、そのための今後3年間に取り組むべき施策を示した。

今後、グローバル化は益々進展していくと考えられ、グローバル人材育成の推進は、これからの3年間に止まらず、継続的に取り組むべき課題となると考えられる。このため、以下のように、施策の進捗状況の進行管理や取組の改善・充実を図るとともに、本プランを推進するための体制を整備する必要がある。



○成果を測る指標の策定

施策の進捗状況を確認できるよう、プランの成果を測ることができる指標を策定する。

○フォローアップの実施

毎年度、本プランの進捗状況を「大分県グローバル人材育成推進会議」に報告し、会議からの意見を踏まえて、継続的な取組の改善・充実を図る。

○プランの見直し

本プランの最終年度である平成29年度において、本プランに基づく取組や成果の状況を検証するとともに、必要に応じ、改善されたプランを策定する。

○プランの推進体制の整備

本プランに基づく取組の推進や改善・充実を図るため、教育庁内の体制を整備する。

＜参考＞

大分県グローバル人材育成推進プランについて(概要)**大分県グローバル人材育成推進会議の設置**

平成26年5月14日に、本県におけるグローバル人材育成に必要な教育上の課題・今後の取組について協議・検討するため設置。会議のメンバー及び審議の経過は以下のとおり。

＜ 大分県グローバル人材育成推進会議委員 ＞

企業関係者	株式会社大分銀行	常務取締役	渡部 智弘
	三和酒類株式会社	取締役副社長	熊谷 敬造
	大分日産自動車株式会社	取締役社長	橋本 仁
	英語教室	代表	池田 裕佳子
大学関係者	独立行政法人 日本貿易振興機構	大分貿易情報 センター所長	松村 亮
	大分大学教育福祉科学部	教授	山崎 清男
保護者代表	立命館アジア太平洋大学	国際経営学部長	横山 研治
	大分県PTA連合会	副会長	廣瀬 多賀子
学校教育関係者	大分県高等学校PTA連合会	副会長	渡辺 美和子
	杵築市立杵築中学校	校長	森山 聡
	宇佐市立宇佐中学校	校長	吉村 高三
市町村教育委員会	大分県立由布高等学校	校長	工藤 孝一
	別府市教育委員会	教育長	寺岡 悌二

※団体名及び職名は平成26年9月のもの。

＜ 審議の経過 ＞

第1回	5月14日	大分県における「グローバル人材」の資質・能力について
第2回	7月1日	「挑戦意欲と責任感・使命感」について
第3回	8月7日	「多様性を受け入れ協働する力」及び「大分県や日本への深い理解」について
第4回	8月29日	「知識・教養に基づき論理的に考え伝える力」及び「英語力(語学力)」について
第5回	9月25日	「大分県グローバル人材育成推進プラン」について

大分県における「グローバル人材」の資質・能力の考え方

会議での意見やアンケート結果を踏まえ、大分県における「グローバル人材」の資質・能力を以下のように定義した。そして、これからのグローバル社会を生きる大分県の子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働し未来を切り拓く上で、この5つの力の「総合力」が必要であり、その素地を教育の中で培うことが必要であるとした。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となる

- 挑戦意欲と責任感・使命感
- 多様性を受け入れ協働する力
- 大分県や日本への深い理解
- 知識・教養に基づき論理的に考え伝える力
- 英語力（語学力）

II

5つの力の「総合力」

グローバル人材育成のための体制の整備

本プランでは、5つの力を総合的に育成するために、今後3年間に取り組むべき施策を示した（別紙）。また、グローバル化の益々進展に対応できるよう、以下のように、施策の進捗状況の進行管理や取組の改善・充実を図るとともに、プランを推進するための体制を整備する必要があるとした。

○成果を測る指標の策定

施策の進捗状況を確認できるよう、プランの成果を測ることができる指標を策定する。

○フォローアップの実施

毎年度、本プランの進捗状況を「大分県グローバル人材育成推進会議」に報告し、会議からの意見を踏まえて、組織的な取組の改善・充実を図る。

○プランの見直し

本プランの最終年度である平成29年度において、本プランに基づく取組や成果の状況を検証するとともに、必要に応じ、改善されたプランを策定。

○プランの推進体制の整備

本プランに基づく取組の推進や改善・充実を図るため、教育庁内の体制を整備する。

5つの力の「総合力」によるグローバル人材の育成

I 挑戦意欲と責任感・使命感

【現状・課題】

- 海外への挑戦意欲が高くない
 - ・ 将来留学したり国際的な仕事に就いてみたい小学生：3割
 - ・ 留学に前向きな高校生：4割
- 留学や海外大学進学実績が低調(H25)
 - ・ 留学している高校生は0.1%(31人)
 - ・ 海外大学への進学は5人
- 留学や海外大学進学へのサポートが十分でない
 - ・ 留学の壁は、①言葉の壁、②経済的負担、③留学方法等への不安感
 - ・ 積極的に留学を推奨する高校は3校のみ
 - ・ 海外大学進学への情報提供ができる高校が少ない

【取組】

- 「人材バンク」の設置によるグローバル人材に触れる機会の充実
- 留学フェアの開催や留学ガイドの作成等を通じた、生徒、保護者、教員への情報提供の充実と気運の醸成
- 海外大学進学への相談体制の整備
- 国の留学支援事業の一層の活用を含め、留学への経済的な支援の充実

II 多様性を受け入れ協働する力

【現状・課題】

- 国際交流活動はある程度行われているが、頻度や継続性等に課題
 - ・ 過半数の小学校で、APUの留学生等と国際交流を実施
 - ・ 国際交流を行っている高校は1/3、海外修学旅行は5校に止まる(H14の21校から大幅減少)
 - ・ 単発的な交流が多く、一定期間、共に過ごす機会の充実が必要
- A・L・Tの一層の活用
 - ・ 学校行事など授業以外での活用は、毎週から年数回まで様々

【取組】

- 国際交流活動の市町村教委間での情報共有の推進
- 小中学生を対象としたイングリッシュキャンプの継続的実施
- 県立学校での海外交流の推進
- 締結など国際交流協定の推進
- 留学生活用を軸としたSGHの教育プログラム普及
- ホームステイ受入活用策の検討
- 国際バカローラ認定への研究
- 異文化理解の推進の観点からのA・L・Tの活用

III 大分県や日本への深い理解

【現状・課題】

- 郷土学習の一層の充実
 - ・ 郷土の先人や芸術、歴史遺産などを知る機会を増やす必要
- 考え伝える活動を通じた理解深化
 - ・ 県や日本の課題の解決方法を考え、他者に伝える機会を増やす必要

【取組】

- 郷土の先人に関する教材の作成や活用等による郷土学習の充実
- 郷土の歴史遺産、史跡等に触れ学ぶ機会の充実
- 海外姉妹校との交流等の中で、郷土や日本についてプレゼンテーションする機会の充実

IV 知識・教養に基づき論理的に考え伝える力

【現状・課題】

- 小中：授業改善が行われつつあるが、より一層の改善を進める必要がある。特に、中学校での思考力を伸ばす指導に課題。
- 高：思考力・判断力・表現力等を育成する授業への組織的取組が、小中高で最も低い。

【取組】

- 小中：「新大分スタンダード」のもとでの継続的な授業改善の推進
- 中：全教科、全教員を通じた、思考力・判断力・表現力と学習意欲を高める「学校改善の推進高校入試改革」
- 高：「授業改善推進プラン」を作成し授業改善を計画的に推進

V 英語力（語学力）

【現状・課題】

- 英語の授業が分かる、英語が好きと答える生徒が少ない。
 - ・ 分かる：中学生57%、高校生44%
 - ・ 好き：中学生54%、高校生40% (他教科より低い)
- 英語教員の外部資格保有が不十分
- 英語教育の改善方策が明確でない

【取組】

- 「大分県英語教育改善推進プラン」の策定及びプランに基づく改善
 - ・ プラン策定のため、年内に、有識者・教員等で構成する「英語教育改善推進委員会」を設置。

一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒を増増。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤の育成

「一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験」に係る調査結果

※平成26年9月に、県内の全公立高校の第3学年を対象に実施。

問1 これまで、2、3日以上の間継続的に、外国人と一緒に活動した経験はありますか？

ある	1284人(17.5%)
ない	6052人(82.4%)

調査人数 7346人

問2 (問1で「ある」と答えた人のみ回答)

いつそのような経験をしましたか？(複数回答可)

	人数
①1年(程度)以上の留学に行った。	4
②1年(程度)未満の留学・海外研修に行った。	109
③高校の海外修学旅行に行った。	946
④小中学校や市町村が実施する海外に行くプログラムに参加した。	67
⑤家族の仕事の関係などで、海外に住んでいた。	21
⑥日本で留学生と活動した。	106
⑦ホームステイで外国人を受け入れた。	70
⑧学校に在籍している外国人と一緒に活動した。	60
⑨その他	73

問3 (問1で「ある」と答えた人のみ回答)

その経験により、以下のような変化があったと思いますか？(複数回答可)

	人数
①外国で起きていることへの興味が強くなった。	302
②大分や日本のことを知りたいという気持ちが強まった。	170
③外国人と話したり、一緒に活動したりすることへの不安感が減った。	424
④留学したり、将来、外国で働きたいと思う気持ちが強まった。	318
⑤英語でコミュニケーションを取れるようになりたいという気持ちが強まった。	866

「目標達成に向けて組織的に取り組む
『芯の通った学校組織』」の構築に関する

取組事例集

～ 子どもたちの力の確実な向上を目指して ～

平成26年10月
大分県教育委員会

目次

<u>取組事例集の作成に当たって</u>	P 1
(1) 第3フェーズの中心課題	P 2
(2) 取組事例整理表	P 3
(3) 参考：「20の観点」と観点別留意事項	P 4

取組事例

＜取組事例＞

I 学校評価を活用した、学校の課題に直結した目標や取組の設定 と短期の改善（取組事例①～④）	P 8
II 教職員評価システムに基づく、全教職員への目標の徹底 と個人目標への連鎖（取組事例⑤～⑥）	P 16
III 主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底 （取組事例⑦～⑨）	P 20
IV 企画立案の場としての運営委員会の活用推進 （取組事例⑩～⑫）	P 26
V 目標の共有による家庭や地域との協働 （取組事例⑬～⑮）	P 32

用語の解説及び参考資料等（青本抜粋ほか）

参考1：「学校評価の手引き」のポイント（抜粋）	P 38
参考2：「教職員評価システム実施手引」のポイント（抜粋）	P 39
参考3：「目標協働達成校」	P 40
参考4：「芯の通った学校組織」定着状況調査結果（概要）	P 41

取組事例集の作成に当たって

子どもたちの学力・体力の向上を図るとともに、いじめ等の諸課題に迅速・適切に対応するためには、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組むことが必要です。

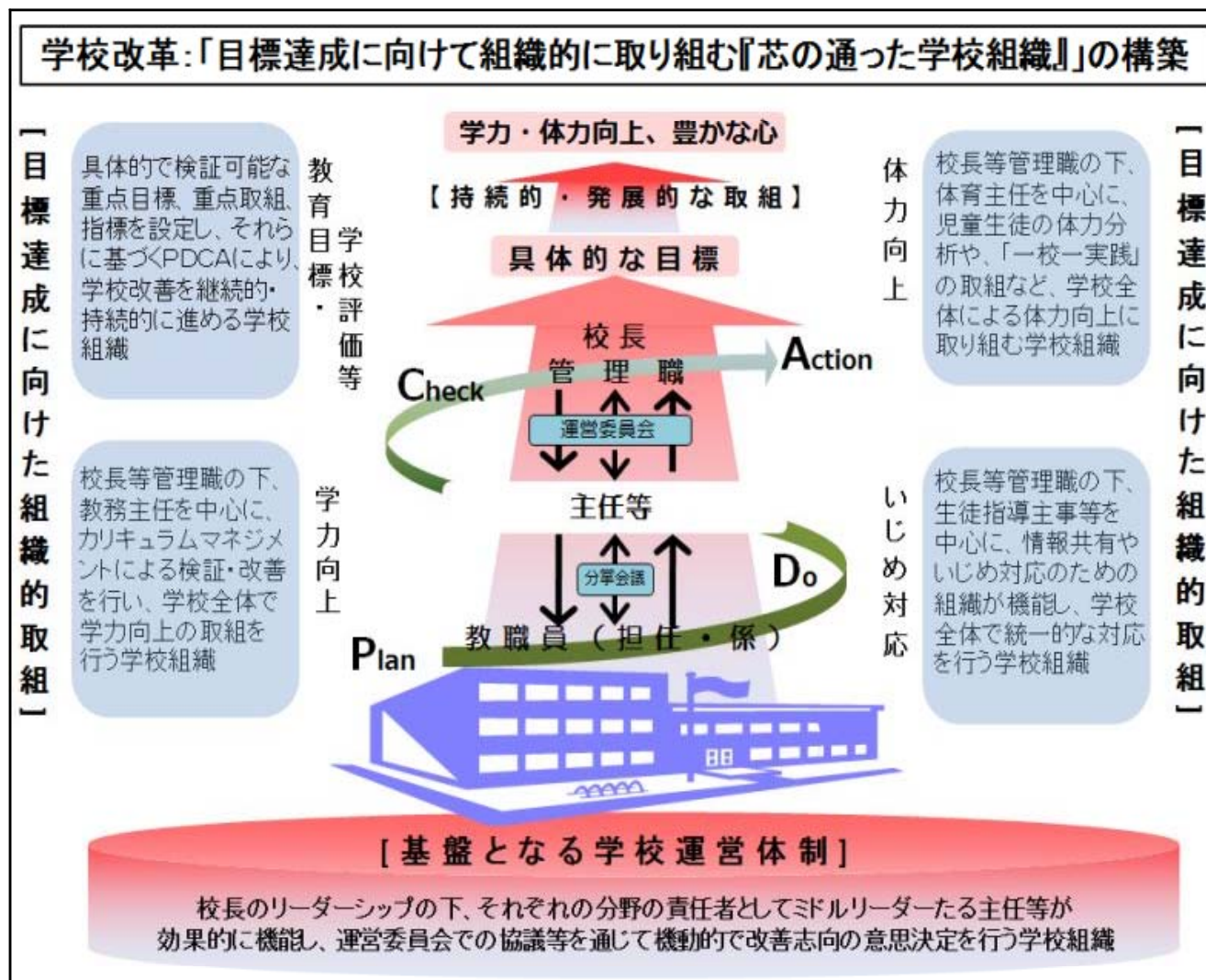
このため、県教育委員会は、平成24年11月26日に「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』推進プラン」を作成し、市町村教育委員会との緊密な連携の下で、平成24年度、25年度、26年度の3つのフェーズにより、取組を進めているところです。

現在、各学校、市町村教育委員会の積極的な取組により、「芯の通った学校組織」が全ての学校で定着しつつあると考えており、学校や市町村教育委員会からは、効果的な学校の取組事例の紹介がほしいとの要望を頂いているところです。

このようなことから、この度、県下の学校の効果的な取組事例をまとめた事例集を作成し紹介させていただくことにしました。

本取組事例集は、第3フェーズの中心課題である5つの柱ごとに取組事例を掲載しています。取組事例を参考にして頂くことで、各学校の目標達成に向けた組織的な取組が一層推進され、子どもたちの力と意欲の向上が図られることを期待しています。

「芯の通った学校組織」のイメージ図

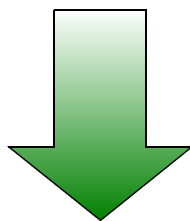


(1) 第3フェーズの中心課題

第3フェーズの中心課題

「目標達成に向けた組織的な取組」の徹底

- I. 学校評価を活用した、学校の課題に直結した目標や取組の設定と短期の改善
- II. 教職員評価システムに基づく、全教職員への目標の徹底と個人目標への連鎖
- III. 主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底
- IV. 企画立案の場としての運営委員会の活用推進
- V. 目標の共有による家庭や地域との協働



子どもたちの力の確実な向上

(2) 取組事例整理表

下の表の左側は、第3フェーズの5つの中心課題（Ⅰ～Ⅴ、左ページ参照）に沿って、平成25年度当初に示した「20の観点」を分類したものです。下の表の右側は、本事例集で取り上げている15の事例（①～⑮）が、それらの中のどの観点に関連した事例であるかを整理したものですので、ご参考にして下さい。

中心課題	「20の観点」から抜粋		教育事務所						事例数
			中津	別府	大分	佐伯	竹田	日田	
Ⅰ	1	学校の重点目標が3～4つ程度に具体化され、その達成状況を図るための検証可能な達成指標が設定されている。		①			②		4
	2	重点目標を達成するための取組を、重点的取組及び取組指標により具体的に設定している。				(②)			
	3	重点目標達成に向けたPDCAサイクルが、年3回以上の短期で行われるよう計画され、検証・改善が行われている。			④		(②)	③	
Ⅱ	6	教職員評価システムに基づき、各教職員の目標が、学校の重点目標と連動した形で設定されている。		⑤				⑥	2
	7	教職員評価システムに基づく各教職員の目標を決める際、その目標に関係する主任等が目標設定に関わっている。							
Ⅲ	4	重点目標達成に向けた学校評価を行う体制が、主幹教諭、指導教諭、教務主任等のミドルリーダーを活用した体制となっている。	⑦						3
	14	市町村学校管理規則に基づき、主要主任等が市町村教育委員会の承認のうえ、適切に任命されている。							
	15	管理職や主幹教諭の下、主要主任等が各分掌の責任者としてリーダーシップを発揮し、校長の学校運営方針等を他の教職員に周知し、指導・助言を行うとともに、教職員の考えを集約して管理職に伝えている。	⑧						
	16	主任制度及び主任手当の趣旨が全ての教職員に徹底されている。				⑨			
Ⅳ	18	運営委員会が定期的開催され、主要主任等との連携・協議を通じて、校長の意思決定を補佐するものになっている。	⑪			⑫		⑩	3
	19	職員会議の場があたかも意思決定を行う場のようなものとなっていない。							
Ⅴ	5	保護者、地域住民の協力を得られるよう、4点セット（重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標）が学校便りやホームページ等で公表され、また、PTAや地域住民との意見交換会などで活用されている。		⑬ ⑭ ⑮					3

(3) 参考：「20の観点」と観点別留意事項**学校の教育目標の具体化**

	観点	観点別留意事項
1	学校の重点目標が3～4つ程度に具体化され、その達成状況を図るための検証可能な達成指標が設定されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態、学校の喫緊の課題に即した重点目標になっているか（重点目標は、知・徳・体の3つである必要はない）。 ・達成指標は、前年の状況も踏まえた、適切なレベルになっているか。
2	重点目標を達成するための取組を、重点的取組及び取組指標により具体的に設定している。	<ul style="list-style-type: none"> ・取組指標は、「誰が」「何を」「どれくらいの頻度で」という、検証可能な内容になっているか。
3	重点目標達成に向けたPDCAサイクルが、年3回以上の短期で行われるよう計画され、検証・改善が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況を検証するだけでなく、取組内容の検証を行い、取組指標等を修正の上、具体的な改善につなげているか。 ・学校関係者評価が、学校関係者が学校状況を十分に理解し、学校と意見交換をして能動的に評価するものとなっており、アンケートをもって学校関係者評価としていないか。
4	重点目標達成に向けた学校評価を行う体制が、主幹教諭、指導教諭、教務主任等のミドルリーダーを活用した体制となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要主任等を中心に、学校評価の立案・検証・課題提起等の業務を行う体制となっているか。
5	保護者、地域住民の協力を得られるよう、4点セット（重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標）が学校便りやホームページ等で公表され、また、PTAや地域住民との意見交換会などで活用されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・4点セットやその進捗状況が、学校便りやホームページ等で分かりやすく公表されているか。 ・4点セットを示しながら、保護者や地域住民と意見交換を行い、重点目標の達成に向けた具体的な協力を求める機会を設けているか。
6	教職員評価システムに基づき、各教職員の目標が、学校の重点目標と連動した形で設定されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、重点目標等を全教職員に浸透させているか。 ・「学校の重点目標→各分掌等目標→個人の自己目標」と連動しているか。 ・校長は、面談や中間申告時に、教職員の自己目標に対して適切な指導・助言を行っているか。
7	教職員評価システムに基づく各教職員の目標を決める際、その目標に関係する主任等が目標設定に関わっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・各主任等は、学校の重点目標に基づき、具体的な分掌等目標（取組指標、達成指標）を定めているか。 ・各主任等は、分掌会議等において、所属する教職員の目標設定に関わるとともに、進捗状況を把握し、適切な指導・助言を行っているか。

目標達成に向けた組織的な学力・体力向上

	観点	観点別留意事項
8	<p>全国学力・学習状況調査や大分県学力定着状況調査の結果等を活用して、課題を把握し、具体的な目標・取組の下、短期の検証・改善により授業改善等の学力向上の取組を進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のつまずきを、調査学年だけでなく全学年の課題として具体的に分析の上、時間を置くことなく改善のための取組を進めているか。 ・ドリルタイムや家庭学習の量を増やすだけでなく、授業改善の視点で取組を進めているか。
9	<p>管理職の下、主幹教諭や指導教諭、教務主任を中心に、教育課程の編成や学力向上会議の開催が行われ、学校全体で学力向上を進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教務主任等が、教育課程の編成や学力向上会議の企画立案 ・運営を中心となって行い、その内容を全教職員に共有させているか。
10	<p>校内研修及び校内研究が、管理職や主幹教諭、指導教諭の下での教務主任と研究主任の適切な役割分担により、学校の重点目標や課題と結びついて計画的に行われている。</p>	<p>留意事項なし</p>
11	<p>司書教諭等を中心とした組織的な指導体制の下で、学校図書館を活用した取組が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭、図書館担当、学校司書等の役割やミッションが明確化され、全教職員で共通理解した上で、図書館教育の計画に則って取り組んでいるか。
12	<p>全国体力調査の結果等を活用して、課題を把握し、具体的な目標・取組の下、短期の検証・改善により授業改善等の体力向上の取組を進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を具体的に分析し、時間を置くことなく改善のための取組を進めているか。 ・児童生徒の運動量の目安を立て、それを増やすだけでなく、運動に対する意欲・関心を高めたり、体育の授業を要とした教育活動全体の改善の視点で取組を進めているか。
13	<p>管理職や主幹教諭、教務主任による指導とサポートの下、体育主任が中心となって学校全体で「一校一実践」が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「一校一実践」を、体育主任・体育科教員に任せるのではなく、体育の授業以外にも位置づけ、学校全体で取り組んでいるか。

基盤となる学校運営体制

観点		観点別留意事項
14	市町村学校管理規則に基づき、主要主任等が市町村教育委員会の承認のうえ、適切に任命されている。	・市町村教育委員会は、承認するに当たって、主要主任等に主任制度及び主任手当の趣旨が徹底されるよう、管理職や主要主任等を指導しているか。
15	管理職や主幹教諭の下、主要主任等が各分掌の責任者としてリーダーシップを発揮し、校長の学校運営方針等を他の教職員に周知し、指導・助言を行うとともに、教職員の考えを集約して管理職に伝えている。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、分掌会議等により、主要主任等が学校運営方針や運営委員会での協議事項等を教職員に周知したり、教職員の考えを集約したりする機会を十分設定しているか。 ・管理職は、主要主任等がリーダーシップを発揮して取組を進める体制（部会やプロジェクトチームなど）を設けているか。 ・主要主任等は、学校運営方針や運営委員会での協議事項等を教職員に周知し、指導・助言を行っているか。 ・主要主任等は、教職員の考えを集約して管理職に伝えているか。
16	主任制度及び主任手当の趣旨が全ての教職員に徹底されている。	・管理職は、主任手当拠出の状況の把握に努めるとともに、主任制度及び主任手当の趣旨を全教職員に定期的に周知・徹底しているか。
17	市町村学校管理規則に基づき、運営委員会が設置されている。また、学校運営組織図は、主幹教諭や指導教諭、主要主任等が中心となっており、分掌主任等の氏名が明示されている。	留意事項なし
18	運営委員会が定期的開催され、主要主任等との連携・協議を通じて、校長の意思決定を補佐するものになっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会が週1回行われるなど、定期的な開催となっているか。 ・管理職は、運営委員会で充実した企画立案がなされるよう、議事内容を予め示し、主要主任等に積極的な提案をさせる機会を十分設けているか。
19	職員会議が意思決定を行う場となっていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会と職員会議の役割の違いを、全教職員で共通理解しているか。 ・職員会議の回数や時間の効率化のための工夫（運営委員会の協議事項を紙面で周知等）を行っているか。
20	管理職の下、衛生委員会等の活動を中心に、教職員の健康管理の充実に組織的に対応している。	留意事項なし

取組事例

I 学校評価を活用した、学校の課題に直結した目標や取組の設定と短期の改善

取組事例①（小学校、児童数338名、別府教育事務所管内）

観点1 観点別留意事項

・児童生徒の実態、学校の喫緊の課題に即した重点目標になっているか（重点目標は、知・徳・体の3つである必要はない）。

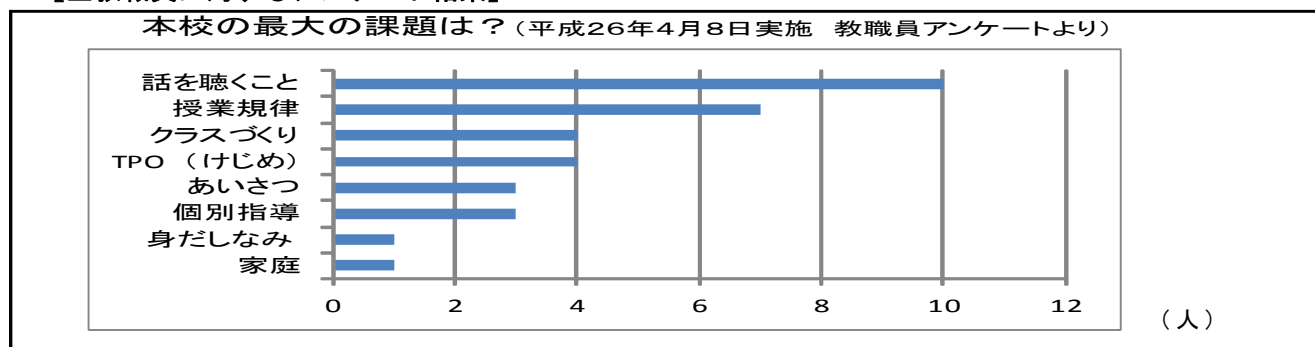
1. 取組の内容

A小学校では、平成25年度の重点目標を「基礎・基本の定着」「整理整頓ができる子の育成」「運動好きな子の育成」（「知・徳・体」）として取組を進めてきた。

平成26年度は、4月に「喫緊の課題を明確にし、目標を焦点化する」「課題を共有し、全教職員で組織的に取り組むという意識を高める（意識改革）」という目的で「全教職員に対するアンケート調査」を実施した。その結果、「話がしっかり聞けない」「机等への落書きが多い」という課題が共有された。

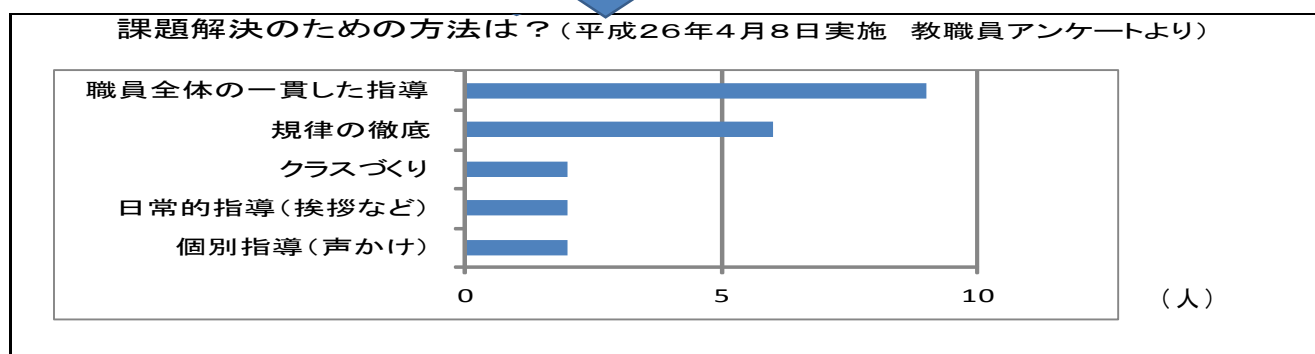
そこで、校長・教頭・教務主任で重点目標を2つに焦点化した4点セット（案）を作成し、運営委員会での協議を経て決定し、「目標協働達成モデル校」として家庭・地域と協働しながら取組を進めている。

【全教職員に対するアンケート結果】



＜主な意見＞

- 話を聞くこと、全校で落ち着いて行動すること
- 落ち着きがない、TPOがわかっていない
- 個別の支援が必要な子が大変多い
- 普通学級にいる支援を必要とする子どもの個別指導と職員の共通認識
- お互いを大切にしたり、認めあったりする心が育っていない
- あいさつができない、あいさつの声が小さい
- 教師の指示が徹底しない
- きまりや規律が徹底できない
- 学習生活のルールが徹底されていない



「規律の徹底」に向けて、職員全体で共通理解しながら組織的に取り組むことの必要性



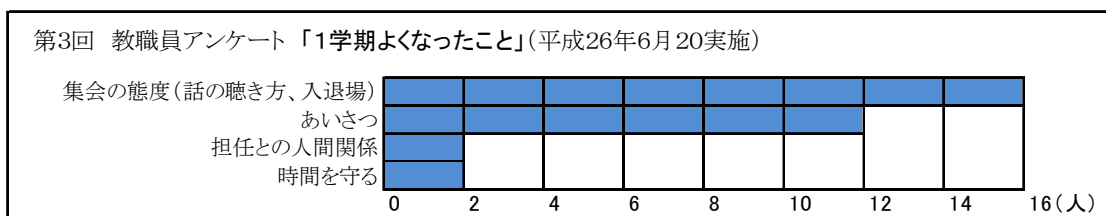
【目標達成のための組織的取組（A小学校）】

学校教育目標	
支えあい、学びあう、たくましいA小児童の育成	
重点目標	静かに人の話を聴くことのできる子の育成
達成指標	<ul style="list-style-type: none"> ○児童のアンケートで人の話をまっすぐ前を向いて聴くことができると答える児童の割合が80%以上 ○年間生活目標「静かに話を聞こう」のクラス単位の振り返りで全クラスが8割以上（赤色シール）を達成する。
重点的取組	<ul style="list-style-type: none"> ○話を聴く姿勢についての指導を全職員で行い、授業→学年→集会と連動して指導する。特に、学年集会を共通理解した指導の場とする。 ○年間生活目標を「静かに話を聞こう」として重点的に取り組む。 ○授業規律を共通理解するためのガイドラインであるA小スタンダード（よりよい学びのために）を作成する。
取組指標	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会を月1回、学年集会を月1回行い、座る姿勢や話を聴く姿勢を指導する。 ○4月、9月、1月にクラス単位で振り返りを行う。 ○A小スタンダード（よりよい学びのために）のふりかえりを児童に月1回行わせる。
	人と物を大切にする子の育成
	<ul style="list-style-type: none"> ○机・椅子、その他、学校の落書きが0 ○年間生活目標「自分からあいさつをしよう」のクラス単位の振り返りで全クラスが8割以上（赤色シール）を達成する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活すべてを通じてあらゆる場面で公共物を大切にする指導を行う。 ○年間生活目標を「自分からあいさつをしよう」として重点的に取り組む。 ○△△中、△△小、□□小と連携し、地域の方と共に登下校時のあいさつ運動に取り組む。
	<ul style="list-style-type: none"> ○週の終わりに学級担任が落書きをしていないか点検する。 ○5月、10月、2月にクラス単位で振り返りを行う。 ○4月、9月、1月の登校指導で合わせて行う。

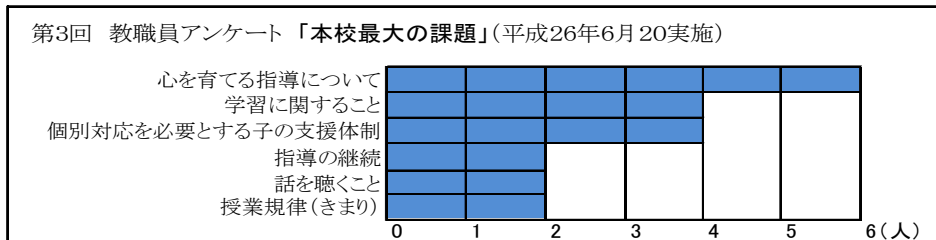
2. 取組についての評価等

- (1) 校長は、全教職員に対するアンケート調査という方法で「喫緊の課題」を明確にし、学力・体力向上の基盤となる「姿勢や規律」に関する重点目標に焦点化した。
 また、全教職員に対するアンケート調査という方法により、「ボトム・アップを図り、課題を全職員で共有し、組織的に取り組むという意識を高める（意識改革）」ことにもつなげている。
- (2) 下のグラフ1を見ると、4月の段階で、教職員が最大の課題と考えていた「話を聴くこと」「あいさつ」の項目について「よくなった」という回答が増えている。
 また、グラフ2からは、4月の段階で、教職員が最大の課題と考えていた「話を聴くこと」「授業規律」が減っており、取組からわずか2ヶ月程度で、教職員が子どもの変化を感じている。全教職員で課題を共有し、組織的に取り組んだ成果と考えられる。

【グラフ1】



【グラフ2】



取組事例②（中学校、生徒数59名、竹田教育事務所管内）

観点1・2・3 観点別留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態、学校の喫緊の課題に即した重点目標になっているか。 ・達成指標は、前年の状況も踏まえた、適切なレベルになっているか。 ・取組指標は、「誰が」「何を」「どれくらいの頻度で」という、検証可能な内容になっているか。 ・目標の達成状況を検証するだけでなく、取組内容の検証を行い、取組指標等を修正の上、具体的な改善につなげているか。
----------------------------	--

1. 取組の内容

B中学校は、平成25年度末に教務主任を中心に運営委員会において取組の反省を行い、子どもの実態から重点的取組を変更または発展させ、平成26年度に向けた方向づけを行った。そして、平成26年度の開始に当たり、新しい校長の下で協議を行い、最終的には以下のような昨年度からの改善を行った上で、「学校経営の重点（4点セット）」を策定し、取組を進めている。

【重点目標及び達成指標】

	重点目標	達成指標	工夫改善したこと
昨年度	確かな学力の定着	学力調査において偏差値55，達成率80%	昨年度は、各種学力調査において達成指標をクリアしたが、個々に着目すると、学力差の開きが目立った。そこで、今年度は、低学力層の底上げを達成指標に掲げ、取組を進めている。
今年度	学力の確かな定着	定期テストにおける下位層（正答率30%以下）の生徒の割合を半減する。	

【重点的取組及び取組指標】

	重点的取組①	取組指標	工夫改善したこと
昨年度	全生徒が考えを伝え合う協調学習を推進する。	全教職員が、全生徒の学力保障のため、きちんとした尺度を持ち、協調学習の手法を用いた授業実践を行う。	協調学習により表現力が身についた。提案授業だけでなく、それを日常実践にも取り入れることで、更なる表現力の高まりを期待して設定した。
今年度	協調学習を推進し、生徒が考えを伝え合う授業を実践する。	協調学習による授業を年間一人一回は提案すると共に、日常的に協調学習の手法を用いた授業を展開し、生徒の伝え合う力を高めていく。	

	重点的取組②	取組指標	工夫改善したこと
昨年度	シェア・タイム（20分間）を実施し、生徒個々の課題に応じた指導を行う。	定期考査1週間前から朝のシェア・タイム（20分間）を実施し、生徒個々の課題に応じた指導を行う。	お互いに問題を出して解き合うことで、学習効果が高まった。個別のきめ細やかな指導が必要であることを共通理解し、今年度からは全教職員で取り組むこととした。
今年度	シェア・タイムを実施し、生徒のつまずきの解消を図る。	定期テスト1週間前から毎日朝と放課後に20分間のシェア・タイムを実施し、学年部会全教職員で生徒のつまずき解消のための個別指導を行う。	

	重点的取組③	取組指標	工夫改善したこと
昨年度	メディアに触れる時間を減らし、家庭学習の時間を確保する。	ノーメディア・デー運動を推進し、各学年目標とする家庭学習時間を保障する。	目標とする家庭学習の時間は達成できなかった。更に徹底を求めるよりも、より喫緊の課題である読書活動への取組を進める必要性を全教職員で確認し、今年度は重点的取組を切り替えた。
今年度	全学年、朝読書に取り組む。	8:00～8:20の20分間、1・2年は毎日、3年は週2回朝読書を実行し、読書量を増やす。職朝がない日（月・木以外）は、学年部全教職員で教室で一緒に読書を行う。	

2. 取組についての評価等

- (1) 「学校経営の重点（4点セット）」策定に際して、子どもの実態を踏まえて達成指標を見直すとともに、効果のある取組が更に広がるよう改善したり、より喫緊の課題解決のための取組内容を切り替えたりといった工夫改善を行っている。
- (2) 取組指標は、取組の内容が具体化されており、明確なものとなっている。
- (3) 教職員の向上心が高く、小規模校であるが、しっかりとした教務主任のリーダーシップのもと、継続的な改善が進められている。

【用語の解説】

4点セットとは：重点目標・達成指標・重点的取組・取組指標のこと

<参考：平成25年1月 学校評価の手引き（抜粋）>

①重点目標

学校では、通常、目指す子ども像や学校像など、学校経営を通じて実現することを目指す理想の姿を示す教育目標を設定しています。教育目標はその性格上、抽象的なものであることが多いため、学校が重点を置いて目指す成果や取り組むべき課題を明らかにした重点目標を設定する必要があります。

重点目標は真に重点的なものとし、**多くとも3～4項目程度**に絞る必要があります。（中略）思い切って重点目標を絞り込むことで、学校が目指している方向性や解決すべき課題が全教職員により共有され、エネルギーを集中して学校全体で取組を行うことが可能になります。

②達成（成果）指標

次に、重点目標に対する達成指標を設定する必要があります。達成指標は、重点目標が目指している成果を把握するための指標で、児童生徒がどう変わったかという児童生徒の変容に着目して指標を設けることが基本になります。達成指標は、重点目標の達成状況を図る「ものさし」であり、出来る限り数値化し、検証可能なものとする必要があります。（中略）言葉による定性的な重点目標だけでなく、数値による達成指標があることで、学校が取組もうとしていることやその状況について具体的な議論を行うことが可能になります。

③重点的取組

どのような目標も目標達成のための手立てがなければ「絵に描いた餅」にすぎません。このため、各重点目標に対して、その達成につながる具体的な取組内容を決める必要があります。（中略）**各重点目標に対し重点的取組は3つ程度**に絞り、学校全体で教育活動を展開することが重要です。

④取組指標

また、重点的取組の取組状況を把握するための「取組指標」が必要です。「取組指標」は、重点的取組の内容を誰が何をどれくらいの頻度で行うかを設定するもので、教職員が努力を傾ける分量を示すものです。したがって、取組指標は、その取組を行う教職員の人数や取組回数など具体的な数値で表されることとなります。（中略）学校評価を「評価のための評価」ではなく、「改善のための評価」とするためには、重点的取組と取組指標を具体的に設定することが何より重要です。

取組事例③（中学校、生徒数26名、日田教育事務所管内）

**観点3
観点別留意事項**

・目標の達成状況を検証するだけでなく、取組内容の検証を行い、取組指標等を修正の上、具体的な改善につなげているか。

1. 取組の内容

C中学校では、年度当初に校長が4点セットに係る年間PDCAサイクルについて提起・説明を行い、全教職員の共通理解を図ったうえで、以下のような工夫により、学校評価の活用に取り組んでいる。

(1) 4点セットと対応した学期末アンケートの実施

4点セットが決まって間もない5月に、4点セットに対応したアンケート項目を、教務主任が主要主任と協議し、運営委員会を経て決定した。これにより、生徒・保護者へのアンケートを通して取組が評価されることを、年度の早い時期から教職員一人ひとりが意識して取り組むことができています。

平成26年度（1学期）				
「重点目標・達成指標・重点的取組・取組指標」と生徒・教職員・保護者アンケート項目との関係				
重点目標	達成指標	重点的取組	取組指標	アンケート項目
「自主」 考え判断し、自ら行動できる生徒の育成	○1学期末において『万善簿』に記録した○の数100以上の生徒を90%以上にする。	○『万善簿』の取り組みによって、主体的に行動し、思いやりをもった生徒の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・帰りの会において、1日を振り返り、自ら行動できたことを『万善簿』に記録する。 ・他者の素晴らしい行動を記録し、その頑張りを交流する。 	生徒
				すすんで善行を行い、学校生活を楽しく過ごしている。
				友達の良いところに気づき、仲良くできている。
				万善簿の取り組みを通して、自ら行動できるようになってきた。
				教職員
				短学活で淡窓教育（『万善簿』の記録など）ができている。（担任、学年長）
				校内や学級における生徒の人間関係が良好である。（全）
				『万善簿』の取り組みの評価ができている。（担任、学年長）
				保護者
子どもは楽しく学校に行っている。				
子どもは、友達と仲良く過ごせている。				
子どもは自分で考え行動できる力がついている。				

(2) 検証のための評価資料の蓄積

下表のように、4点セットの重点的取組・取組指標を取組内容として明示し、教職員の取組状況や生徒の達成状況等を日々記録して、月ごとの評価を計画的に行い、評価資料の累積と取組の意識化を図る工夫をしている。

1学期 課題点検表（5月分集計）					平成26年度 OO中学校									
					評価<<100%以上◎80%以上○60%以上△60%未満×>>									
取組項目	達成指標	取組内容	担当者	校長	教頭	A教諭	B教諭	C教諭	D教諭	E教諭	F教諭	G教諭	H教諭	計
自主： 考え判断し、自ら行動できる生徒の育成	「万善簿」の取組 「万善簿」に○の数を100以上記録した生徒9割	帰りの会において、自ら行動できたことを「万善簿」に記録させる。	[教務主任] 学年部 学級担任				◎	○	◎			◎	◎	◎
		他者の素晴らしい行動も記録し、紹介・交流をする。	[教務主任] 学年部 学級担任 全職員		○	○	◎	○					△	△

(3) 次学期の取組指標等の見直し

(1)(2)を踏まえて検証を行い、次学期の改善策に反映させている。

CAシート(1学期)

重点目標	1学期			職員アンケートより	生徒アンケートより	保護者アンケートより	1学期の取組状況・振り返り及び2学期に向けて	評価	2学期		
	重点的取組	取組指標	達成指標						重点的取組	取組指標	達成指標
1「自主」 考え判断し、自ら行動できる生徒の育成 担当者 教務主任	○『万善簿』の取り組みによって、主体的に行動し、思いやりをもった生徒の育成を図る。	・帰りの会において、1日を振り返り、自ら行動できたことを『万善簿』に記録する。また、他者の素晴らしい行動を記録し、その頑張りを交流する。	○1学期末において『万善簿』に記録した○の数100以上の生徒を90%以上にする。								
		4点セットに関わる月別や1学期のアンケートの結果とその分析を記入します。		「自主」に関わる内容についての取組状況やそれに対する振り返りを記入するとともに、2学期の方向性について記入します。			「達成指標」「アンケート」「取組状況」「振り返り」を総合的に判断して1学期の評価を4段階で記入します。 A=とても順調に進んでいる。 B=順調に進んでいる。 C=進捗状況にやや課題がある。 D=進捗状況に大いに課題がある。		同じ「重点的取組」「取組指標」「達成指標」で、さらに進めていくのか？ それとも、改善や進展を図っていくのか？ 1学期の振り返りをもとに、2学期の4点セットを考えていきます。		

【用語の解説】

「万善簿(まんぜんぼ)」とは、元来、日田市出身で江戸時代の儒学者・教育者・漢詩人である広瀬淡窓が付けていた善行実践の記録のことである。一日を振り返って、良いことをしたら○(白丸)を万善簿に1つつけ、悪いことをしたら1つ●(黒丸)をつけていき、○から●の数を引いたものが1万になることを目指したものだ。近年、日田市教育委員会が「威園教育の理念を生かした学校経営」をすすめたことにより、学校実態に応じて工夫された万善簿の取組が多くの小・中学校でなされるようになった。C中学校では、生徒に一日を振り返らせ、自らの善行を「万善簿(善行の一覧表)」に○をつけさせたり、他者の善行を具体的に書き残したりしている。

2. 取組についての評価等

- (1) 1の(2)や(3)の表中に、「担当者」として主要主任を記すことで、日々の記録や月ごとの評価をはじめとした評価・取組全般にわたって「権限と責任」が明らかになっている。そのため、他の教職員にとっては相談する窓口が明確になるとともに、主要主任にとっては指導助言をする必然性が生まれている。
- (2) 4点セットの重点目標は、校長が提示したものの、達成指標や重点的取組・取組指標は主要主任を中心とした分掌部会で協議して運営委員会を経て決定している。さらに1の(3)のCAシートで学期ごとの取組を検証し、次学期に向けた改善策を全教職員が確認していくことで、主要主任を中心とした自発的なPDCAサイクルが回っていると言える。
- (3) 1の(2)の月ごとの課題点検表が、本年度は、1の(3)のCAシートにあるように学期末の評価資料として活用されている。今後、運営委員会等で月1回の進捗状況を探る資料として活用することが期待できる。



取組事例④（小学校、児童数8名、大分教育事務所管内）

観点3	・重点目標達成に向けたPDCAサイクルが、年3回以上の短期で行われるよう計画され、検証・改善が行われている。
------------	--

1. 取組の内容

D小学校では、学校の重点目標達成のための教育活動の反省について、問題の早期発見・早期対策を第一と考え、以下のように1年を5期に区分した「5期チェック」を基に振り返り、改善に努めている。

期	月	ねらい（校長作成）
I	4～5	○児童の実態や保護者・地域の願いをとらえた経営方針を作成し周知する。 ○重点目標等と学年・学級経営方針を連動させ、学習や生活の基本を身につけさせる。
II	6～7	○学習・生活の基本を大事にしながら学校・学年・学級の目標に向かって鍛える。
III	9～10	○学習・生活の基本の定着を図る。つくりあげる喜びを味わう。
IV	11～	○身についた基本的な知識や技能を練り上げ高める。
V	1～3	○1年間を振り返り成果や課題をまとめる。成果を大切にしながら、課題については、原因や背景を分析し、解決策を運営委員会で練り、次年度に結びつける。

*5期それぞれの「ねらい」に基づいて、学校の重点目標を各期ごとに振り返り、次の期での取組目標を定めることにしている。

以下の表は、Ⅲ期の反省から、Ⅳ期にどう取り組むのかを整理した表である。

重点目標	達成指標	重点的取組・方策	取組目標	Ⅲ期の取組結果	Ⅳ期の取組目標
（知） 確かな学力を育成する	国・県・市の学力調査の結果70点以上	基礎・基本の定着のために授業内容と連動した家庭学習システムを推進する。	学年×10分+10分の学習時間を徹底し、自主学習の内容を指導した。	<ul style="list-style-type: none"> ・中身が雑になっている。 ・その日の学習内容を宿題で出しているが、個々の差があり出し方が難しい。 ・取り組んだが気持ちが乗らず成果が上がらない。 ・漢字の定着が難しい。 ・自主学習に取り組めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習の定着 ・家庭との連携 ・宿題に集中して取り組む。
		基礎・基本の定着のため補充学習を実施する。	週2回のステップタイム（国語・算数、朝の活動15分間）を実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・学年の応じてできている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の実力に応じた内容の検討。
		（2学期重点） 「課題」と「まとめ」プレートの使用・板書の構造化による1時間完結型授業を実施する。	授業観察においてすべてのクラスで実践できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめができないときがある。 ・次回まで持ち越すときがある。 ・国語が難しい。 ・1時間で終わるように、ワークシートを活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「めあて」「まとめ」の定着 ・1時間完結型
		（2学期重点） 学力向上支援教員の示す授業テーマ設定を受けた授業モデルの実践をする	公開授業においてすべてのクラスで実践できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・課題設定で悩むことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の焦点化
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・期待して指導する。 ・発言するときは、立って言う。 ・あてられたら返事をする。 ・丁寧な言葉で論理的に話させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・字をていねいに書かない。 ・土日の宿題をしていないときがある。 ・学習規律の定着を図る。 ・主語、述語をはっきりと。 	<p style="text-align: center;">Ⅳ期の目標</p> <p style="text-align: center;">きちんと論理的に話をさせる。</p>		

(徳)	Q-U調査を基にした明るく楽しい学級経営をする	学校が楽しい児童100%	子どもの良さを見つけ、認める活動を行う。	毎月1回(第4水曜日)に「心の花」集会を実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・よさを認める活動になっている。 ・日々の生活に繋がるとよい。 ・受け取る子は、嬉しそうである。 ・学活や帰りの会などでも、お互いの良さを見つけると、同じ内容に偏らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・よさをを見つけるだけではなく、「だから私もこうしたい。」を入れる。 ・友だちのよさをを見つけ、自分もまねてみるような、双方向の実践に繋がると、さらに自尊感情が育つのではないか。
			一人ひとりの特長を生かし、子どもが主体的に取り組む学校行事にしている。	行事の中に子どもが主体的に活動する場面を1つ以上入れた。	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に取り組めるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感想の内容を指導する。 ・準備と片付けで主体性をつける。 ・準備や片付けを、子どもと一緒にする。
			保護者、地域と連携した月2回(登校時1回、下校時1回)のあいさつ指導を実施する。	月2回(登校時1回、下校時1回)のあいさつ指導を実施し、事後指導した。	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に挨拶ができる子が増えた。 ・来客への挨拶ができていない。 ・家の中で挨拶をしていない。 ・友だちへの挨拶もしていない。 ・2学期の重点目標として取り組んできたが、なかなか続かない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に挨拶をするようにさせる。 ・児童会の取組にしたい。(1月) ・昼間の挨拶に取り組む。
	その他				<p>IV期の目標 昼間の挨拶の励行</p>	
(体)	体力向上アクションプランを実行する	外で運動するようになった児童100%	体育の授業等でのD小サーキットを実施する。	毎週1回以上、中休みや体育の時間を使ってD小サーキットを実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・定着してきているところである。 ・サーキットをした後の遊びが、いつも同じような遊びになっている。 ・雨の日の対応はどうするか。 ・体育の時間と昼休みの関係をはっきりさせる。(体育があったときも昼休みにするのか。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みには必ず1回サーキットをする。 ・サーキットの仕方の徹底。
			「早ね・早起き・朝ごはん」を啓発、徹底する。	毎月学年通信で啓発するとともに聞き取り等によって実態の把握、指導をする。(保健指導・食に関する指導を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜子どもへの聞き取りをし、個別に保健指導をした。 ・早寝に課題がある。 ・朝の体温が低い。 ・毎日の体調確認表で確認している。 ・朝、ポーツとしている子どもがいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健だよりでも、啓発を行っている。
	その他				<p>IV期の目標 昼休みにD小サーキットをさせる</p>	

2. 取組についての評価等

- (1) 短期でチェックすることで、問題点の早期発見、早期対応、成果の積み上げができる。
- (2) 全教職員が学校の教育目標及び重点目標を常日頃から意識し、共通理解の上で教育活動を行うことができる。
- (3) 「知」「徳」「体」の取組の責任者としての主任の評価、改善への意識が高まり、リーダーシップが発揮でき、運営委員会において主任同士の連携ができる。
- (4) それぞれの期間の目標を職員室に掲示(見える化)していることで、指導・助言がしやすい環境となっており、教職員の目標意識、改善意欲の向上につながっている。

Ⅱ 教職員評価システムに基づく、全教職員への目標の徹底と個人目標への連鎖

取組事例⑤（小学校、児童数485名、別府教育事務所管内）

観点6
観点別留意事項

・「学校の重点目標→各分掌等目標→個人の自己目標」と連動しているか。

1. 取組の内容

E小学校では、本年度より、教職員評価システムに基づく管理職による面談を、次のように学年単位の集団で行っている。

学年部ごとに校長室で面接を行い、1時間程度で、まず①個々が自己申告シートの内容を簡潔に説明 ②参加者相互によるそれぞれの意見交換 ③校長による指導・助言という流れで実施している。

【資料1】第1回面談実施について（教職員への通知用文書）

平成26年度第1回面談の実施について	
平成26年5月26日 〇〇小学校長・幼稚園長	
1 面談の対象者について 小学校及び幼稚園の全教職員	
2 面談の方法について 原則として、集団面談	
3 面談の時期について 原則として、平成26年5月26日（月）から6月13日（金）の間	
4 面談の趣旨等について 全教職員への面談を通して、教職員個々の考えや意見、職場の現状等を把握し、よりよい学校づくりに資する。 ・「チーム〇〇」の一員としての自覚を高める。 ・お互いの自己目標を知り、学年や分掌等の取組を行いやすくする。 ・教職員相互による支援を行いやすくする。	
5 面談の流れ等について	
自己申告書提出の教職員	自己申告書提出不要の教職員
①自己申告書の内容を、以下のことについてもふれながら、簡潔に説明。 ・学校の重点目標（達成指標や取組指標等も含む）との関連性 ・学年や分掌等目標との関連性 ※自己申告書を参加者分コピーして面談当日に配布（校長）。	①自己目標（3つ以内）について、簡潔に説明。 ※小学校臨時講師等は、学校の重点目標や学年、分掌目標等との関連性も含めて説明。 ※幼稚園副園長・教諭・臨時講師は幼稚園の重点目標との関連性も含めて説明。 ※市職員等は、分掌等目標との関連性も含めて説明。
②参加者相互による意見交換（自己目標等への質問、業務上の困り等）	
③学校（幼稚園）への提言等	
④校長（園長）からのまとめ等	
⑤自己申告書内容の見直しがあれば、加除修正し、6月末までに提出。	⑤自己目標の見直しがあれば、自身で修正。

学年内で互いの自己目標を共通理解

学校の重点目標
↓
各分掌等目標
↓
個人の自己目標
が連動するよう指導している

互いの意見交換による「連動」の確認

【資料3】自己申告シート

第1号様式
平成(26)年度 自己申告シート

所属

番号	職名	氏名
----	----	----

○学校の重点目標

- ・ 確かな学力の定着 ・ 豊かな心の育成 ・ 健康 ・ 体力づくり

○所属する分掌等目標のうち、下記の自己目標と関連する事項

- ・ 授業に意欲的に取り組む子どもづくり
- ・ 自分の考えを持ち、考えをきちんと伝えられる子どもづくり
- ・ 最高学年として下級生のお手本となれるような学習・生活態度の育成

○自己目標・自己申告

重要度	自己目標 目標と具体的な方策 (4月30日)
-----	------------------------------

1

○目標項目(何を)

- ①算数・国語を中心に基礎的・基本的事項が身についた子どもの育成
- ②家庭学習習慣が身についた子どもの育成

○達成された姿(どのレベルまで)

- ①全ての子どもがドリルプリントの内容が身についている。
- ②70分(学年×10分+10分)の家庭学習が定着している児童を80%以上にし、家庭学習に取り組まない子どもを0にする。

○具体的な取組(いつ、どのようにして)

- ①週2回以上、朝のスキルタイムに取り組み、その日のうちにやり直しをさせ、やり直しの状況を確認する。また、ステップアップタイムを月2回実施する。
- ②国語、算数について、その日の復習としての宿題を授業があった日に必ず出す。また、宿題の提出状況から個別指導を行う。

2

○目標項目(何を)

- ①自分の考えを持ち、考えをきちんと伝えられる子どもの育成
- ②学習規律が身についた子どもの育成

○達成された姿(どのレベルまで)

- ①児童の自己評価で「グループ学習では自分の意見を言う」と回答する児童の割合を9割以上にする。
- ②児童の自己評価で「授業中、真剣に取り組んでいる」と回答する児童の割合を9割以上にする。

○具体的な取組(いつ、どのようにして)

- ①国語、算数の授業の中で学び合う場面を、必ず設定する。また、学校図書館を活用した授業を学期に1回以上行う。
- ②毎時間「〇〇小学習スタンダード」のできていない所を指導する。また児童の自己評価を月に1回実施し、定着状況を確認する。

【資料2】平成26年度の4点セット

平成26年度 学校経営の最重点 [1] 学期

【学校の教育目標】	かしこく やさしく たくまい〇〇っ子の育成
-----------	-----------------------

重点目標	達成指標	重点的取組	学校の取組指標
確かな学力の定着 (かしこい子)	次年度の全国学力・学習状況調査で、平均正答率を県平均以上とする。	朝の「〇小タイム」の中に「スキルタイム」を設定するとともに、木曜日放課後に「ステップアップタイム」を設定し、基礎基本の定着を図る。	全学級で、漢字や計算等のドリルプリントに取り組ませる「スキルタイム」を、週2回実施する。 全教員が指導者となり、算数や国語等の個別指導を行う「ステップアップタイム」を、月に2回程度実施する。
		学年に応じた宿題等の家庭学習に取り組ませ、家庭での学習習慣の確立に取り組む。	担任が、毎日、宿題等の家庭学習の内容指導を行う。
児童の自己評価において、「授業中、真剣に考え、解決に取り組んでいる」と回答する児童の割合を8割以上にする。	「ねらいが明確で、課題・まとめがある授業」の工夫改善に取り組む。	全教職員が、学期に1回以上の互見授業を行う。	全教職員が、学期に1回以上の互見授業を行う。
		全学級で、パソコン等のICT機器や視聴覚機器を活用した授業を月に1回以上行う。	全学級で、パソコン等のICT機器や視聴覚機器を活用した授業を月に1回以上行う。
児童の自己評価において、「授業中、真剣に考え、解決に取り組んでいる」と回答する児童の割合を8割以上にする。	自分の考えを持ち、発言できるよう、調べ学習やグループ学習を取り入れた授業に取り組む。	全学級で、学校図書館を活用した授業を学期に1回以上行う。	全学級で、学校図書館を活用した授業を学期に1回以上行う。
		全学級で、「〇〇小学習スタンダード」(学習規律等)の児童自己評価を月に1回行う。	全学級で、「〇〇小学習スタンダード」(学習規律等)の児童自己評価を月に1回行う。

2. 取組についての評価等

- (1) 自己申告シートに関する面談を学年単位の集団で行うことにより、互いの自己目標を知ることができ、「学校の重点目標 → 各分掌等目標 → 個人の自己目標」の「連動」が確認できる。
- (2) また、次の効果が期待できる。
 - ① 学年主任が担任の自己目標を知ること、取組についての指導・助言ができる。
 - ② 互いの自己目標を知ること、学年等で互いに相談しやすい状況が生まれるとともに、分掌目標と自己目標が連動することで、組織的な取組につながる。

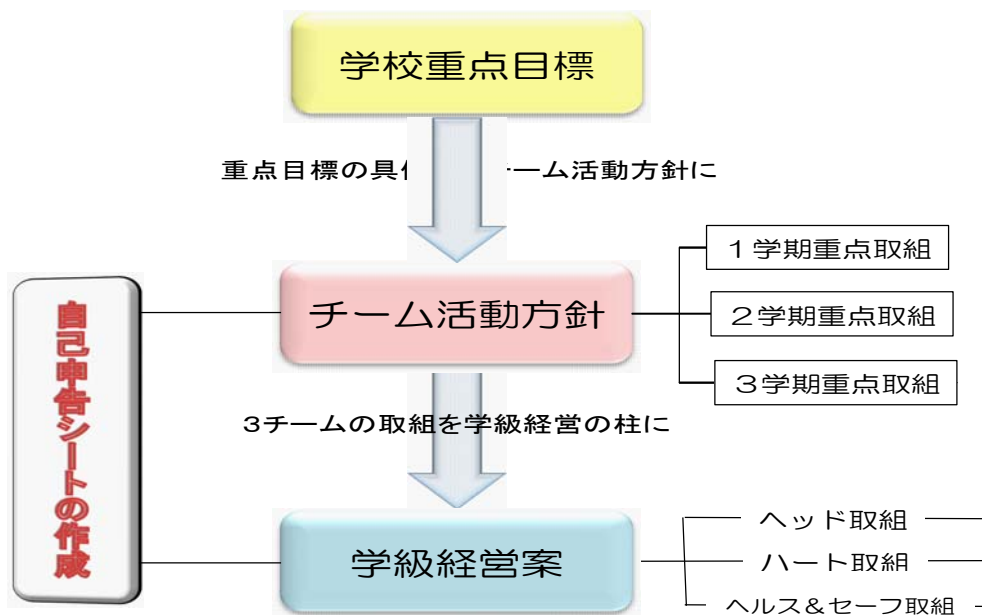
取組事例⑥ (小学校、児童数341名、日田教育事務所管内)

観点6
観点別留意事項

・「学校の重点目標→各分掌等目標→個人の自己目標」と連動しているか。

1. 取組の内容

F小学校では、主要主任がリーダーシップを発揮できるよう平成23年度よりプロジェクトチーム体制を設けている。〈ハート〉〈ヘッド〉〈ヘルス&セーフ〉のチームにおける「権限と責任」を明確にするとともに、学年ぐるみの協働体制を強化するために、下図のようなイメージを年度当初に全教職員で共有している。学校の重点目標とチーム活動方針（目標）と連動させることはもちろん、チーム活動方針（目標）を学級経営案や自己申告シートに反映させている。年々、改善・工夫を繰り返して、F小学校の実態にあったよりよい体制・各種目標になってきている。



その一例として、資料1～3の下線部 のように共通した語句や文から、それぞれの連動を意識して作成されていることがわかる。

【資料1】 チーム活動方針

ヘッドチーム1学期重点取組				
【活動方針：基礎基本の定着と自分の考えを「話す」「書く」力の育成】				
	具体的取組①	具体的取組②	具体的取組③	具体的取組④
4月	きめ細かな取組 (略)	「話す」場の設定 ・集会などの場 ・ペア学習・グループ学習等 授業時間の場	基本的な学び 方の育成 (略)	基礎学力の 育成 ・「漢字の力」 の向上 ・5分間百マス 作文 ・国語辞典の 活用
5月				
6月				

学校の「重点目標」「重点的取組」をチーム活動方針（目標）や具体的取組に連動させる。

【資料2】 学級経営案

第○学年○組	学級経営案 (児童数22名)		担任 ○○ ○○
学校教育目標	「主体的に学ぶ姿勢と豊かな心を持ち、心身ともに健康でたくましく、力強く未来を切り拓いていく実践力のある子どもの育成」		
学級の実態	学年目標 学級目標	全力・集中・実行 チームワーク	
(略)	(略)	<p>「話す」「書く」技能を中核とした学力向上</p> <p>1. 学習規律の徹底</p> <p>2. 基礎・基本的な知識と技能の定着と活用力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ドリルタイムでは、漢字・計算の補強、週1回「5分間100マス作文」を実施。 漢字テスト達成率90% コース別の学習を取り入れ、基礎的な力を伸ばしたり活用力の向上を目指した問題に取り組んだりする。 <p>3. 「話す」「書く」技能を高めるための授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 話を最後まで黙って聞く習慣と自分の考えや思いをはっきりと発言する訓練。 ペア・グループ学習を取り入れ、交流・学び合いのある学習展開の工夫。 	

3チームの取組との関連を図りながら、学級実態に応じて、学級経営案に学級の取組を具体化し、位置づける。

【資料3】 自己申告シート

自己目標	
目標と具体的な方策 (4月30日)	
○目標項目(何)	・「話す」「書く」技能の向上
○達成された姿(どのレベルまで)	<ul style="list-style-type: none"> 主語述語が明確に整った2文以上の考えを話ことができる児童90%以上。 条件に沿った短作文書ける児童70%以上
○具体的な取組(いつ、どのようにして)	<ul style="list-style-type: none"> 国語を中心にして、単元の中で半分以上の時にペア・グループ学習を計画的に位置付け、を聞いたり自分の考えをはっきりと話したりする訓練を積む。 週2回ドリルタイムにおいて、「5分間100マス作文」を実施し、条件を提示した短作文に取り組ませる。

「達成された姿」に、学級の取組を通してめざす数値目標を掲げる。「具体的な取組」に、学級経営案の取組と対応するように記入する。

2. 取組についての評価等

- (1) 「学校の重点目標→各分掌等目標→個人の自己目標」と連動させることにより、「学校の重点的取組・取組指標→各分掌等の具体的な取組→個人の具体的な取組」<一例：資料1～3の下線部>と連動する。このことで、教職員個人の取組が、目標達成に向けた学校全体の取組を支えているという参画意識を持つことができている。
- (2) 「選択と集中」をチーム経営の柱にすえて、主幹教諭及びチームリーダーを中心に全教職員が組織的に重点化・焦点化した取組を進めている。
- (3) 学級経営案にも数値目標を掲げ、取組を検証しやすくしている。

Ⅲ 主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底

取組事例⑦（中学校、生徒数67名、中津教育事務所管内）

観点4 観点別留意事項	・主要主任等を中心に、学校評価の立案・検証・課題提起等の業務を行う体制となっているか。
------------------------	---

1. 取組の内容

G中学校では、教務主任が、重点目標の達成（4点セットと連動した）に向けた取組のPDCAサイクルの日程管理計画（資料1）、検証計画シート（資料2）を作成し、進行管理をしながら検証・改善の取組を進めている。

資料1の「日程管理計画」で、達成指標、重点的取組・取組指標の「検証法」「検証時期」「調査者」を明確に示し、資料2で、年間を通した検証計画（見える化）を立て、全教職員が共有した取組ができるようにしている。

【資料1】 重点目標の達成に向けたPDCAサイクルの日程管理計画

重点目標	達成指標	検証法	検証時期	調査者	重点的取組	取組指標	検証法	検証時期	調査者
学力の充実 (基礎学力)	○定期テストで基礎問題の正解率を70%以上にする（低学力層は50%）	基礎問題正解率	学期2回	教科担当	「まあて」「まとめ」がはっきりした1時間完結型授業を徹底する。「めあて」カードを使う。	教師全員が、「1時間完結型授業」の授業力を高めるため、学期中に2回の互見授業を実施する。	平均回数 達成人数 実施率	学期2回	教務
	○授業がわかる生徒の割合を80%にする。	生活実態アンケート	学期1回	担任	基礎問題を授業や課題の中ではっきりと提示する。	各教科担当が単元ごとに基礎問題を設定し、生徒に提示する。	実施率	学期2回	教務
	○家庭学習を1時間以上する生徒の割合を80%以上にする。	担任から聞き取り	学期2回	担任	家庭学習用課題の提示や自学ノートの深化を図る。	担任が毎日、ノート指導を行う。	実施率 指導内容	学期2回	担任
						提出率90%以上	個人提出率	学期2回	担任
					家庭学習に取り組むよう保護者と連携する。	「通信」や学校HPを連携させ、各月に1回以上、保護者に依頼する。	実施率	学期末	教頭

(参考) 「基礎問題」について

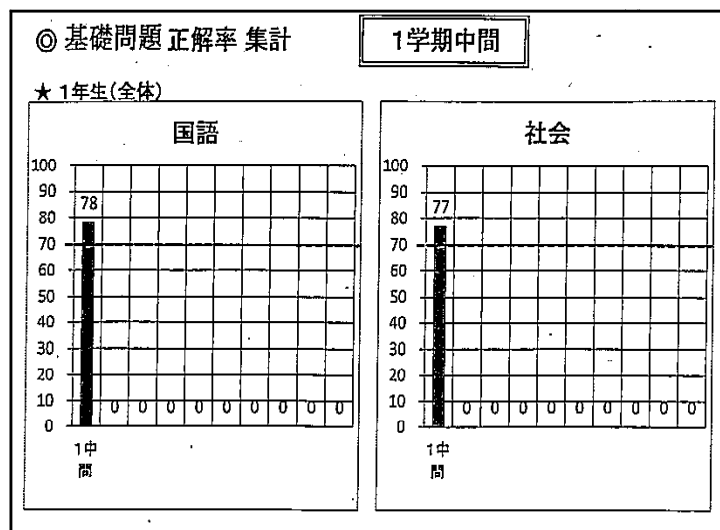
- ◆定義……観点別評価の「処理・技能」および「知識・理解」に関わるもの
- ◆提示方法…授業の進度に合わせて随時。一覧などで知らせる場合は、定期テストの3週間前に提示

【資料2】 重点目標の達成に向けた取組の検証計画シート

資料1の4点セットの取組指標についての検証法・検証時期等を年間スケジュール化したもの。

学期	週	(日)~(土)	定期テスト	分析原案							職員会議						
				指標・取組	互見授業	完結型授業	基礎問題設定・提示	家庭学習	ノート指導	ノート提出率	「通信」・HPでの依頼(学習)	定着度診断テスト等	学校関係者評価	学校評価職員	学校評価保護者	生活実態アンケート	
				検証法	平均回数達成人数	実施率	実施率	平均時間	実施率指導内容	個人毎の提出率	実施率	平均到達者率	実施率	平均得点	平均得点	平均得点	平均得点
				検証時期	学期末	学期2回	学期2回	学期2回	学期2回	学期2回	学期末	適時		年2回	学期1回	学期1回	学期1回
				調査者	教務	教務	教務	担任	担任	担任	教頭	教務	教	教頭	教頭	教務	担任
			4月12日														
一学期	6	5月11日 ~ 5月17日															
	7	5月18日 ~ 5月24日	中間			△△○	△△○	△△○	△△○	△△○							
	8	5月25日 ~ 5月31日			●★	●★	●★	●★	●★	●★							
	9	6月1日 ~ 6月7日															△△○
	10	6月8日 ~ 6月14日															●★
	15	7月13日 ~ 7月19日			△	△					△						

【資料3】 1学期中間テスト 基礎問題正解率集計の一部



上記の資料2「重点目標の達成に向けた取組の検証計画シート」の中の『基礎問題設定・提示』の取組指標に対し、検証法である1学期中の「実施率」や、資料3「1学期中間テスト 基礎問題正解率集計の一部」等の分析をふまえ、2学期以降、下記のような改善点が教務主任より示された。

＜改善点＞

- 基礎問題の「定義」をより意識した内容に近づける。
- 提示時期は、授業で扱う前、又はその日(授業中・放課後)がベストである。
- 「家庭学習(自主学習ノート)」や「通信・ホームページ」で発信することで連動を図る。

2. 取組についての評価等

- (1) 上記のような検証計画に基づき、教務主任が中心となり、資料収集や分析・総括を行い、取組指標の見直し等、運営委員会でその後の方針を決定し、実行に移すという組織的な流れが構築できている。こうした、検証計画に基づいた取組により、人事異動等で教職員の入れ替わりがあっても、組織的な取組が継続的・持続的に進めていくことができる。
- (2) 検証計画シートを活用した形成的評価により、教職員全体が、教科・担当の枠を超え、全生徒の状況を共有し、指導にあたることができ、生徒の学力・体力の向上等につながっていくことが期待できる。

取組事例⑧（中学校、生徒数134名、中津教育事務所管内）

観点15 観点別留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、分掌会議等により、主要主任等が学校運営方針や運営委員会での協議事項等を教職員に周知したり、教職員の考えを集約したりする機会を十分設定しているか。 ・管理職は、主要主任等がリーダーシップを発揮して取組を進める体制（部会やプロジェクトチームなど）を設けているか。
-------------------------	--

1. 取組の内容

H中学校では、本年度、目標達成に向けた組織的・効果的な学校運営が行われるよう、次のような視点で学校運営組織の見直しを行った。

（見直しの視点）

- ・4つあった分掌部を重点目標と連動させ、3つに再編成
- ・1人の教職員が複数の分掌を兼ねない
- ・細かい1つ1つの分掌に担当を決めるのではなく、まとめて各分掌部で担当する。

その学校運営組織図が資料1である。

見直しを行ったことにより、各主要主任の業務・役割を重点目標と連動させ、各主要主任がリーダーシップを発揮できる体制が構築でき、取組が進めてられている。

資料2は、3つに再編成した分掌部のうち、「体験活動部」についての取組例を載せたものである。

H中学校の重点目標

- 「確かな学力の育成」
- 「人権教育の充実」
- 「夢と感動を育む教育の充実」

【資料1】 見直したH中学校の学校運営組織図

	部長	本年度の重点	チーム長	分掌担当	重点的取組等	学年主任		
						1年	2年	3年
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">学力・体力向上会議 学校評議員会</div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">校長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">教頭</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">【教務部】 教務主任()</div> </div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">運営委員会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">職員会議</div> </div> </div>	【学力向上部】 部長 研究主任()	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての生徒にめあてとまとめが明確にわかる「授業づくり・授業改善」に努める。 ○学力調査結果の分析等をもとに、改善策を検討し、学校体制として組織的にその取り組みを推進する。 ○家庭との「情報と行動の連携・共有」により、家庭学習の充実を図る。 	研究主任 特別支援教育コーディネータ 図書館担当	確かな学力の向上 ・テスト分析 ・学力向上プラン作成 ・校内研究 特別支援教育の充実 ・個別の指導計画 ・ケース会議 図書館活用教育の充実 ・図書館活用教育推進				
	【人権教育部】 部長 人権教育主任()	<ul style="list-style-type: none"> ○互いのよさを認め合い、差別やいじめを許さない学校・学年・学級づくりを進める。 ○人権教育・集団づくり等の節目としての人権集会の充実を図る。 ○人権意識の高揚と差別の解消をめざす人権教育を一層推進する。 	人権教育主任 道徳教育推進教師	人権教育の充実 ・人権、道徳、平和教育の推進 ・人権集会の充実 ・保護者への啓発活動 ・学習会運営				
	【体験活動部】 部長 生徒指導主事() 副部長 進路指導主事()	<ul style="list-style-type: none"> ○活力を生み出し、自信を育てる部活動を推進する。 ○自主的・自発的な態度と連帯感を高める生徒会活動の活性化を図る。 ○体験活動、先輩の生き方に学ぶ場の充実を図る。 	生徒指導主事 部活動担当 安全教育担当 清掃担当 生徒会担当 進路指導主事 進路・キャリア教育担当 地域協育担当 食育担当	夢と感動を育む協育の充実 ・活力ある部活動 ・防災、交通安全 ・環境美化 ・生徒会活動の活性化 ・体験活動の充実 ・食育の推進				

【資料2】 主要主任等を中心に分掌部会『体験活動部』を機能させた取組例

①「体育大会直後に行った検証・改善」

本行事の検証・改善は、体験活動部（資料1参照）の生徒会担当、体育主任が中心となり行った。分掌部会において、当部員からのボトムアップを図り、多面的な視点からの検証・改善を行った。下記表中の「A 次へつなぐこと」の内容は、運営委員会、校長決定を経て体験活動部長から全教職員に伝えたものである。

平成26年度 H中学校 重点目標に係る取組 短期PDCA表

活動・行事名	月日	P ねらい	D 実際の取組	C 評価 ・子どもの成長	A 次へつなぐこと
体育大会 重点的取組： 自主性や連帯感 を育む生徒会 活動の活性化 を図る。	5/17	① 仲間との関わりから、自分の弱さに気づき、自分の成長につなげていく。 ② 仲間の頑張り・弱さを認め、ともに成長できる場にする。 ③ 自分達で決めた目標やルールを守りぬくことで、自主性自立性を育てる。	○原案討議 ↓ ○生徒集会 (目標・ルール作り) ↓ ○実行委員会 ↓ ・色別練習 ・学年練習 ・全校練習 ↓ ○実行委員会 (毎日の総括等) ↓ ○体育大会	○1年…仲間と協力することや苦勞を分かち合う中で、体育大会を創りあげることの達成感を感じる生徒が多かった。 ○2年…中堅学年という意識を持ち、主体的に行動できる生徒が増えた。課題が多い学級・学年だが、一員として真剣に考えた。	○学級集団づくりを更に強める。 <具体策> 班毎の面談 ○日常生活の中で意識した生活目標の設定 <具体策> 「朝の会」「帰りの会」における一日の反省

②「1学期 学校自己評価」

<部会の取組の流れ>

- (1) 結果の分析と課題の把握
 - (2) 改善に向けた原案作成
 - (3) 具体的取組の決定
- (3)の内容を次の4点セットに反映させ、運営委員会、校長決定を経て、体験活動部長から全教職員へ伝えた。

別紙1	平成26年度 学校自己評価	【1】学期	市立	学校										
学校の教育目標	自ら学び、互いの良さを認め合い、夢に挑戦する生徒の育成	<table border="1"> <tr><th colspan="2">評価判断基準</th></tr> <tr><td>A</td><td>達成率90~100%</td></tr> <tr><td>B</td><td>達成率70~89%</td></tr> <tr><td>C</td><td>達成率60~69%</td></tr> <tr><td>D</td><td>達成率60%未満</td></tr> </table>			評価判断基準		A	達成率90~100%	B	達成率70~89%	C	達成率60~69%	D	達成率60%未満
評価判断基準														
A	達成率90~100%													
B	達成率70~89%													
C	達成率60~69%													
D	達成率60%未満													
重点目標	○確かな学力の定着 ○人権教育の充実 ○感動と夢を育む教育活動の充実													
重点目標	達成指標	達成指標 評価	重点的取組	取組指標	項目 評価	取組指 標評価	総合評価	成果・課題及び具体的取組	担当部					
夢と感動を育む教育	○「夢や目標をもっている、部活動等に頑張ってきた」と答える生徒の割合を90%以上にする。 ○「体験学習や行事が充実している」と答える生徒の割合を90%以上にする。 ○「部活動や生徒会活動等の活動が充実している」と答えた生徒の割合を90%以上にする。		世界農業遺産の体験学習や地域に学ぶ場を充実させる。	地域や先輩に学ぶ場を毎学期設定し、年5回以上実施する。	A			<ul style="list-style-type: none"> ・世界農業遺産の体験学習(1年)・職場体験学習(3年)を行うことができた。 ・それぞれの部活で基本練習から各種大会の出場を含め意欲的に取り組んでいる。 ・部室棟・体育館・グランド・コートを整備清掃をはじめ使用する用具を丁寧に扱い保管できるように取組を支援を行う。 ・1学期の行事として入学式・体育大会・人権集会が行われた。生徒の実行委員会を組織し、目標と具体的行動を設定させ、自治活動へとつなげることができた。 	体験活動部					
			活力を生み出す部活動を推進する。	各部の年間目標を設定し、毎学期その進捗状況を振り返るとともに、指導に繋げる。	B	B								
			自主性や連帯感を育む生徒会活動の活性化を図る。	年6回の生徒集会において、ねらいや達成状況・改善点等について話し合いの場を持つ。	B									

2. 取組についての評価等

- (1) 主要主任を中心とし、各分掌部会を機能させながら実施・評価・改善等を進めており、目標達成に向けた組織的な取組になっている。
- (2) より機動的な学校組織へと見直し、組織マネジメント力の向上を図っていくことで、教職員の学校経営に対する参画意識の向上や、主要主任がチームリーダーとしての役割を自覚するなど、人材育成にもつながっている。

取組事例 ⑨ (中学校、生徒数202名、佐伯教育事務所管内)

観点16

観点別留意事項

- ・管理職は、主任手当抛出の状況の把握に努めるとともに、主任制度及び主任手当の趣旨を全教職員に定期的に周知・徹底しているか。

1. 取組の内容

中学校では、主任は学校管理規則に基づいて市町村教育委員会の承認を受け任命されていること、主任が積極的に学校運営に参画し教育活動が円滑かつ効果的に展開されるよう、主任制度が設けられていること、職務の重要性に鑑み教員給与の優遇措置の一環として主任手当が支給されていることを、校長が学期毎に繰り返し全教職員に周知している。また、主任には個人面談等を通じ抛出状況の把握を行っている。さらに、すべての主任の『職務内容について』という資料を作成し提示している。

【主任制度及び主任手当の趣旨周知・徹底の流れ（例）】

学期	月	周知方法（◎活用できる資料）	抛出状況把握
I	4 6	★職員連絡会にて ◎学校経営方針 ◎S58 文部省通知*1 ◎教委教人第3483号「主任手当の取り扱いについて」(H25.3.8) ◎教委教人第3742号「年度初めにおける適正な学校運営について」(H25.3.11) ◎「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』の構築—第3フェーズに向けて—(青本)」*2 ★自己申告シート作成 ★個人面談 ◎主任の職務内容について	★個人面談 主要主任任命時に一人一人に抛出状況を尋ねる ★個人面談 主任の職務の重要性と手当の意義について話す。
II	9 11	★職員連絡会にて ★個人面談	★個人面談 現状を把握する。
III	1	★職員連絡会にて	★個人面談 来年度の主要主任を見据え個人の考え、手当の意義等話す。

(参考)

- *1：【S58文部省通知】のほか、文部科学省のホームページには、『主任制度』に関するものが掲載されている。
- *2：【「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』の構築—第3フェーズに向けて—(青本)」】

「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』の構築—第3フェーズに向けて—

平成26年3月
大分県教育委員会

「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』の構築—第3フェーズに向けて—(青本)」の活用

◎教委教人第3483号「主任手当の取り扱いについて」(H25/3/8)
 ◎教委教人第3742号「年度初めにおける適正な学校運営について」(H25/3/11)

- ・ミドルリーダーを活用した事例
- ・先進地（広島県）の事例 ～ミドルリーダーの役割について～
- ・第3フェーズの中心課題 等

【I中学校が作成したもの】

4 教務主任の職務内容について

H26.4.14(月)

I 中学校

1 ミドル・アップダウン・マネジメントの要として

- 運営委員会の企画・実施
- 職員連絡会の企画・実施
- 校内の「教務分掌部会」の企画・実施、基調提案
- 分掌部会「教務」に関する HP の進行管理
- 教務分掌部員の目標設定に係る指導・助言
- 各種主任と連絡・調整を図りながら、各種主任を統括
- 学校運営や活動の具体的な方向性の周知、連絡・調整及び指導・助言
- 教職員の意見を取りまとめ、管理職に具体的な取組内容を提案
- 生徒及び学校の実態や情報の把握、連絡・調整

2 主な教務に関する事項

- 教育活動全般にわたる年間教育計画の企画・立案・評価
- 年間の授業日数、授業時数等の企画・立案
- 教育課程の編成・評価
- 教職員間の連絡・調整を行い、学期、月、週の教育計画の企画・立案
- 個々の教員に対する教育計画の作成や教育の実施について指導・助言
- 「学校説明書」の作成の補佐、及び実施における進行管理
 - ・学校評議員会の補佐
 - ・学校評価委員会の補佐
- 日課表・時間割の調整
- 授業時数の管理
- 生徒の出席状況の把握
- 指導要録、出席簿、通知表等の諸表簿の管理
- 学習評価・評定計画の作成等学習評価に関する事務
- 教科書・教材の取扱いについての指導・助言
- 学校行事及び儀式的行事の企画・運営
- 研究主任との連携を図りながらの組織的な校内研修の運営
- 小・中連携、中・高連携に関する分掌担当者との連絡・調整
- PTA や地域の方々との連絡・調整 等

※教務に関する事項は、教頭の職務と重複するため、必要に応じて役割分担を明確にする。

2. 取組についての評価等

資料を用い、主任制度及び主任手当の趣旨を全教職員に定期的（学期ごと）に繰り返し徹底することができている。

また、個人面談等を利用し、時間をかけて主任手当の趣旨などについて各主任と話す機会を設けている。今後も繰り返し働きかけることで、さらに趣旨の徹底が図られることが期待できる。

IV 企画立案の場としての運営委員会の活用推進

取組事例 ⑩ (中学校、生徒数80名、日田教育事務所管内)

観点18 観点別留意事項	・管理職は、運営委員会で充実した企画立案がなされるよう、議事内容を予め示し、主要主任等に積極的な提案をさせる機会を十分設けているか。
-----------------	--

1. 取組の内容

J中学校では、運営委員会での提案は各分掌の代表である教務、研究、生徒指導の3主任が行うこととしている。そのため、3主任以外が提案の立案者である場合は、提案内容について立案者と3主任との間で十分な意思疎通が必要となる。

そこで、運営委員会で充実した企画立案がなされるよう、下記のとおり運営委員会の議案用の様式を統一した「運営委員会提案書」を活用している。

[資料] 様式 運営委員会提案書

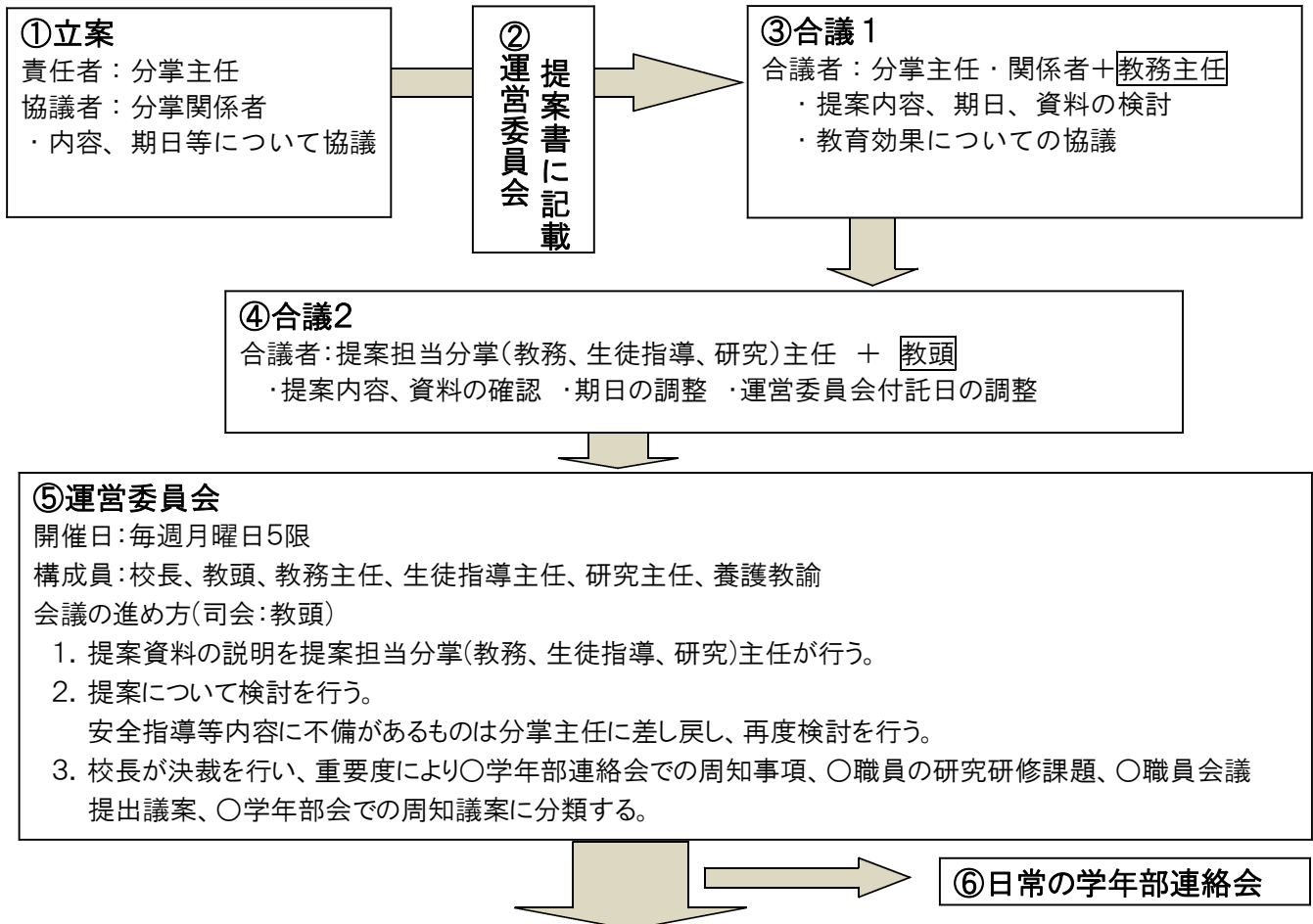
提案日	平成26年 月 日 曜日	諸会議提出予定日	月 日
担当者名	担当分掌名	合議者	
実施目的			
実施日時	平成 年 月 日 曜日		
実施場所			
対象者			
当日の運営			
事前指導と準備物 事後指導			
安全対策 留意事項			
予算			
決裁	月 日の <u>⑥学年部連絡会へ</u> <u>⑦研究研修へ</u> <u>⑧職員会議へ</u> <u>⑨学年部会へ</u>		

※上記の決裁欄の⑥～⑨は、次ページの各種会議等に対応

<右のページの『平成26年度 J中学校運営委員会・職員会議運営計画』を参照>

- (1) <①立案>において、立案者が協議題年間計画に沿って分掌内で協議。
- (2) <②運営委員会提案書に記載>において、ポイントを絞った効率的な<③合議1><④合議2>に繋がられるよう、立案者は統一した様式(運営委員会提案書)に記入する。
- (3) <⑤運営委員会>までに、立案者は分掌主任→教務主任→教頭と合議を行うため、運営委員会での提案内容・資料等が精練されたものになっている。よって、運営委員会での検討時間が短縮されている。
- (4) <⑥運営委員会の3. 校長決裁>の際に、職員会議での周知の時間を削減するため、重要度によって「学年部連絡会へ」「研究研修へ」「職員会議へ」「学年部会へ」に分類し、周知する場面を決定する。
- (5) 運営委員会を週1回定期的に開催している。また、水曜日の課後の時間も、各種会議を定期的に組み込んで計画的に実施している。

平成26年度 J中学校運営委員会・職員会議 運営計画



職員会議等		
実施日	15:30～16:00	16:00～16:45
第1水曜日	校長より(通知等周知事項) 生徒指導情報交換	⑦研究研修
第2水曜日		
第3水曜日	校長より(通知等周知事項) 生徒指導情報交換	⑧職員会議
第4水曜日		⑨学年部会

2. 取組についての評価等

- (1) 立案者は、3主任との協議や運営委員会開催日を意識し、計画的に企画書作成に取り組むようになっている。
- (2) 立案者は、〈合議1〉〈合議2〉の過程で提案上の課題を把握し、修正をしていく中でよりよい企画書を作成する技能が高まってきている。また、3主任は企画書の教育効果等を判断するために前年度の取組の成果と課題を確認したり、教育効果を測定するためのPDCAサイクルを企画書に反映させるように指導助言したりすることが増えている。
- (3) 運営委員会後、「職員会議提出議案」となるものは限られており、大半が日常の学年部連絡会で周知されている。そのため、職員会議の効率化や、生徒や授業の状況について情報交換をする時間の確保ができています。

取組事例 ⑪ (小学校、児童数267名、中津教育事務所管内)

観点18

観点別留意事項

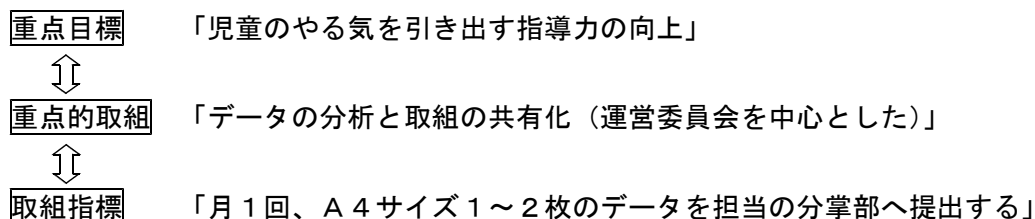
・管理職は、運営委員会で充実した企画立案がなされるよう、議事内容を予め示し、主要主任等に積極的な提案をさせる機会を設けているか。

1. 取組の内容

K小学校では、「児童のやる気を引き出す指導力の向上」の重点目標に対し「データ」を活用し、目標達成に向けての取組を進めている。

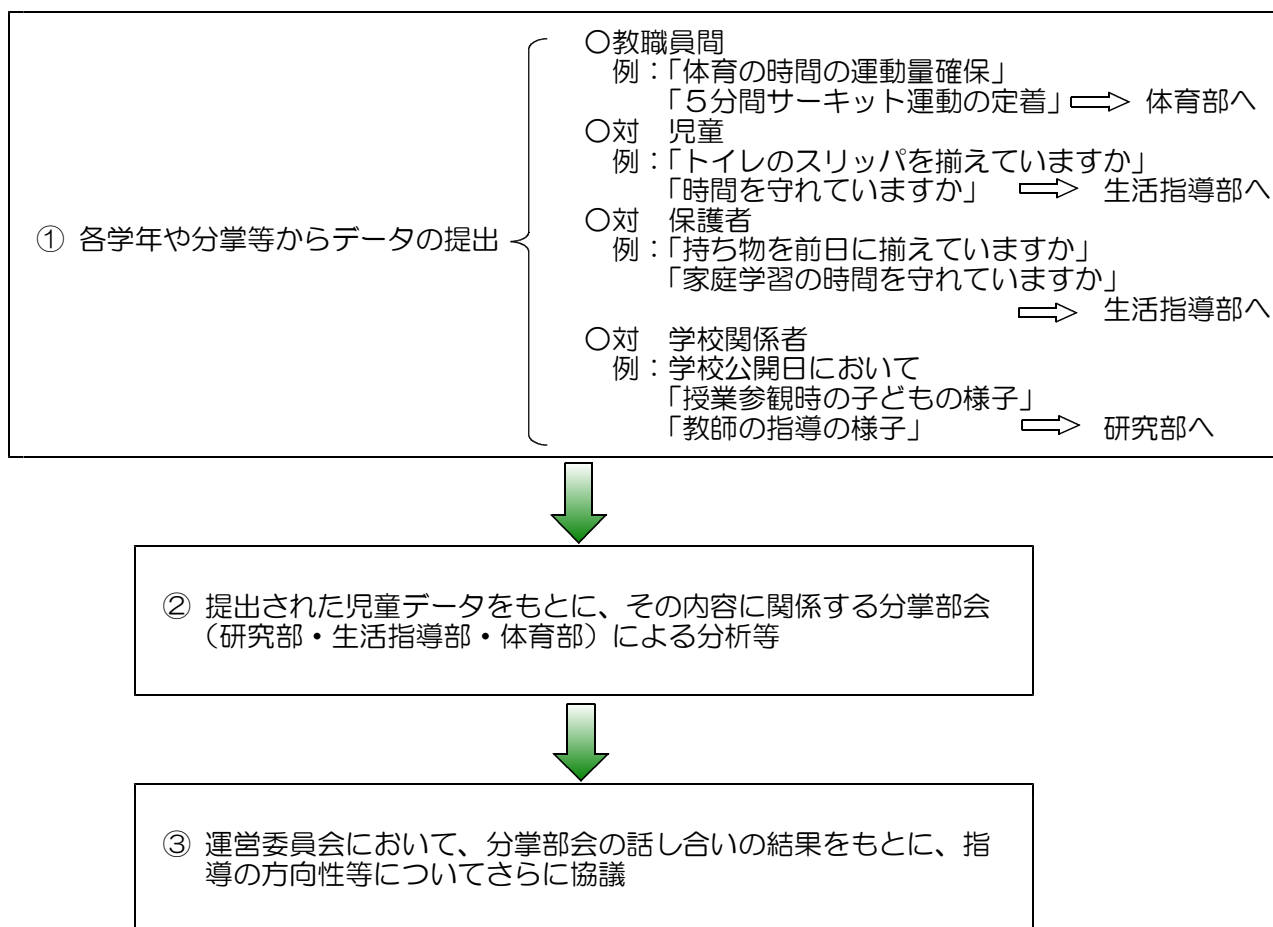
提出されたデータをそれぞれ担当の各分掌部が共有し、分析等を行い、その内容を運営委員会にてさらに協議を深めることで今後の方向性を見出すなど、充実した企画立案の場となってきている。

『月1回提出のデータ分析をもとにした運営委員会の開催』



上記の目標等の設定を通して、主要主任等を中心とした分掌部会を機能させ、運営委員会が企画・立案の場となるよう取組を進めている。

<取組の流れ>

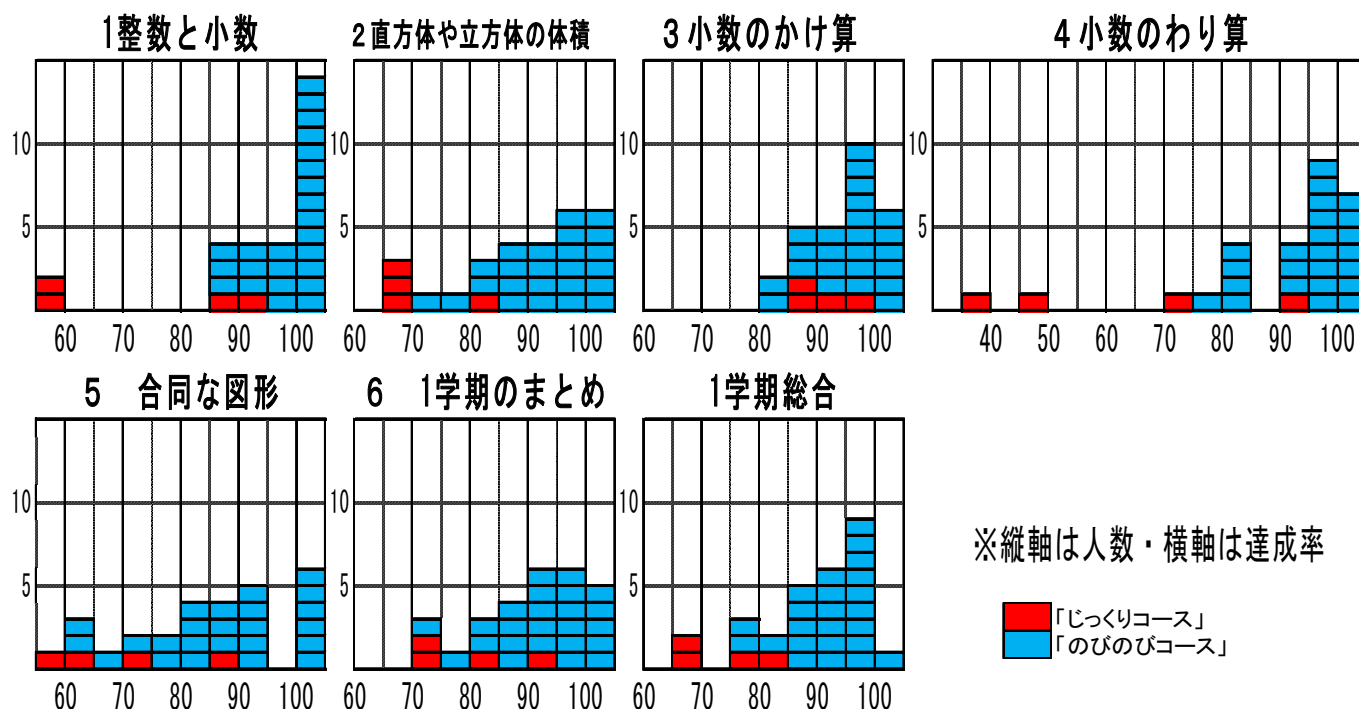


※【資料1】は児童データの一例で、5年生の習熟度別少人数指導（算数科）である。こうしたデータの結果は、必要に応じて全校・学年・学級にかえし、自分や友達の変化を語り合うことにより、次からの意欲につなげることができている。

<具体例>

- ①児童のデータの提出（5年担任と指導法工夫改善教員より）・・・【資料1】
 ～5年生 習熟度別少人数指導（算数科）～
 ・単元毎の一人一人の単元末テスト結果を下記の2コースを併せてグラフ化したもの
 「じっくりコース」（少人数）…自分のペースでわかるまで勉強を進める
 「のびのびコース」…いろいろな問題にチャレンジしていく

【資料1】 [5年単元末テスト結果]



- ②上記データを含め、各単元末テストにおける結果をもとに分掌部会（研究部）において分析～成果や課題について～
 ・「じっくりコース」（少人数）児童の変容（発言、意欲等）
 ・つまずきとその対策
 ・教師の課題の設定や教具の工夫 等

③②を受け、運営委員会（毎週金曜日開催）において、今後の指導の方向性等について協議



- 分析結果をもとに、児童の習熟度別編成を見直すことも必要である。
- 特に「じっくりコース」（少人数）においては、児童の実態に応じた課題の設定や教具・板書の工夫が必要である。
- 各単元に入る前に行う既習事項の復習については、児童が単元内容を理解するうえでの難易度を考え、軽重をつけていく必要がある。

2. 取組についての評価等

- (1) 提出されたデータをもとに、その分析等を行うことにより、主任を中心とした各分掌部会がより機能することにつながっている。その分析等の結果をもとに、さらに協議を深めることにより、より効果的な指導の方向性を導き出すなど、運営委員会が充実したものになっている。
- (2) 取組をデータ化（グラフ等での「見える化」）することで、詳細な内容を学校全体で共有することができる。また、そのデータを分掌部会、次に運営委員会という流れで、児童の実態を把握し、よりよい取組、指導方法等を明らかにし、実践を積み重ねていくことにより、教職員の授業力の向上、子どもの確かな力の向上等の効果が期待できる。

取組事例 ⑫ (小学校、児童数65名、佐伯教育事務所管内)

観点18
観点別留意事項

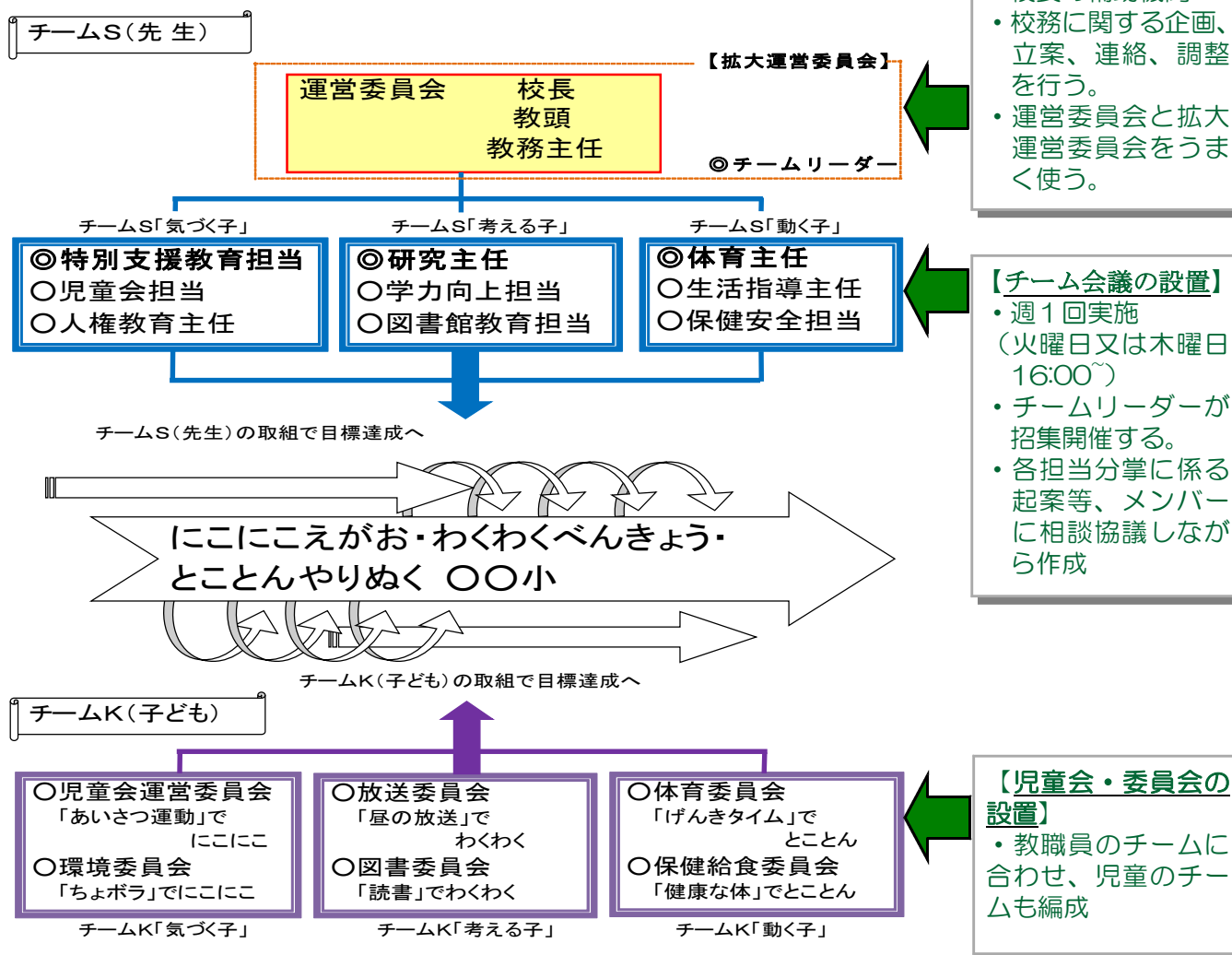
- ・運営委員会が週1回行われるなど、定期的な開催となっているか。
- ・管理職は、運営委員会で充実した企画立案がなされるよう、議事内容を予め示し、主要主任等に積極的な提案をさせる機会を十分設けているか。

1. 取組の内容

小学校では、平成25年度、学校教育目標の具現化に向け各教職員の強みを活かした効率的な取組を実践するために、重点目標に合わせ3つのチーム会議を設置した。
各チームは、学校評価等で見えた課題に対し解決改善策を立案し、運営委員会に具体的な提案を行った。
平成26年度は、前年度の取組に加え「目標達成に向けて力を発揮する児童会・委員会」として、重点目標と合わせた児童の3つのチームを設置して取組を進めている。

【H26からの取組】

(1) 学校目標と連携した3つのチーム会議
教育活動推進のための「チーム」組織図



＜参考＞ 各チームの主な協議・取組内容等

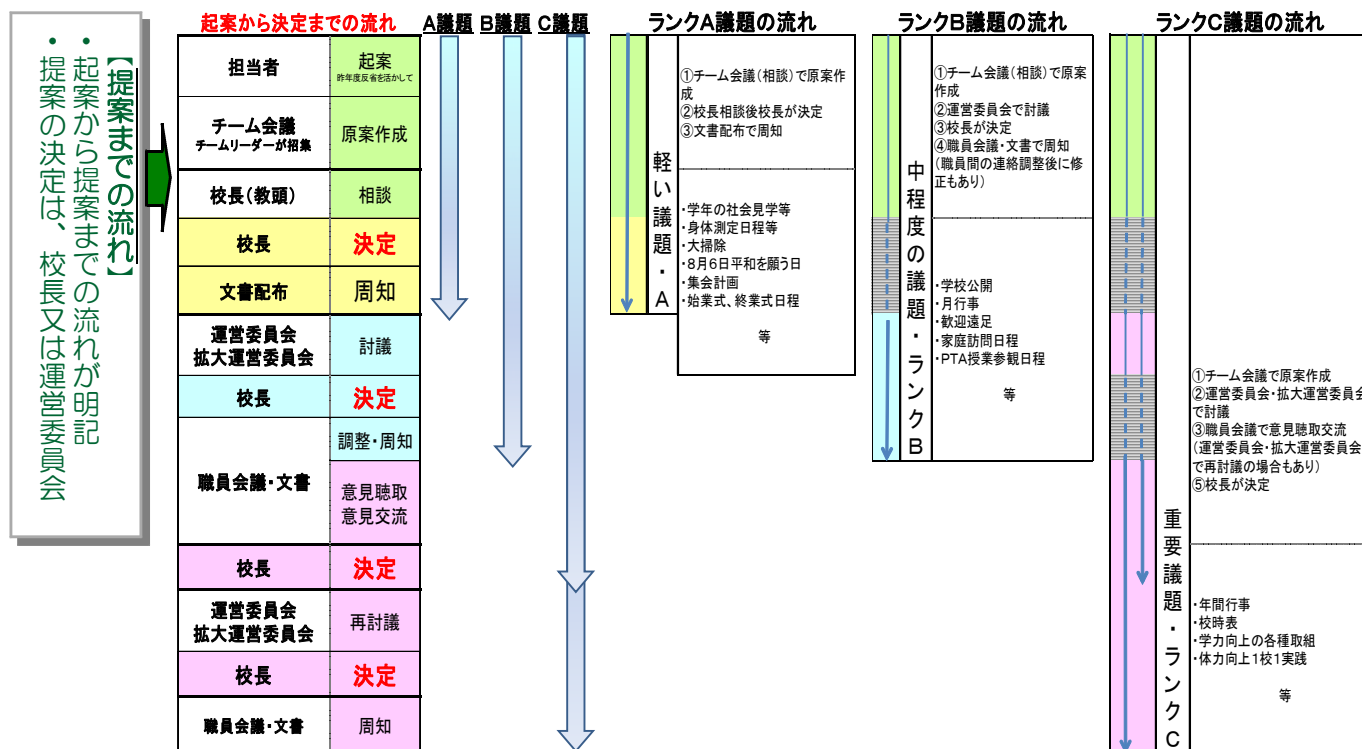
気づく子	考える子	動く子
<ul style="list-style-type: none"> ○仲間づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・話し合い活動の充実 ・認め合い、支え合う集団づくりのための係り活動、児童会活動、縦割り班活動の充実 ○豊かな感性の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・読書指導 ・時と場、相手に応じた言葉遣いの指導 ・体験活動を取入れ道徳ノートを活用した道徳教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○わかる授業の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・1時間のねらいを達成する授業、学習活動の見通しが持てる授業の構築 ○基礎・基本の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・補充学習の計画的実践 ・家庭と連携した自主学习ノートの実践 ・単元末テスト実施後の補充指導の充実 ○小中一貫教育での学力向上策 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的生活習慣の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・『早寝・早起き・朝ご飯』運動の推進 ○体力向上実践 <ul style="list-style-type: none"> ・「げんきタイム」における体力、運動能力の効果的な育成 ・体育学習カードの効果的な活用 ○PDCAサイクルの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・反省を活かした学校行事等の計画立案 ・学校評価と連動した教育活動の改善

(2) チーム会議を活用した「提案」の流れ

- ①担当者が昨年度の反省やチームリーダー等の意見を活かしながら原案を作成する（必要に応じて、素案の段階から管理職にも相談）。
- ②校長は、効率的かつ積極的な提案をさせる機会を設けるため、作成された原案の内容によって、下図のようにランク（A～C）分けを行う。

【ランク別の議題の扱い等】

- ・議題の内容を考え、A、B（意見聴取）、C（意見交流）に分類し、配布文書や議題一覧に明示する。
- ・A議題は運営委員会では討議しない。校長の決定後、全教職員に配布し周知する。
- ・BCランクの場合は、他の職員が文書に目を通すことができるよう、会議3日前には配布する。
- ・B議題は、運営委員会で決定した内容について職員会議で意見聴取する。
- ・C議題は、運営委員会で討議した内容について職員会議で意見交流する。運営委員会で再討議する場合もある。



2. 取組についての評価等

- (1) 重点目標に合わせた3部会を編成することで、主要主任が中心になり主体的に学校課題解決に向けた取組を提案・推進している。また、チーム会を主要主任が招集開催し、週1回時間確保されていることで、ミドルアップダウンマネジメントの要となる事が期待できる。
- (2) 教職員に併せ児童も3チーム設置することで、重点的取組が教職員と児童によるより主体的な取組となっている。
- (3) 協議する議題をランク別に分け、協議方法をランクに合わせて変えることで、協議の効率化や充実を図ることができている。

V 目標の共有による家庭や地域との協働

取組事例 ⑬ (小学校、児童数43名、別府教育事務所管内)

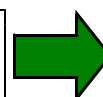
観点5 観点別留意事項

・4点セットやその進捗状況が、学校便りやホームページ等で分かりやすく公表されているか。

1. 取組の内容

M小学校は、「学校経営の最重点（4点セット）」の公表を工夫し、学校の取組をわかりやすく家庭・地域に情報発信している。その上で、「毎月15日は、ノートデー」として、保護者に子どものノートを見てサイン等をしてもらったり、「週末は読書デー」として、週末に親子で読書を行ってもらおう等の連携を通して、重点目標達成に向けて取り組んでいる。

【M小学校が、「学校経営の最重点（4点セット）」をホームページにアップ（公表）したもの】
次ページ参照



2. 取組についての評価等

HPに掲載する「学校経営の最重点（4点セット）」の重点目標等は、吹き出しを使い詳しく説明するとともに、重点的取組・取組指標については、写真により、取組を「見える化」している。家庭・地域への理解を図ることが目的であるが、「全教職員が常に4点セットを意識して取り組む」という意識化にもつながっている。

<参考：平成25年1月 学校評価の手引き（抜粋）>

【積極的な情報提供】

各学校は、学校評価の結果だけでなく、学校の教育活動全般について、随時、授業参観など学校公開を実施したり、学校便り等を通じて、保護者等に日常のかつ積極的に提供する必要があります。

学校のホームページは、多くの人々が比較的容易にアクセスできることから、情報提供の手法として積極的に利用することが望まれます。学校によっては、ほぼ毎日、授業風景や学校行事などを撮影し、ホームページに掲載しているところもあり、このように頻繁に更新を行うことで、アクセス数も着実に伸びていきます。

なお、学校評価の結果の報告書や学校運営に関する情報を公表・提供する際には、児童生徒の個人情報の保護や人権に十分留意してください。

日頃から学校情報を提供し、学校を開かれたものとするための努力が、広く家庭、地域からの理解、共感や協力を得るきっかけになります。



（年度当初）

- ・年度当初に、学校の教育目標や重点目標、重点的取組等の計画を公表していますか？
- ・その計画は、何を目標にどのような取組を進めようとしているか分かりやすいものになっていますか？
- ・保護者や地域住民等に協力を求めたい内容が分かるものになっていますか？

（年度途中）

- ・学期毎の検証後、あるいは、年度中間に、重点的取組等に関する検証・改善状況を報告していますか？
- ・検証結果の根拠やそれに伴う取組の変更等が、分かりやすいものになっていますか？

（年度末）

- ・年度末に、年度当初に設定した目標の達成状況等に関する自己評価の結果を公表していますか？
- ・結果を踏まえた次年度以降の目標や取組の見直し等についても、公表していますか？

【積極的な情報提供】

- ・学校の様子が保護者や地域住民に伝わるよう、ホームページ等により積極的に情報提供していますか？

平成26年度 学校経営の最重点

[1] 学期

【学校の教育目標】		おおきな心もち おおきなめあてに向かって たゆまず努力をする ○○っ子の育成	
重点目標	達成指標	重点的取組	学校の取組指標
<p>確かな学力の定着</p> <p>学習意欲の向上</p> <p>学習内容の定着</p>	<p>○年度末の杵築市学力調査で全校平均正答率を83%以上にする</p>	<p>○ICTを活用し、授業改善を行う</p> 	<p>○デジタル教材を授業に取り入れる ・各学年 月2回以上</p> 
		<p>○論理的に説明する力・記述する力を伸ばす</p>  	<p>○説明するための場の設定、語彙や様式指導を行う ・算数及び理科で、単元1回以上</p> <p>○重要語句の掲示(全学年)</p> 
		<p>○学びを振り返ることができるノートづくりの定着を進める</p> <p>【低学年】 ◇ノートの基本的な書き方を身に付ける ・日付、ページ、ゆったり書く</p> <p>【高学年】 ◇大事なことが分かるように書く ◇補足等、自分なりの工夫をする</p>	<p>○学習新聞づくり ・3年以上 学期2回以上</p> 
<p>読書習慣の定着</p> <p>想像力・読解力の向上</p> <p>長文に慣れる</p> <p>しなやかな心の育成</p>	<p>○児童アンケートで「本が好き」と回答する割合を85%以上にする</p> <p>○全校で、年間5160冊以上の本を読む(10冊×12ヶ月×43人)</p> 	<p>○朝読書・週末は読書デー・読書月間等、読書に親しむ取組を工夫する</p> 	<p>○読書記録の見える化を行う ・個人用の読書カードの作成</p>  <p>○学年ごとに必読書を選定し全員が読むよう働きかける ・学期に10冊の必読書を選定する ・朝読書や週末読書等を活用して必読書に取り組む計画を立てる</p> 
		<p>○授業で図書館活用を進める</p>	<p>○並行読書・調べ学習に取り組む ・全学年 学期1回以上</p>

取組事例⑭ (小学校、児童数308名、別府教育事務所管内)

観点5
観点別留意事項

- ・ 4点セットやその進捗状況が、学校便りやホームページ等で分かりやすく公表されているか。
- ・ 4点セットを示しながら、保護者や地域住民と意見交換を行い、重点目標の達成に向けた具体的な協力を求める機会を設けているか。

1. 取組の内容

N小学校では、家庭で取り組んでもらいたいことを「吹き出し」を付けてわかりやすく具体的な行動として示すなど「学校経営の最重点(4点セット)」の公表を工夫したり、重点目標達成に向けた取組の進捗情報を随時ホームページで公表したりしている。

平成26年度 学校経営の重点				[1] 学期
◆本年度も、学校教育目標として、「喜んで登校し、生き生きと学ぶ〇〇子の育成」を掲げ、下記のように3つの重点目標をたて、取り組んでまいります。				
1. 基礎基本の定着 2. いじめ対応の強化 3. 体力・運動能力の向上				
重点目標	達成指標	重点的取組	学校の取組指標	
1 基礎基本の定着	〇子どもたちのアンケートにおいて「楽しい」授業をめざし、教師の授業力アップを図る。 〇学期のまとめテストで平均得点を80%以上にする。	〇子どもたちが「わかる」「楽しい」授業をめざし、教師の授業力アップを図る。	〇教師間で互いの授業を見合い、事後で話し合いを行い、お互いの授業力を高める。 〇子どもたちのペア学習・グループ学習を授業の中に取り入れ、自分の考えや意見を言いやすい場を作り、お互いの考えを聴き合い、認め合い、学び合えるような授業にする。	<p>ご家庭の力で更にアップ!</p> <p>【 子どもを励ます声かけ① 】 〇学期に1回以上、学校に行って学級等での子どもの様子を見て</p> <p>【 子どもを励ます声かけ② 】 〇一週間に一回程度、親子で一緒に読書や新聞を読んだり、読書をすすめたり...</p> <p>【 子どもを励ます声かけ③ 】 〇家庭学習に取り組んでいるか、毎日の声かけを...</p>
		〇ドリルタイムで、子どもたちの論理的思考力と読解力をつける。	〇一週間の中で、国語と算数をそれぞれ2回ずつ行う。	
		〇図書館に足を運ぶ子を増やす。 〇図書館の本で調べ学習を児童を増やす。	〇図書館司書と協力し、「おおすすめの本50冊」や「ブックフェスティバル」などを行い、「めざせみんなで2年連続3万冊、わたしは100冊」を目標に取り組ませる。 〇金曜日の朝読書は、「新聞記事を活用する時間」とし、毎回学年に応じた新聞記事にふれさせ、自分の考えや意見を言葉や文章で表現できるようにさせる。	
		〇宿題を必ず提出するようにさせる。	〇担任が毎日チェックし、前日の宿題は翌日帰るまでに必ず提出させる。また忘れた子のための放課後教室を火、木、金に開催する。	
2 いじめ対応の強化	〇子どもたちの「いじめアンケート」で、いじめが発見された場合は、100バセント解消する。 〇いじめの早期発見と解決に学校として組織的に取り組む。	〇子どもたちの「心育て」を、仲よし班を中心に取り組む。	〇毎日の掃除時間を「なかよし班」で行うととに、年2回ある大きな集会も「なかよし班」で行う。 〇月1回、火曜日の昼休みは「なかよし班」ごとに遊びを決め、一緒に遊ぶ。 〇「なかよし班」が交代で昇降口に立ち、毎朝あいさつ運動をする。	<p>【 子どもを励ます声かけ④ 】</p> <p>〇みんなにここに家族団らん・「楽しかった?」「今日は何をしたの?」「すごいね」「えらいね」「がんばったね」「もう少し」「忘れ物ない?」「勉強はすんだ?」等、その場に応じた声かけを毎日...</p> <p>「人を大切にし、人から大切にされる人間に」</p>
		〇日記を通して、日々の子どもの気持ちの変化をとらえる。 〇生活目標アンケートの中に、子どもの困りの項目を設け、実態を把握する。	〇月1回、学校内で「いじめ防止等対策委員会」を開き、子どもの実態把握や、いじめを発見した場合は、学校が組織的にその解決に取り組む。	
		〇体力を向上させる運動の指導に、1年間継続して取り組む。	〇毎回、体育の時間の始めに「サーキットレーニング」を取り入れる。 〇体力テストの結果をカードに記録し、子ども自身が自分の弱点を意識し、目標を持って運動に取り組むようにさせる。 〇体力向上のため、1学期は特に50m走にがんばり表などを使いながら取り組ませる。また、2学期末からは、縄とび(短縄・長縄)に取り組ませ、3学期の大会目指してがんばらせる。	
3 体力・運動能力の向上	〇子どもたちのアンケートで、「運動・遊びが好きな子」の割合を80%以上にする。 〇運動に取り組める体の素地(生活習慣を通して)づくりにも取り組む。 〇外遊びを奨励をする。	〇子どもに早寝・早起き・朝ごはんを呼びかけるとともに、保護者にも学年通信や、ほけん便りなどを通して呼びかける。 〇体育集会で、「楽しい体づくりの遊び」を紹介し、外で楽しんで遊びながら、体づくりや仲間づくりをさせる。	<p>【 子どもを励ます声かけ⑤ 】</p> <p>〇ゲーム機やスマホで遊ぶ時間を考え、親子で一緒に体を動かしたり、スポーツ観戦したりする時間を月一回程度作って...</p> <p>「体力は、活動の源であるばかりか意欲・気力の充実につながる」</p>	
			<p>【 早ね・早起き・朝ごはん 】</p> <p>〇朝ごはんを食べさせて学校へ→そのためには、<早起き>を→そのためには、<早ね>を ※夜更かしをさせないように声かけを→遅刻もしなくなります</p>	

「吹き出し」により、保護者に取り組んでもらいたいことを「わかりやすく」「具体的な行動」として示している。

【N小学校が、重点目標の達成に向けた取組の進捗状況をホームページにアップした一例】

◆「重点目標1 基礎基本の定着」

本校では、「NIEタイム」や、「4年生放課後学習教室」、「(全学年を対象とした)放課後教室」等に取り組んでいます。

【7月2日(水)】

5回目の4年生対象の放課後学習教室が行われました。
24名の児童と6名のボランティアの方々によって行われました。



◆「重点目標2 いじめ対応の強化」

「いじめ対応の強化」の取組の一つに、幼稚園・1年生～6年生までを縦割りにした班(なかよし班)活動を中心に取り組んでいます。普段は、毎日の「なかよし班清掃」。大きな行事としては、年間2回「〇〇ビーチへ行こう!」と「どんチャレ集会」を予定しています。

《2014 〇〇ビーチへ行こう》とは・・・

【ねらい】

- ・〇〇ビーチの掃除を行うことを通して、学校横にある身近な地域の自然美化に対する心情を育てる。
- ・たてわり班を活用した清掃活動を通して、互いを思いやり協力して活動することの大切さに気付き、全校児童の心のつながりを持たせる。
- ・サンドアートづくりを通して、自然の素材をつかった造形あそびのたのしさを味わい、集団でつくる作品づくりの面白さと達成感を味わう。



【日時】6月26日(木) 9:00～11:30
1・2・3校時

○前半は、スバビーチの清掃活動をしました。

○2回のなかよし集会で打ち合わせてきた絵をもとに、6年の班長が砂に下絵を描き、その線に沿って掘ったり、砂を盛り上げたりして造っていきました。砂遊びをあまり経験のない子どもの姿も垣間見られ、砂の造形遊びが出来る環境にあることがとてもうれしいです。今年が一番人気は、「ふなっしー」の造形でしたが、各班の個性が出て楽しい作品に仕上がっていきました。最後は、各班の作品を見て回りいいところを見つけました。



◆「重点目標3 体力・運動能力の向上」

1学期は、「50m走がんばり表」を使って、50m走に取り組んでいるところです。その他の体力・運動能力向上のための取組みも紹介してまいります。

【7月4日(金)】



11回目の50m走チャレンジタイムをしました。先週は雨天のためできませんでしたので、久しぶりの50m走チャレンジタイムでした。そのためか、何回も走っている低学年がいました。

2. 取組についての評価等

PTA総会での保護者説明用及びHPに掲載する「学校経営の最重点(4点セット)」について、家庭との協働を図る目的で「学校の取組指標」に対する「家庭で取り組んでもらいたいこと」を吹き出しにより「わかりやすく、具体的な行動」として示している。

また、定期的実施する「生活振り返りシート」や学期末アンケートにより、家庭での取組状況を把握しながら検証改善に取り組んでいる。

さらに、各取組の様子を随時ホームページで公開し、積極的に情報発信に取り組んでいる。

取組事例 ⑮ (小学校、児童数31名、別府教育事務所管内)

観点5 観点別留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・4点セットやその進捗状況が、学校便りやホームページ等で分かりやすく公表されているか。 ・4点セットを示しながら、保護者や地域住民と意見交換を行い、重点目標の達成に向けた具体的な協力を求める機会を設けているか。
------------------------	--

1. 取組の内容

本県の小中学校38校では、本年度より目標協働達成モデル校として、学校・家庭・地域の代表によるチーム会議(資料1)を通して、学校の目標を共有するとともに、その達成に向けて協働した取組を進めている。

重点目標達成に向けた学校・家庭・地域それぞれの取組を決めた「協働4点セット」(資料2)により、具体的な連携を進めるとともに、取組指標の効果(有効性)についても検証を行い、改善につなげている。(資料3)

【資料1】 チーム会議の状況

構成メンバー	校長・教頭・教務主任 PTA会長・副会長・副会長 各区長・児童民生委員代表・老人クラブ代表・学習サポーター代表		
日時	【第1回】5月11日(月) 19:00~	【第2回】8月25日(月) 9:30~	【第3回】2月下旬 開催予定
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目標協働達成実施要領について ・三者が取り組む重点目標について ・家庭、地域の重点取組、取組指標について 	<ul style="list-style-type: none"> ・一学期の取組状況(三者)について ・成果と課題について ・取組指標の確認及び修正について 	<ul style="list-style-type: none"> ・二学期、三学期の取組状況(三者)について ・成果と課題について ・次年度へ向けての改善点等について

【資料3】 地域の重点目標「学校公開日に積極的に授業参観を行う」の検証より(抜粋)

平成26年度1学期「学校公開」・アンケート結果集約

1. 取組状況

- (1) 参観者 ○第1回目 5月28日(水)2・3校時 → 地域の方36名 保護者 9名 計45名
○第2回目 6月27日(金)2・3校時 → 地域の方30名 保護者12名 計42名

(2) アンケート提出者数(地域の方のみ)

○第1回目24名/36名 66.6% 第2回目17/30名 56.6%

(3) アンケート内容(抜粋)

<第1回目>	<第2回目>
<p><授業感想></p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい授業公開でした。テレビの授業は分かりやすいと思いました。1年生の野菜の授業は難しい、先生のご苦労に頭が下がります。 <p><指導法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材を活用した進め方で、大変感動しました。教材を大いに作ってほしい。 <p><学習態度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・先生達があまりしからないので、少しさびしい。 	<p><授業感想></p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年の国語で、「ぼくわたしの枕草子」自ら考え学ぶ力が養われる授業と思いき素晴らしい取組を評価します。 <p><指導法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の考え、答えを発表させることで自信とやる気を増していることで成長が見える。自発的に述べさせることが良かったと思う。 <p><学習態度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習態度が良くなってきたと思う。 ・大きな声を出すことによって、大きな自信が培われる。

2. 成果と課題(○成果 △課題)

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ○地域における人間関係の広がり、地域コミュニティーの形成 | △学校公開の地域への更なる浸透や広がり |
| ○個々の生き甲斐作り | △授業参観後のアンケート提出率の向上 |
| ○地域の活性化 | |

3. 取組指標の効果(有効性)

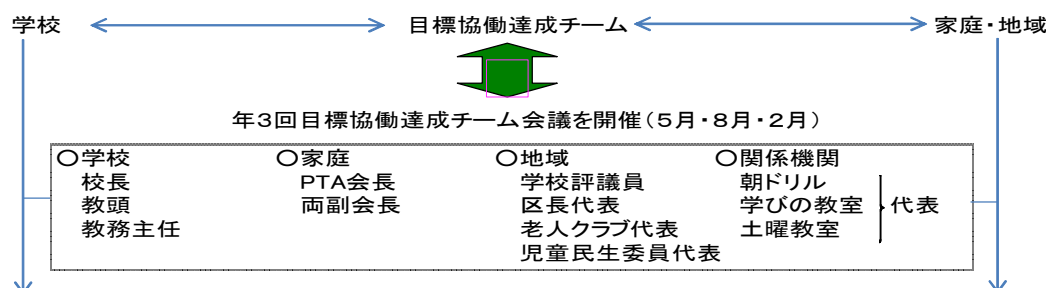
「学校公開日に授業参観(地域より33名以上)、授業参観後のアンケート」→どう授業改善に作用したのか

(1) 学校評価アンケート結果(肯定的割合)より

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| ○児童アンケート「授業がよく分かるか」 | →94%(昨年末81%) |
| ○保護者アンケート「基礎的な学力が身につく指導や楽しく分かりやすい授業か」 | →84%(昨年末73%) |
| ○教職員自己評価「家庭と連携した学習習慣の取組ができているか」 | →94%(昨年末87%) |

【資料2】 目標協働達成に向けた協働4点セット

平成26年度 目標協働達成モデル校



学校・家庭・地域が協働して達成する 重点目標 ＜勉強に頑張る子の育成＞		
達成指標 (具体的な数値目標)		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 全学年とも、全児童の各学期毎の国語、算数、理科の各単元テストの正答率を75%以上 ■ 国東市標準学力テストで、全学年で全児童の正答率を1割向上 		
重点取組 (そのために重点的に取り組むこと)		
家 庭	学 校	地 域
①授業改善 ②ドリルの充実と個別指導の徹底 ○ 朝ドリルのサポーター、学びの教室等の指導者として参加協力する。 ③家庭学習時間の向上 ○ やる気を育てる声かけ運動に取り組む。 ○ ノーテレビ・ノーゲームに取り組む。	①授業改善 ○ 考えさせる場を適切に位置付け、交流とまとめを大事にする授業を徹底する。 ②ドリルの充実と個別指導の徹底 ○ 朝ドリルの充実と個別指導の徹底によりつまづきを改善する。 ③家庭学習時間の向上 ○ 家庭の学習時間を向上する。	①授業改善 ○ 学校公開日に積極的に授業参観を行う。 ②ドリルの充実と個別指導の徹底 ○ 朝ドリルのサポーター、学びの教室等の指導者として参加協力する。 ③家庭学習時間の向上
取組指標 (具体的に取り組む内容)		
家庭が取り組むこと	学校が取り組むこと	地域が取り組むこと
①授業改善 ②ドリルの充実と個別指導の徹底 ○ 毎週火・水の朝ドリルの時間に学習サポーターとして参加協力する。 ○ 毎週水曜日の放課後学びの教室月1回実施する土曜教室に指導者として参加協力する。 ③家庭学習時間の向上 ○ 1週間に1回、連絡ノートにやる気になった言葉やその反応を記し、担任と交流する。 ○ 毎週月曜日、ノーテレビ・ノーゲームに取り組む(レベル3を中心に)	①授業改善 ○ 管理職による授業観察を毎日行う。 ○ 各学期互見授業1回、年に1回全員公開授業を実施する。 ○ 毎学期末毎に、「子どもによる授業評価」を実施する。 ②ドリルの充実と個別指導の徹底 ○ 朝の帯時間の20分間ドリルを実施する。 月→国語(音読・言語事項) 火→算数(計算・文章題) 水→国語(長文) ○ 個々の学習カルテ(国語)を作成し、個別指導に活用する。 ○ 全学年とも、月火木金の放課後の時間に個別指導を行う。 ③家庭学習時間の向上 ○ 毎月、担任が家庭学習時間が確保されているか、月はじめ一週間の生活見直しカードをチェックし指導する。 ○ 2ヶ月に一度、児童が家庭学習力チェックリストをもとに点検を行う。	①授業改善 ○ 各学期2回ずつ(5月・6月・10月・11月・1月・2月)行う学校公開日に各区、各老人クラブ(5地区)より毎回3名ずつ以上、計33名以上授業参観を行う。 ○ その都度、できるだけ授業の様子や子ども達の様子についてアンケートに答え、提出する。 ②ドリルの充実と個別指導の徹底 ○ 毎週火・水の朝ドリルの時間に学習サポーターとして参加協力する。 ○ 毎週水曜日の放課後学びの教室、月1回実施する土曜教室に指導者として参加協力する。 ③家庭学習時間の向上

2. 取組についての評価等

学校・家庭・地域が一緒に目指す目標を共有した上で、具体的に何にどう取り組むかを決めて活動を進めることで、学校・家庭・地域の連携の内容が「見える化」されている。そのことが、取組の実現や改善にもつながっている。

また、昨年度まで家庭・地域に協力頂いていた取組を基盤とし、取り組みやすさや有効性に見通しを持った具体的な取組指標を設定している。特に、取組指標の「地域の方々による授業参観とアンケート(授業の感想)」は、教師のモチベーションの高まりによる「授業改善」につながることを期待できる。

用語の解説及び参考資料等（青本抜粋ほか）

参考1：「学校評価の手引き」のポイント（抜粋）

目指す方向性

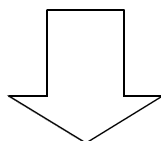
学校評価は、学校を改善するための手段であって目的ではありません。目指す目標や取組内容があいまいだったり、目標や評価項目が多過ぎて何から手を付けたらよいか分からないような学校評価は、具体的な学校改善の取組に結び付きにくく、労多くして得るものが少ないこととなってしまいます。目標の重点化・焦点化や取組内容の具体化、検証可能な指標の設定等により、具体的な学校改善につながる学校評価を行うことが必要です。

また、学校評価は、学校の組織力を高める学校マネジメントのツールだという理解が重要です。校長のリーダーシップの下、学校が取り組むべき目標が全教職員にしっかりと共通理解された上で、組織的に目標達成に向けた取組の実践や検証・改善が行われることで、学校全体の力が向上します。

保護者や地域住民等に対しては、学校が目指す目標や取組内容等の公表を積極的に行うことにより、保護者等の理解と参画を得た学校・家庭・地域が協働した学校づくりを進めることができます。

これらのことから、今回、以下のポイントに重点を置いて本手引きを作成しました。

- 学校改善につながる学校評価
- 学校マネジメントのツールとしての活用
- 学校・家庭・地域が協働した学校づくりの推進



目標等の設定と検証・改善プロセス

- ポイント1：目標の重点化・焦点化
- ポイント2：重点目標達成のための重点的取組の設定
- ポイント3：指標の数値化
- ポイント4：短期で繰り返すPDCAサイクル

検証・改善の体制

- ポイント5：組織的な学校評価改善体制

保護者等との連携協力

- ポイント6：重点目標等の公表
- ポイント7：積極的な情報提供

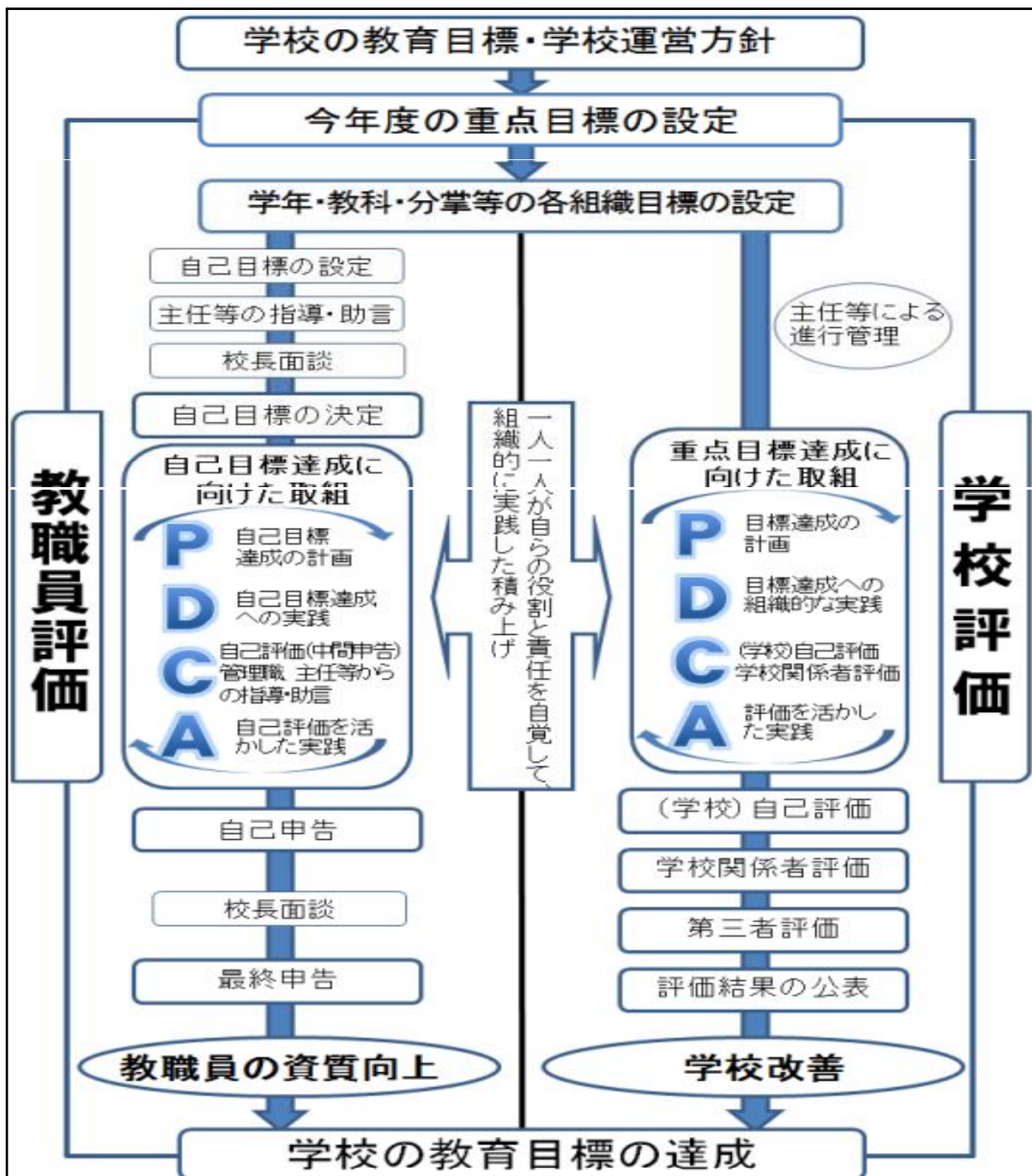
参考2：「教職員評価システム実施手引」のポイント（抜粋）

学校評価との関連

学校評価は、教育活動その他の学校運営について、学校としての組織的・継続的な改善を図るとともに、結果等の公表を通して説明責任を果たすことを目的としています。

また、教職員評価システムの目標管理では、学校の重点目標や、所属する学年、教科、分掌等の目標を踏まえて自己目標を設定し、それぞれの教職員がその目標に向かって努力することから、結果として学校の教育目標の達成が図られます。

つまり、学校評価と教職員評価システムの目標管理は、全く別々の流れの中で行われるのではなく、大きな一つのシステムとして学校改善に活かすとともに、教職員一人一人の資質能力の向上を図るものです。



参考3：「目標協働達成校」



【モデル校一覧】

中津	中津市	今津小学校	今津中学校	城北中学校	
	豊後高田市	高田中学校、桂陽小学校、都甲小学校・都甲中学校、高田小学校、真玉小学校			
	宇佐市	院内北部小学校	院内中学校		
別府	別府市	亀川小学校	上人小学校	北部中学校	
	杵築市	豊洋小学校			
	国東市	富来小学校	竹田津小学校	国見中学校	
	姫島村	姫島中学校			
	日出町	藤原小学校			
大分	大分市	田尻小学校	城南中学校		
	臼杵市	臼杵南小学校	南中学校		
	津久見市	青江小学校			
	由布市	由布川小学校	東庄内小学校		
佐伯	佐伯市	佐伯小学校	鶴谷中学校	昭和中学校	
竹田	竹田市	都野小学校			
	豊後大野市	朝地小学校	朝地中学校		
日田	日田市	大明小学校	大明中学校		
	九重町	野上小学校	南山田小学校		
	玖珠町	森中央小学校	八幡中学校		

参考4：「芯の通った学校組織」定着状況調査結果（概要）

「芯の通った学校組織」の構築（学校マネジメントの充実）について

【現状・課題】

- ◆本県では、平成20年の不祥事以来、責任と権限が明確で透明性の高い教育行政システムの確立を目指して徹底的な改革を進めてきた。
- ◆他方、学校の目標が抽象的すぎる、主任制度が十分定着していないなど、学校マネジメントに関し課題が大きいことから、現在、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて、組織的に教育活動に取り組むよう、学校改革を進めている。

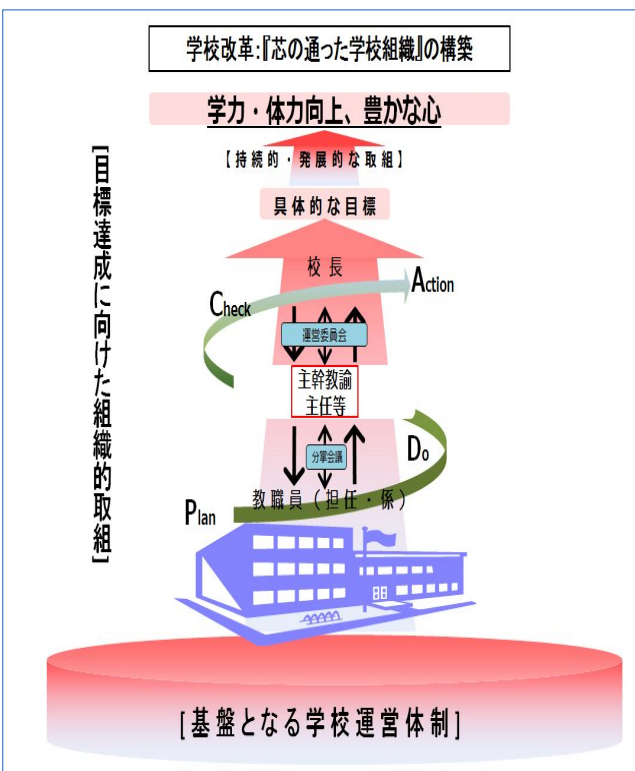
【求める学校像と取組状況】

＜求める学校像：「芯の通った学校組織」＞

主要主任等が効果的に機能する「基盤となる学校運営体制」のもと、学力・体力向上やいじめなど今日的課題に対応するために「目標達成に向けた組織的な取組」を行う学校組織

＜取組状況：3フェーズ（24年度～26年度）で推進＞

- ◆平成24年11月26日「芯の通った学校組織」推進プラン策定
 - 趣旨の周知と制度の整備を推進。
 - ・ H24年11月「学校運営の適正化」通知
 - ・ H25年 1月「学校評価の手引き」改訂
 - ・ H25年 2月「教職員評価システム実施手引き」改訂
 - ・ H25年 3月全市町村によるプラン・計画の策定 など
- ◆平成25年度 実践・研修・指導による「芯の通った学校組織」の構築
 - 「形」はある程度整った。今後「質」を高めることが必要。
- ◆平成26年度「芯の通った学校組織」の定着
 - 特に右の5つの中心課題の徹底を目指す。
 - 年次定着状況を確認し、必要に応じ、一層の施策を展開。



【第3フェーズの中心課題】

1. 学校評価を活用した、学校の課題に直結した目標や取組の設定と短期の改善
2. 教職員評価システムに基づく、全教職員への目標の徹底と個人目標への連鎖
3. 主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底
4. 企画立案の場としての運営委員会の活用推進
5. 目標の共有による家庭や地域との協働

「芯の通った学校組織」定着状況調査結果（概要）

- 調査の趣旨：「芯の通った学校組織」の構築に係る各学校、市町村教育委員会の取組や意識を把握し、その定着状況を確認するとともに、調査により得られた課題を踏まえ、一層の施策の展開を図ることを目的に実施。
- 調査対象：全公立学校の校長・教務主任、保護者、及び、市町村教育委員会
- 調査時期：平成26年7月～8月

定着の状況について

今回の調査で分かった「芯の通った学校組織」の定着状況は、以下の通りである。

【取組の状況】

- 学校評価を活用した取組の状況
 - ・ 8割の学校が、学校評価の重点目標を3つ以下としている（小中学校では、2つ以下に絞り込んでいる学校が1割程度ある）。
 - ・ ほとんどの学校で、重点目標の達成状況を測る達成指標を、数値化するなど検証可能なものになっている。
 - ・ ほとんどの学校で、PDCAサイクルを年間3回以上のスパンで行っている。
- 教職員評価システムの活用状況
 - ・ 過半数の学校は、学校の重点目標、各分掌の目標、各教職員の自己目標の連動は、「ある程度連動している」としている。
 - ・ ほとんどの校長が、教職員の自己目標について指導・助言を行っている。
- 主任制度の定着状況
 - ・ ほとんどの学校で、主要主任等が、「学校の運営方針や運営委員会での協議事項等を教職員に周知する機会」や「教職員の考えを集約の上管理職に伝える機会」が、「よくある」、或いは、「時々ある」としている。
- 運営委員会の活用状況
 - ・ 運営委員会の開催頻度は、小学校は「2週間に1回程度」、中学校は「週1回」が最も多い。
 - ・ 運営委員会の設置により、8割の小中学校で、職員会議の開催回数・1回の所要時間が縮減され、約5割の学校では開催回数が半分以下になっている（1割程度の学校では4分の1以下）。
 - ・ ほとんどの学校で、教務主任が運営委員会に提案を行うことがある（4分の3の学校では、「毎回」、或いは、「しばしばある」）。
- 学校と家庭・地域との協働
 - ・ 8割の学校で、学校の重点目標や学力・体力の状況、生徒指導上の課題等について、学校が保護者や地域住民と話し合う機会は、「時々ある」としている。
 - ・ 保護者や地域住民が、学校で児童生徒や授業の様子を見る頻度は、小中学校・特別支援学校では「学期に数回」、高等学校では「年に数回」が最も多い。

【教職員の意識】

- 「芯の通った学校組織」の取組を通じて、校長・教務主任の意識に以下のような変化が見られる。
 - ・ 校長は、主要主任等の意識について、以下のように感じている。
 - ① 学校運営への参画意識が高まった
 - ② 校長の学校運営方針を理解し、他の教職員に周知する意識が高まった
 - ③ 自らの分掌等を取りまとめ、推進する意識が高まった
 - ・ 校長は、運営委員会の設置の効果を、以下のように感じている。
 - ① 迅速な意思決定を行いやすくなった
 - ② 校長がリーダーシップを発揮しやすくなった
 - ③ 主要主任等の学校運営への参画意識が高まった
 - ・ ほとんどの教務主任は、職務にやりがいを感じており、また「芯の通った学校組織」の取組を通じて、教務主任の重要性を認識するようになったと感じている。

- 9割の校長が、「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答。その主な理由は、以下の通り（自由記述による回答を集約）。

（目標達成に向けた組織的な学校運営）

- ・ 教職員の学校運営への関わりが明確化され、一人一人が学校教育の大切な一員としての責任感と自覚が増した
- ・ 組織的な取組により、学力向上・体力向上等の学校教育課題が目に見える形で達成されつつあるので、やりがいを感じている
- ・ 学校が組織的に動くことでばらばらだった教員の意識を校長の経営方針へと導くことができると心から思う。大分の教育の方向性は間違っていないと思う。何より、全職員が自校の課題は何か真剣に向き合うようになった

など、目標達成に向けた組織的な学校運営により、教職員の意識改革や学校改善が図られているという趣旨の回答（小：144校、中：54校、高：21校、特：10校）。

（学力・体力の向上）

- ・ 具体的な授業改善の取組が広がり、学力調査結果の数値も成果として表れてきた
- ・ 教職員の意識や学校の取組が組織的になり、学力・体力の向上が結果として表れてきた

など、各種学力調査の結果や体力・運動能力調査の結果が向上しているという趣旨の回答（小：102校、中：47校、高：8校、特：0校）。

【保護者の意見】

- 8割の保護者が、「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答。その主な理由は、以下の通り（自由記述による回答を集約）。
- ・ 学力テストや体力テストの結果がだんだんよくなってきている（108校）。
 - ・ 以前に比べて、学校全体が協力して取り組んでいる姿がよくわかる（95校）。
 - ・ 学校が地域、PTAと連携を取る努力をしていると思う（74校）。
 - ・ 先生の頑張っている姿を多く見たり、子どもが学校に行くことを楽しみにしている（62校）。

【定着の状況】

「芯の通った学校組織」の取組は、「目標達成に向けた組織的な取組」を「基盤となる学校運営体制」のもとで持続的・発展的に進める学校を構築することにより、子どもたちの力の確実な向上を行うことを目的としている。

平成24年度からの取組を通じて、上記のように、

- ・ 目標の重点化や検証可能な指標の設定、それらに基づく短期のPDCAサイクルによる検証・改善（「目標達成に向けた組織的な取組」）
- ・ 主要主任等が各分掌の責任者としてリーダーシップを発揮するとともに、管理職と主要主任等から構成される運営委員会によって校長のリーダーシップを補助する体制（「基盤となる学校運営体制」）

が、全ての学校に定着しつつある。

また、そのような取組の積み重ねにより、目標達成に向けた組織的な学校運営を進めることへの教職員の意識の高まりが見られるとともに、学校の目標や取組を、家庭・地域と共有する取組も進みつつある。

定着状況に係る課題

上記のように、「芯の通った学校組織」の取組が全ての学校に定着しつつある一方、今回の調査により、以下のような課題があることが分かった。

- 多くの校長が学校の課題と重点目標を一層一致させる必要があると感じているなど、目標達成に向けた学校マネジメントの継続的な改善が必要であること。
- 主要主任等が、他の教職員に指導・助言を行う意識についての一層の向上が必要であること。
- 教務主任以外の主要主任等の意識の向上も必要という意見があること。
- 主任制度及び主任手当の趣旨についての周知・徹底は図られつつあるが、未だに、主任手当拋出の実態があること（詳細は別紙）。
- 保護者や地域住民との連携について、校長の多くが以下のことが必要だと感じていること。
 - ・ 保護者や地域住民との連携に対する教職員の意識を高めること
 - ・ 保護者や地域住民に子どもや授業の様子を見てもらい、学校への関心を高めてもらうこと
- 小学校に比べ、中学校では、校内研究が教員の指導力の向上にしっかりつながっていると感じている校長が、少ないこと。
- 小学校に比べ、中学校・高等学校では、思考力・判断力・表現力を育成するための組織的な授業改善が行われていると感じている校長が少ないこと。
- 学力・体力向上は進みつつあるが、不登校をはじめとした生徒指導上の課題や、豊かな心の育成になお課題があるという意見があること。
- 「芯の通った学校組織」の改革のスピードが速すぎ、全ての教職員に確実に定着するには、一層の継続的な取組が必要という意見があること。

県教育委員会の推進方策に係る課題

目標達成に向けた組織的な取組を一層進めるに当たっての県教育委員会の施策について、校長や市町村教育委員会から次のような要望が寄せられた（自由記述による回答）。

- 管理職や教務主任のみならず、主要主任等への研修の機会を充実してほしい。
- 一層のボトムアップのため、若手教職員の研修の充実を図ってほしい。
- 効果的な学校の取組事例の紹介や、先進地への研修を行ってほしい。
- 出張が増えている。しっかりマネジメントを行うためにも会議や報告書等を精選してほしい。
- 目標協働達成モデル校を拡充するなど、学校・家庭・地域が協働する取組を充実してほしい。
- 主幹教諭や学力向上支援教員の配置をはじめ、教職員の配置を充実してほしい。
- 今後も、学校現場との意思疎通を図るとともに、具体的な指導を継続してほしい。
- 一貫した方針のもと、今後も芯の通った学校組織の推進を継続的に行ってほしい。
- 県教育委員会と市町村教育委員会の十分な連携と役割分担の明確化を行ってほしい。

また、教育センター研修及び教育事務所の教育指導については、以下のような調査結果だった。

- 教育センター等が行う学校マネジメント研修
 - ほとんどの学校が役に立っていると回答。また、約8割の学校が一層の充実を求めている。
- 教育事務所が行う学校訪問
 - ほとんどの学校が役に立っていると回答。また、半数の学校が一層の充実を、残りの半数の学校が現状の指導の継続を求めている。

今後の方向性

上記の課題等を踏まえ、各学校の目標達成に向けた組織的な取組が一層推進され、子どもたちの力と意欲の向上が図られるよう、新しい計画を早期に策定する。その上で、市町村教育委員会との一層の緊密な連携のもと、取組の充実を図っていく。

別紙

主任手当の拠出について

○ 主任手当拠出の状況

項目\校種	小学校	中学校	小中学校計	県立学校
拠出していない主任	約25% (183人)	約64% (260人)	約39% (443人)	約80% (406人)
拠出している主任	約32% (235人)	約14% (59人)	約26% (294人)	約17% (87人)
把握できない主任	約43% (317人)	約22% (91人)	約35% (408人)	約3% (17人)
主任手当を受給している教員数全体	735人	410人	1145人	510人

(％は、主任手当を受給している教員に占める割合)

- ※ 2市町村教委（全体：18教委）、県立学校29校（全体：69校）では、拠出が全くない。
- ※ 市町村間において、拠出している主任が0％～約79％、把握できない主任が0％～約95％と差が大きく、校種間でも上記の表のとおり差があった。
- ※ 校長が拠出の有無を把握できなかった主な理由は、以下の通り。
 - ・職員から聴取したが、回答がなかった。
 - ・「個人の問題であるので」との理由で、回答がなかった。
 - ・「職員団体からの指示があった」との理由で、回答がなかった。

○ 主任制度及び主任手当の趣旨の周知・徹底の状況

- ・校長は、主に年度当初や面談の際に、主任手当を受給している教員への個別面談や職員会議・運営委員会を通じて周知・徹底を行っている。
- ・市町村教育委員会は、教育長による校長面談、校長・教頭・教務主任を対象とした会議の際、周知・徹底を行っている。

○ 主任手当の趣旨の徹底のために必要と考えること（「とてもそう思う」の回答を集計）

[小中学校長]

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ① 教育委員会から職員団体に対する一層の要請が必要 | (小：133校、中：61校) |
| ② 主任制度自体の一層の定着が必要 | (小：114校、中：49校) |
| ③ 県教委が一層の周知・徹底を図る必要がある | (小：100校、中：45校) |
| ④ 市町村教委が一層の周知・徹底を図る必要がある | (小：81校、中：35校) |
| ⑤ 管理職から個々の教員に対する一層の周知・徹底が必要 | (小：58校、中：34校) |

[市町村教委]

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ① 主任制度自体の一層の定着が必要 | (11教委) |
| ② 県教委が一層の周知・徹底を図る必要がある | (9教委) |
| ③ 市町村教委が一層の周知・徹底を図る必要がある | (7教委) |
| ④ 教育委員会から職員団体に対する一層の要請が必要 | (7教委) |
| ⑤ 管理職から個々の教員に対する一層の周知・徹底が必要 | (6教委) |

[県立学校長]

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ① 県教育委員会から職員団体に対する一層の要請が必要 | (45校) |
| ② 県教委が一層の周知・徹底を図る必要がある | (38校) |
| ③ 主任制度自体の一層の定着が必要 | (36校) |
| ④ 管理職から個々の教員に対する一層の周知・徹底が必要 | (23校) |

H26.10.21 教育委員会
(教育人事課)

ミニ懇に関する調査結果及び処分等について

1 調査結果等

(1) 調査対象

竹田市及び日田市内の公立小中学校

(2) 調査内容

- ①職務専念義務違反行為の有無
(勤務時間内の組合活動)
- ②個人情報保護条例抵触行為の有無
(個人情報である学級名簿をミニ懇案内状郵送のために活用)

(3) 調査結果及び処分概要

日田市 (全30校)

- ①職務専念義務違反行為 1校、8名

(主な行為) 勤務時間内に、ミニ懇の案内文書を児童生徒に持ち帰らせた

校長及び教頭 (監督者責任)	2名 : 厳重注意 (市教育委員会から)
教諭等 (行為者)	8名 : 厳重注意 (校長から)

- ②個人情報保護条例抵触 13校、129名

校長及び教頭 (監督者責任)	26名 : 厳重注意 (市教育委員会から)
教諭等 (行為者)	129名 : 厳重注意 (校長から)

竹田市 (全18校)

- ①職務専念義務違反行為 12校、45名

(主な行為) 勤務時間内に、ミニ懇の案内文書を配布し協議したり、児童生徒に文書を持ち帰らせた

校長及び教頭 (監督者責任)	24名 : 厳重注意 (市教育委員会から)
教諭等 (行為者)	45名 : 厳重注意 (校長から)

- ②個人情報保護条例抵触 市の見解 : 条例に抵触しない

処分なし

2 他市町村の状況調査

竹田市・日田市以外の16市町村の状況を調査中 (10月末までに報告)

(公印省略)

教委教人第2148号
平成26年10月8日

各市町村教育委員会教育長 殿
(教育事務所経由)

大分県教育委員会教育長

職務専念義務違反等に関する調査について (依頼)

平成26年第3回定例県議会において、職員団体活動であるミニ懇の開催案内を勤務時間内に配布するなどの職務専念義務違反行為等が指摘され、報道でも大きく取り上げられたところです。

そこで、県内全市町村の実態を把握する必要があるため、貴管内における状況について、別添「ミニ懇実施状況等調査票」により調査を実施しますので、貴管内小・中学校長に依頼するとともに、各学校から提出のあった調査票を取りまとめのうえ、下記により平成26年10月29日(水)までに各教育事務所長あて電子データにて提出願います。

記

- 1 提出書類 ・ミニ懇実施状況等調査票
- 2 留意事項 ・学校長は、直接関係教職員から話を聞いてください。

【担当】小中学校人事班 渕野
TEL:097-506-5514
FAX:097-506-1849

(公印省略)

教委教人第2148号

平成26年10月8日

各県立学校長 殿

教育人事課長

職務専念義務違反等に関する調査について（依頼）

平成26年第3回定例県議会において、職員団体活動であるミニ懇の開催案内を勤務時間内に配布するなどの職務専念義務違反行為等が指摘され、報道でも大きく取り上げられたところです。

そこで、県内全域における実態を把握する必要があるため、貴校における状況について、別添「ミニ懇実施状況等調査票」により調査を実施しますので、調査票に記入のうえ、下記により平成26年10月29日（水）までに担当あて電子データにて提出願います。

記

- 1 提出書類 ・ミニ懇実施状況等調査票（校長記入用）
- 2 留意事項 ・学校長は、直接関係教職員から話を聞いてください。

【担当】 県立学校人事班 長野

TEL:097-506-5625

FAX:097-506-1849

ミニ懇実施状況等調査質問項目

質問 1 ミニ懇実施の有無（どちらかに○をしてください）

有の場合→質問 2 に進んでください
無の場合→以下回答は不要です

質問 2 ミニ懇の案内方法

(1) 勤務時間内の組合活動に関すること

① 勤務時間内における案内行為の有無（どちらかに○をしてください）

行為の例 ・学級 P T A 終了後の勤務時間内に、案内文を保護者に配布し日程等協議した
・児童生徒に案内文を持ち帰らせた など



有の場合→質問 2 - (1) - ②に進んでください
無の場合→質問 2 - (2)に進んでください

② ア 勤務時間内の組合活動の具体内容

- ・ 学級名
- ・ 教職員名
- ・ 日付
- ・ 要した時間（正確な時間がはっきりしない場合は、概ねの時間（約 1 5 分など）を記載してください）
- ・ 行為の内容

イ この内容について、校長事前把握の有無（どちらかに○をしてください）

有の場合→把握方法を記載し、質問 2 - (2) に進んでください
無の場合→質問 2 - (2) に進んでください

(2) 個人情報の保護に関すること

① 学級名簿等の個人情報を活用して、案内文を家庭に封書やハガキで郵送したかどうか（どちらかに○をしてください）

有の場合→質問 2 - (2) - ②に進んでください
無の場合→以下回答は不要です

② ア 郵送行為の具体内容（必要に応じて行を挿入してください）

- ・ 学級名
- ・ 教職員名
- ・ 郵送内容
- ・ 保護者同意について
 - 同意の有無（どちらかに○をしてください）
 - 有の場合→同意方法を記載し、イに進んでください
 - 無の場合→イに進んでください

イ この内容について、校長事前把握の有無（どちらかに○をしてください）

有の場合→把握方法を記載して終了です
無の場合→終了です

質問 3 「個人情報保護条例」に関する見解・判断

質問 2 - (2) - ①が有の学校を所管する市町村教委のみ、条例を所管する首長部局の見解等を記入してください

教委義第1615号
平成26年10月17日

各市町村教育委員会教育長 殿
(教育事務所経由)

大分県教育委員会教育長

平和教育に関する現状の把握及び指導について (依頼)

学校における教育活動は、教育の目的を実現するため、教育基本法、学校教育法等の法令及び学習指導要領等に則り、保護者をはじめ県民の理解と協力を得ながら適切に行われる必要があります。

しかしながら、今般実施された大分県教職員組合主催の「親子で学ぶ韓国平和の旅」を契機として、学校での教育が中立性に欠ける指導内容となっているのではないかとの不安が、保護者及び県民から寄せられています。

このような保護者及び県民の不安を払拭し、信頼される教育活動を展開していくためには、その根本となる教育課程の管理をこれまで以上に厳格に行うことが求められます。

市町村教育委員会におかれては、管内の小・中学校の教育課程全般、特に、平和教育が法令及び学習指導要領に則ったものであり、児童生徒の発達に即したものとなっているか、下記の観点にご留意いただきながら、別紙1の資料により把握するとともに、その結果を別紙2により報告いただくようお願いいたします。併せて別紙1の資料についてもご提出ください。

また、大分県教職員組合が作成したいわゆる「平和カレンダー」について、平成13年8月24日付け通知に従い適切に対応されているかどうかについても各学校の状況を確認の上、別紙2により報告をお願いします。

貴教育委員会が現状に問題があると判断した場合は、学校に対して必要な指導をお願いします。

今後、県教育委員会においても、提出いただいた資料に基づき、必要に応じて指導を行うとともに、把握結果について公表する予定です。

記

1. 学校で行われる平和教育が、政治的中立が確保されたものになっていること。
2. 教育課程の中で平和教育を行う場合には、教育課程上の扱いを明確にするとともに、学習指導要領に示す当該教科等の目標、内容及び内容の取扱い等に合致したものであること。

3. 平和教育が授業時数を圧迫し、児童生徒の過重な負担とならないようにすること。
4. 平和教育の全体計画及び年間計画が、大分県教職員組合の活動の方針等に即したものであったり、記述に際して活動の方針等に専ら用いる用語を用いたりすることは、保護者及び県民の不信を招くことから不適切であること。
5. 平和教育の全体計画等が学校運営の責任者である校長の権限と責任のもと、教頭、主幹教諭及び教務主任の権限と責任を明確にして策定されること。

担当 大分県教育庁義務教育課 姫野 097-506-5531

別紙 1

平和教育の現状について把握・確認するための資料

○次の資料 1～4 を各学校から取り寄せて、具体的な指導内容を詳細かつ的確に把握してください。

【資料 1】

- ・平和教育の全体計画及び年間計画

【資料 2】

- ・平成 26 年度実施の「5 月 3 日憲法記念日」及び「8 月 6 日広島に原爆が投下された日」に関連する平和教育の各学年の指導案と使用資料（教材）。
- ・平成 25 年度実施の「12 月 8 日太平洋戦争開戦の日」及び「2 月 11 日建国記念の日」に関連する平和教育の各学年の指導案と使用資料（教材）。

【資料 3】

- ・上記【資料 2】に関する各学年の児童生徒の感想が分かる資料。

【資料 4】

- ・平和教育の全体計画及び年間計画を誰が作成したのかその職名が分かり、その内容が確定されるまでの会議等の経過（流れ）が分かる資料。（様式不問）

※別紙 2 の報告とともに、全学校分を平成 26 年 11 月 21 日（金）までに紙媒体にて教育事務所あて提出をお願いします。

※【資料 2】については、学年に複数学級がある場合、いずれか 1 つの学級分 1 部（各学年 1 部）を提出してください。

※【資料 3】については、【資料 2】の 4 回の授業それぞれに各学年 2～3 名程度の児童生徒の感想を提出してください。

別紙2

平和教育に関する現状の報告

教育委員会名：〔 〕教育委員会

1. 平和教育の全体計画及び年間計画や平和教育で用いられる資料（教材）が、政治的中立を確保し、児童生徒の発達に即したものであるか。

【把握した現状及び評価】

2. 平和教育の実施回数（時数）が、他の教科や領域等と比較して、著しくバランスを欠いたものとなっていないか。また、平和教育を実施する必然性や実施回数が、保護者や県民にとって納得のいくものとなっているか。（〔 〕には数値を記入）

○平和教育の年間実施回数別校数（学校全体で実施したもの。例えば、ある月に全学級が1回実施していれば実施日が異なっても1回としてカウントする。特定の学級や学年のみが実施したものは除く。分校は本校とは別にカウントする。）

【小学校】		【中学校】	
・1回〔 〕校	・6回〔 〕校	・1回〔 〕校	・6回〔 〕校
・2回〔 〕校	・7回〔 〕校	・2回〔 〕校	・7回〔 〕校
・3回〔 〕校	・8回〔 〕校	・3回〔 〕校	・8回〔 〕校
・4回〔 〕校	・9回〔 〕校	・4回〔 〕校	・9回〔 〕校
・5回〔 〕校	・10回～〔 〕校	・5回〔 〕校	・10回～〔 〕校

○下記4回の平和教育の実施校数（学校全体で実施したもの。同月実施は問わない。）

【小学校】	【中学校】
・5月3日関連〔 〕校	・5月3日関連〔 〕校
・8月6日関連〔 〕校	・8月6日関連〔 〕校
・12月8日関連〔 〕校	・12月8日関連〔 〕校
・2月11日関連〔 〕校	・2月11日関連〔 〕校

○上記4回の平和教育を全て行った学校数（学校全体で実施したもの。同月実施は問わない。）

【小学校】	【中学校】
・〔 〕校	・〔 〕校

【評価】

3. 平和教育の結果、児童生徒の感想等が一面的に事象を捉え、政治的に偏った見方や考え方になってしまうなど、保護者や県民から批判されることがないような指導結果となっているか。

【把握した現状及び評価】

4. 平和教育の全体計画及び年間計画が、大分県教職員組合の活動の方針等に即していたり、内容の記述に際して、活動の方針等に専ら用いる用語（四結節点など）を用いたりしていないか。

【把握した現状及び評価】

5. 平和教育の計画の策定に際し、校長の責任のもと、教頭、主幹教諭及び教務主任等が役割を明確にしたうえで、担任（担当）に任せきりにすることなく、運営委員会等で内容の確認や修正等の練り上げが行われているか。

【把握した現状及び評価】

6. 「平和カレンダー」が通知に従い適切に対応されているか。

【把握した現状及び評価】

7. その他、貴教育委員会が独自に把握した現状等

【把握した現状及び評価】

8. 平成26年度の教育課程の編成に際し平和教育に関係する事項として、貴教育委員会が学校に対して重点的に指導した事項があれば記入してください。

【重点的に指導した事項】

※編成方針等の通知文書の写しをもって記述にかえることも可能です。

※枠が不足する場合は、枠内の行を増やしてください。

※別紙1の各資料とともに、平成26年11月21日（金）までに紙媒体にて教育事務所あて提出をお願いします。

平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(速報)

大分県教育庁生徒指導推進室

項目ごとの状況(国公立)

()は前年度比較

項目	大分県	全 国
いじめ 認知件数	<u>3,496件 (-243件)</u> ○小学校 2,478件 (+124件) ○中学校 832件 (-287件) ○高等学校 184件 (-80件) ○特別支援学校 2件 (±0件) ○1,000人当たりの認知件数27.1件	<u>185,860件 (-12,249件)</u> ○小学校 118,805件 (+1,421件) ○中学校 55,248件 (-8,386件) ○高等学校 11,039件 (-5,235件) ○特別支援学校 768件 (-49件) ○1,000人当たりの認知件数13.4件
暴力行為 発生件数	<u>374件 (+60件)</u> ○小学校 75件 (+22件) ○中学校 153件 (+42件) ○高等学校 146件 (-4件) ○1,000人当たりの発生件数2.9件	<u>59,345件 (+3,509件)</u> ○小学校 10,896件 (+2,600件) ○中学校 40,246件 (+2,028件) ○高等学校 8,203件 (-1,119件) ○1,000人当たりの発生件数4.3件
小中学校 不登校	<u>1,249人 (+49人)</u> ○小学校 226人 (+36人) ○中学校 1,023人 (+13人) ○1,000人当たりの不登校児童生徒数13.3人	<u>119,617人 (+6,928人)</u> ○小学校 24,175人 (+2,932人) ○中学校 95,442人 (+3,996人) ○1,000人当たりの不登校児童生徒数11.7人
高等学校 不登校	<u>659人 (+24人)</u> ○1,000人当たりの不登校生徒数20.2人	<u>55,657人 (-2,007人)</u> ○1,000人当たりの不登校生徒数16.7人
高等学校 中途退学	<u>582人 (+47人)</u> ○中途退学率1.7%	<u>59,742人 (+7,961人)</u> ○中途退学率1.7%

平成25年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
大分県 調査結果の概要（速報）

大分県教育庁生徒指導推進室

1 調査対象期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

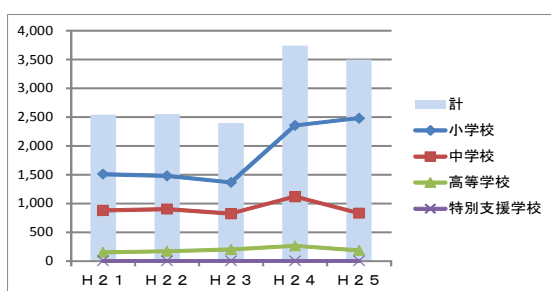
2 いじめについて

※（ ）内は前年度比

国公立小中高等学校

認知件数 (件)	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
	2,478(+124)	832(-287)	184(-80)	2(0)	3,496(-243)

○ いじめ認知件数の推移



年度	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	1,509	1,479	1,366	2,354	2,478
中学校	878	904	824	1,119	832
高等学校	151	172	201	264	184
特別支援学校	4	1	3	2	2
計	2,542	2,556	2,394	3,739	3,496

○ いじめの状況

- いじめの認知件数は3,496件（前年度3,739件）であり、児童生徒1,000人当たりのいじめ認知件数は27.1件（前年度28.9件）である。
- いじめの態様としては「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く66.2%であり、以下「仲間はずれ、集団による無視をされる」が23.3%、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が21.1%、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」が8.2%、「いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が7.1%である。（複数回答）
- 認知したいじめのうち解消しているものは2,951件（前年度2,936件）で、解消率は84.4%（前年度78.5%）である。

3 いじめ防止対策推進法を踏まえた地方公共団体の状況

○ 地方いじめ防止基本方針

	策定済み	策定に向けて検討中	策定するか検討中	策定しない
大分県	1			
市町村	10	6	2	0

○ いじめ問題対策連絡協議会

	条例による設置	条例によらない設置	設置に向けて検討中	設置するか検討中	設置しない
大分県		1			
市町村	1	4	7	4	2

○ 地方公共団体の状況

- ・ 「地方いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ問題対策連絡協議会」の設置は、法によって地方公共団体に義務付けられていない。
- ・ 平成26年10月1日現在、「地方いじめ防止基本方針」は県及び10市町村が策定済み、「いじめ問題対策連絡協議会」は1市が条例による設置、県及び4市町村が条例によらない設置となっている。

4 いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の実施状況

○ 学校いじめ防止基本方針

	策定済み	未策定
小学校	282	1
中学校	133	0
高等学校	59	3
特別支援学校	17	0

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめの防止等のための組織」の設置は、法により各学校に義務付けられている。
- ・ 平成26年10月1日現在、「学校いじめ防止基本方針」の策定率は99.2%、「いじめの防止等のための組織」の設置率は99.4%である。

○ いじめの防止等のための組織

	設置済み	未設置
小学校	282	1
中学校	133	0
高等学校	60	2
特別支援学校	17	0

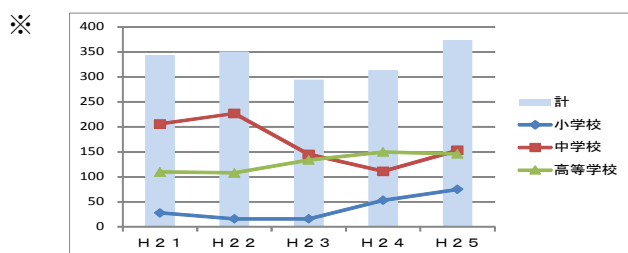
5 暴力行為

※ ()内は前年度比

国公立小中高等学校

発生件数 (件)	小学校	中学校	高等学校	計
	75(+22)	153(+42)	146(-4)	374(+60)

○ 暴力行為発生件数の推移



年度	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	28	16	16	53	75
中学校	206	227	145	111	153
高等学校	110	108	134	150	146
計	344	351	295	314	374

平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に追加。

○ 暴力行為の状況

- ・ 内訳は「対教師暴力43件(前年度39件)」「生徒間暴力236件(前年度221件)」「対人暴力16件(前年度8件)」「器物損壊79件(前年度46件)」で、生徒間暴力が最も多い。
- ・ 注意されたことに対して腹を立て暴力行為に至ったり、善悪の判断ができず自分本位の考え方から暴力行為に至った事案が増加している。
- ・ 特定の児童生徒が繰り返し暴力行為を行うために、件数が増加したというケースが見られる。

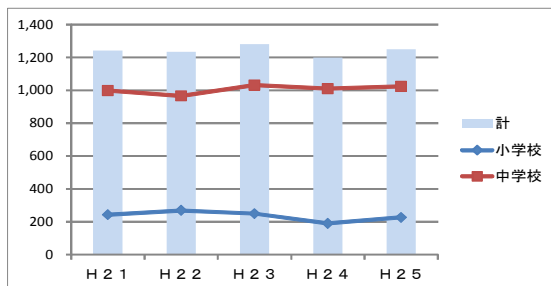
6 小中学校不登校

※ () 内は前年度比

国公立小中学校

児童生徒数 (人)	小学校	中学校	計
	226(+36)	1,023(+13)	1,249(+49)

○ 不登校児童生徒数の推移



年度	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	243	269	249	190	226
中学校	998	965	1,031	1,010	1,023
計	1,241	1,234	1,280	1,200	1,249

○ 不登校の状況

- ・ 不登校児童生徒数は1,249人(前年度1,200人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は13.3人(前年度12.6人)である。
- ・ 不登校のきっかけとしては、「無気力」が最も高く34.3%であり、以下「不安などの情緒的混乱」が33.1%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が15.2%、「病気による欠席」が15.1%、「親子関係をめぐる問題」が13.5%である。(複数回答)
- ・ 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」は446人(35.7%)であり、「指導中の児童生徒」は803人(64.3%)、そのうち「継続登校には至らないものの好ましい変化が見られた児童生徒」は194人である。

7 高等学校不登校、中途退学

不登校	中途退学
659人(+24)	582人(+47)

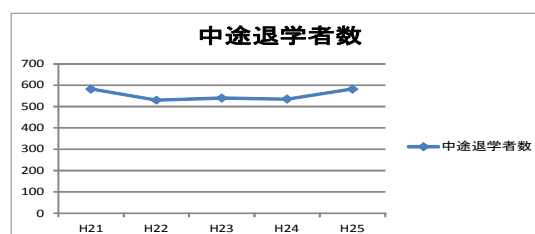
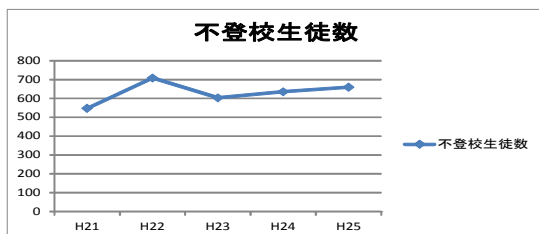
※ 公立高等学校

※ () 内は前年度比増減

○ 不登校生徒数、中途退学者数の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25
不登校生徒数	547	708	603	635	659
1000人当たり	16.3	21.0	18.1	19.1	20.2

年度	H21	H22	H23	H24	H25
中途退学者数	582	530	540	535	582
中途退学率	1.7	1.6	1.6	1.6	1.7



○ 高等学校不登校、中途退学の状況

- ・ 高等学校生徒の不登校生徒数は659人(前年度635人)であり、生徒1,000人当たりの不登校生徒数は20.2人である。
- ・ 高等学校生徒の中途退学者数は582人(前年度535人)であり、中途退学率は1.7%

である。

8 大分県教育委員会の取組

- 県教育委員会では、昨年国による「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、さらなる取組を推進し、本年4月に「大分県いじめ防止基本方針」を策定の上、法に基づく学校の基本方針、校内組織の設置など、いじめ問題に対する学校の組織的な取組を推進しているところである。
- 不登校児童生徒数の減少に向けて、スクールカウンセラーの小中連携配置を拡充。本年度から不登校対策コーディネーターを県内16市町に配置し、不登校の未然防止と初期対応の充実に向けた体制づくりを推進している。
- 今後も、教職員の生徒指導力向上と組織的な生徒指導体制づくりを推進しながら、児童生徒一人一人を大切にされた教育活動、生徒指導を進めていく。

報告資料

平成26年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について
 (平成25年度文部科学省体力・運動能力調査結果との比較)

1 調査	<p>① 時期 平成26年5月～7月</p> <p>② 対象 小学校279校(全学年:59,635人)、中学校127校(全学年:29,425人)、 高校(定時制含)50校(全学年:24,028人)</p> <p>※(各校種ともに全員調査)</p>
2 調査結果の概要	<p>① 平成26年度大分県児童生徒の体力・運動能力調査結果と平成25年度文部科学省体力・運動能力調査結果との有意差検定を行って見たところ、小学生は「50m走」を除く、多くの項目で全国平均を上回るようになった。(表1)</p> <p>② 中学生、高校生は、多くの項目で全国平均に届いていない。(表1)</p> <p>③ 「50m走」については、男女ともすべての年齢において全国平均を下回った。(表1)</p> <p>④ <u>県平均(H26)が全国平均(H25)以上である項目数の割合(達成率)</u>は、41.1%(79/192項目:持久走含まず)であり、昨年度に比べると11.4ポイント(22項目)向上した。(表2・グラフ1)</p> <p>⑤ 学校種別の達成率は、<u>小学校67.7%(過去最高)</u>、中学校12.5%、高等学校16.7%であった。(表2・グラフ1)</p> <p>⑥ 体育専科教員活用推進校の達成率は93.8%(90/96項目)であった。</p> <p>⑦ 中学校体力向上推進校の達成率は31.3%(15/48項目)であった。</p> <p>⑧ 平成21年度県平均と比較では、平均値は192項目中150項目で向上した。項目で見ると、「50m走」は16歳男子を除いてすべて向上していたが、「握力」、「ボール投げ」については、大半の年齢において低下していた。</p> <p>⑨ 質問紙調査において、調査開始の平成23年度結果との比較では、「スポーツの実施状況」は、いずれの校種においても「ほとんど毎日運動する」割合が高まった。</p> <p>⑩ 同じく、「テレビ視聴・ゲーム等利用時間」が「3時間以上」の児童生徒の割合は減った。</p>
3 考察	<p>① 小学生は、「一校一実践」を中心とした体力向上の取組の充実や体育専科教員の活躍などにより、達成率が大幅に向上した。これまで課題とされていた「上体起こし」、「20mシャトルラン」、「立ち幅とび」についても改善が見られた。このまま取組を継続していきたい。</p> <p>② 中学生・高校生については、未だ多くの項目で全国平均には達していない。改善に向けては、「授業」や「一校一実践」の充実により、学校生活における運動の実施頻度を高めることはもちろん、家庭生活での運動実施に関わる場所まで踏み込んだ取組とする必要がある。その推進役として、保健体育担当教員の役割は非常に重要である。</p> <p>③ 「50m走」の改善に向け、校種を問わず「走る・歩く」活動を重点的に行う必要がある。</p> <p>④ 体力向上は生活習慣(運動の実施頻度やテレビ視聴・ゲーム等利用時間等)と密接に結びついていることから、より一層学校と家庭との連携を図り、児童生徒の生活習慣の改善に向けた取組が必要である。その手段として、PTAでの健康・体力に関する講演会や「保健室便り」「食育通信」などは有効であると考えられる。</p> <p>⑤ 今後の目標としては、子どもの体力がピークと言われる昭和60年頃の水準を目指していきたい。(補足資料)</p>

※「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果は、11月下旬頃に公表予定。

平成26年度大分県児童生徒の体力・運動能力調査結果

(H26大分県とH25全国の平均値の比較)

(表1)

性別	項目		握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャトルラン	持久走	50m走	立ち 幅とび	ボール 投げ
	校種	年齢	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値
			全国平均値	全国平均値	全国平均値	全国平均値	全国平均値	全国平均値	全国平均値	全国平均値	全国平均値
男子	小学校	6	9.24	11.61	26.89	26.65	17.13		11.77	113.69	8.79
			9.53	11.51	25.84	27.39	18.76		11.52	114.93	8.67
		7	11.05	14.08	28.54	31.37	27.47		10.79	126.40	12.45
			11.16	13.95	27.33	31.85	28.33		10.61	126.15	12.38
		8	12.87	15.94	30.46	35.63	37.21		10.25	135.53	16.52
			12.99	16.14	29.23	35.10	37.67		10.11	137.53	16.31
	9	14.69	18.16	31.85	39.62	46.31		9.77	145.01	20.54	
		15.03	18.16	30.49	38.80	46.05		9.67	144.71	20.33	
	10	17.02	19.74	34.10	43.01	54.22		9.36	152.91	24.56	
		17.36	20.09	32.66	42.97	55.33		9.26	154.70	24.45	
	11	20.07	21.96	35.79	45.63	62.31		9.01	162.42	28.59	
		20.04	21.69	34.08	45.79	62.62		8.90	163.72	28.41	
	中学校	12	23.96	23.62	39.12	49.29	70.23	434.73	8.62	179.41	18.66
			24.64	25.11	39.66	49.58	73.84	411.56	8.40	183.10	18.82
		13	29.27	27.15	42.45	52.09	83.46	413.63	8.06	194.85	21.52
			29.93	28.67	43.41	53.33	90.07	377.05	7.85	200.13	21.88
		14	34.88	29.35	46.20	54.91	92.90	376.79	7.62	209.92	24.40
	35.70		30.78	47.90	55.64	96.84	360.79	7.44	214.56	24.76	
高等学校	15	37.90	28.88	45.99	55.22	83.70	383.77	7.56	211.64	24.11	
		38.68	29.54	47.01	54.94	86.16	387.32	7.47	216.70	24.70	
	16	40.47	30.77	47.21	56.12	91.73	372.41	7.42	217.93	25.09	
		41.31	31.43	49.29	56.64	92.86	373.92	7.28	223.77	26.42	
17	42.49	31.94	50.23	57.14	91.79	369.97	7.29	218.89	26.19		
	43.18	32.27	51.22	57.55	94.09	371.75	7.19	228.31	27.18		
女子	小学校	6	8.62	11.21	28.97	25.87	14.95		12.06	106.51	6.11
			8.72	10.63	28.01	26.11	15.86		11.80	107.37	5.74
		7	10.33	13.25	31.33	30.14	21.20		11.10	117.97	7.94
			10.35	13.30	29.85	29.96	22.14		10.93	118.24	7.64
		8	12.10	15.10	33.44	33.67	27.68		10.52	127.91	10.37
			12.10	14.88	32.00	33.57	28.25		10.45	129.33	9.71
	9	13.91	17.06	35.35	37.58	34.66		10.07	137.05	12.73	
		14.11	16.69	34.29	36.51	34.40		9.98	137.03	11.92	
	10	16.59	18.13	38.24	40.84	41.42		9.66	145.65	15.24	
		16.55	18.55	37.25	40.69	42.79		9.55	146.52	14.37	
	11	19.45	19.29	40.10	42.46	46.25		9.36	151.47	17.13	
		19.74	20.01	39.69	43.02	48.95		9.12	155.20	16.85	
	中学校	12	21.60	19.34	42.64	44.31	49.39	317.71	9.20	161.83	12.07
			21.93	21.00	43.17	44.88	52.62	296.18	8.96	165.54	12.24
		13	23.63	21.88	44.57	45.71	56.13	305.49	8.93	166.49	13.12
			24.35	23.45	45.10	46.51	59.73	281.88	8.75	169.81	13.76
	14	25.00	22.80	46.09	46.55	57.48	301.38	8.90	168.03	14.08	
		25.48	24.60	47.46	47.18	62.43	283.89	8.60	174.04	14.70	
高等学校	15	24.92	20.68	44.62	45.46	46.43	317.55	9.15	162.74	13.35	
		25.67	22.57	46.00	46.35	49.97	309.45	8.93	168.73	14.28	
	16	25.94	21.90	45.44	45.98	50.66	313.93	9.07	164.20	13.82	
		26.45	23.27	46.80	46.28	50.32	309.86	8.96	168.65	14.58	
17	26.40	22.25	46.41	46.17	49.51	315.86	9.06	161.80	14.39		
	26.78	23.66	47.07	46.59	50.25	312.24	8.99	169.54	14.84		

※1 は、県平均値が全国を上回るもの、もしくは有意差が見られないもの(P<0.05 ウェルチ検定)

※2 H26県平均が全国平均以上(含:有意差が見られないもの)は79項目、達成率41.1%(79/192:持久走含まず)

※3 校種別達成率(全国平均以上の割合):小学校67.7%、中学校12.5%、高等学校16.7%

県平均が全国平均以上の割合(達成率)の推移 (表2)

校種	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全校種 (192項目)	男子	35	39	32	24	32	40
	女子	26	20	22	17	25	39
	計	61	59	54	41	57	79
	達成率	31.80%	30.7%	28.1%	21.3%	29.7%	41.1%

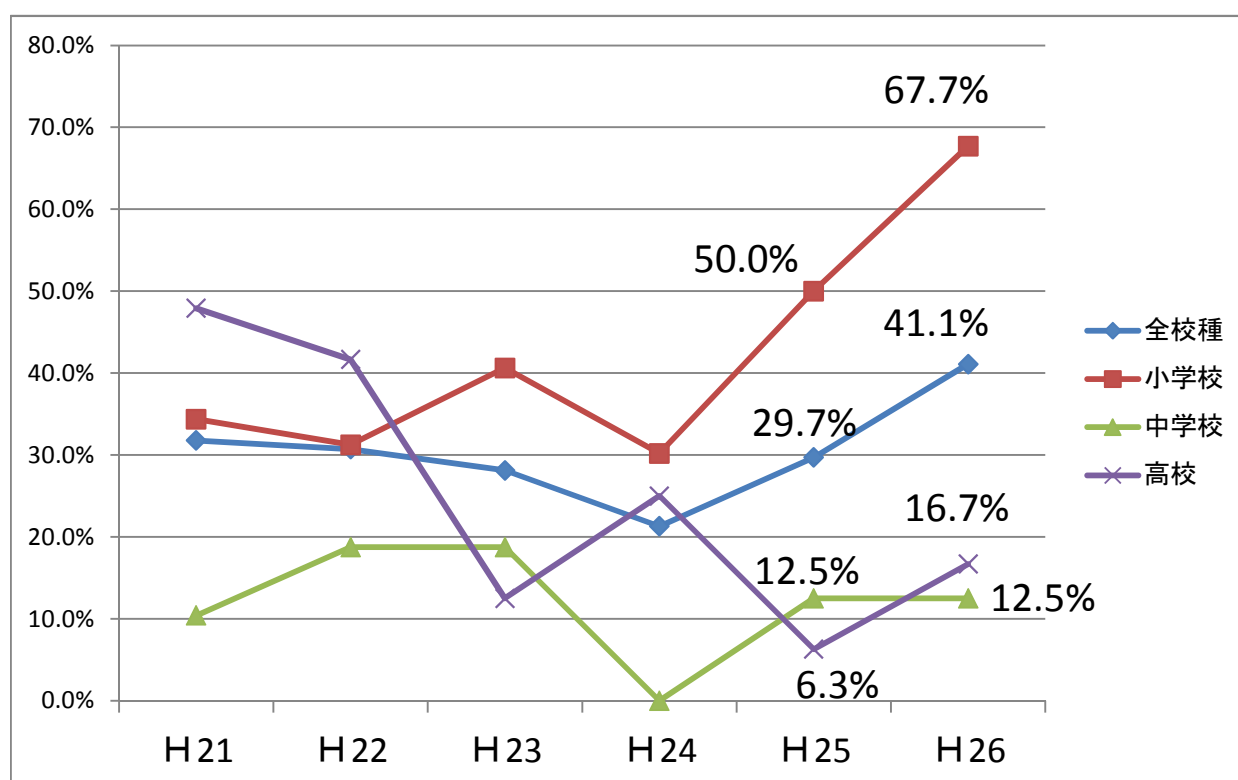
小学校 (96項目)	男子	18	15	21	13	25	33
	女子	15	15	18	16	23	32
	計	33	30	39	29	48	65
	達成率	34.4%	31.3%	40.6%	30.2%	50.0%	67.7%

中学校 (48項目)	男子	3	6	5	0	4	3
	女子	2	3	4	0	2	3
	計	5	9	9	0	6	6
	達成率	10.4%	18.8%	18.8%	0.0%	12.5%	12.5%

高等学校 (48項目)	男子	14	18	6	11	3	4
	女子	9	2	0	1	0	4
	計	23	20	6	12	3	8
	達成率	47.9%	41.7%	12.5%	25.0%	6.3%	16.7%

達成率の推移

(グラフ1)



3つの体力調査について

補足資料

A

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

- 目的: 体力向上に係る施策の成果と課題の検証
- 実施: 文部科学省
- 対象: 小学校5学年、中学校2学年(全員調査)
- 調査時期: 4月～7月
- 公表: 実施年の11月頃
- 備考: 全国順位の公表

B

体力・運動能力調査

- 目的: 国民の体力運動能力の現状を把握
- 実施: 文部科学省
- 対象: 6才～79才(抽出)
各年齢男女各30名程度
- 調査時期: 5月～10月
- 公表: 翌年の体育の日
- 備考: 昭和39年から実施、平均値が高い傾向

C

大分県児童生徒の体力・運動能力等調査

- 目的: 児童生徒の体力・運動能力の現状を把握
- 実施: 大分県教育委員会
- 対象: 6才～17才、各種とも全員調査(悉皆)
- 調査時期: 5月～7月
- 公表: 実施年の10月頃
- 備考: Bの結果と比較し達成率を公表

※各学校での実施は年1回 → (同じ結果をそれぞれ提出)

小学校6年生の体格と体力

性別	調査年	身長 (cm)	体重 (kg)	50m走 (秒)	ボール投げ (m)
男子	昭和61年	142.7	36.3	8.85	32.59
	平成26年	144.7	37.9	9.01	28.59
女子	昭和61年	145.3	38.0	9.11	20.34
	平成26年	145.9	38.3	9.36	17.13

大分県児童生徒の体力運動能力調査結果(身長・体重はH25)

コミュニティ・スクールの導入に向けて

H26. 10. 21

高校教育課

1 規則等の制定について

①「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」

- ・ 学校運営協議会の目的・趣旨・指定年数
- ・ 所掌事項・意見具申
- ・ 学校運営協議会委員の任命・任期
- ・ 学校運営協議会の運営 等

②「大分県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱」

- ・ 指定の申請の手続き
- ・ 委員任命の手続き
- ・ 意見の取扱 等

2 今後のスケジュールについて

- | | |
|-----------|-------------|
| ○規則制定 | 1 1 月県教育委員会 |
| ○指定申請書提出 | 1 1 月末まで |
| ○学校指定 | 1 2 月県教育委員会 |
| ○委員推薦書の提出 | 3 月末まで |

○大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（案）

年 月 日
教育委員会規則第〇号

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第47条の5の規定に基づき、大分県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、次に掲げる事項の達成を目指すものとする。

（1）保護者及び地域住民等が学校との連携の下、目標を共有し、協働して「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などのいわゆる「生きる力」を備えた児童生徒を育成すること。

（2）保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携の強化をすすめ、地域に根ざした学校をつくること。

（3）小・中学校との連携を強化することで、将来地域社会の発展に貢献する意欲と態度を備えた人材の育成に、地域が一体となって取り組むこと。

（指定）

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校を、協議会を設置する学校として指定することができる。

2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。

3 指定の期間は3年とし、再指定することができる。

（所掌事項）

第4条 第3条第1項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

（1）学校経営計画に関すること

（2）教育課程の編成に関すること

（3）組織編成に関すること

（4）学校予算の編成及び執行に関すること

（5）施設及び設備の管理及び整備に関すること

（6）その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（意見の具申）

第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるることができる。

3 協議会は、前2項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該指定学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員の任命)

第6条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他、教育委員会が適当と認める者

2 指定学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第7条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 前条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと

(報酬)

第9条 委員の報酬は、教育委員会教育長が別に定める。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は協議会を招集し、会議の議事を掌る。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第11条 協議会は、会長が当該指定学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。ただし、

第5条第2項の規定による意見の申し出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。

(指定の取り消し)

第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消すものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 指定を取り消すに当たっては、教育委員会は事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導及び助言を行い、運営改善に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第8条の規定に違反したとき

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第16条 協議会は、当該指定学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、その活動状況に関する情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立学校における学校運営協議会に関する国の規則例との対照表

	大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（案）	国による規則例 （コミュニティ・スクール設置手引き）
法的根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 平成16年9月9日施行 第3節 学校運営協議会 第47条の5 第1項～第8項	
目的	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第47条の5の規定に基づき、大分県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。
趣旨	第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、次に掲げる事項の達成を目指すものとする。 (1) 保護者及び地域住民等が学校との連携の下、目標を共有し、協働して「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などのいわゆる「生きる力」を備えた児童生徒を育成すること。 (2) 保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携の強化をすすめ、地域に根ざした学校をつくること。 (3) 小・中学校との連携を強化することで、将来地域社会の発展に貢献する意欲と態度を備えた人材の育成に、地域が一体となって取り組むこと。	第2条 協議会は、学校運営に関して市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。
指定	第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校を、協議会を設置する学校として指定することができる。 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。 3 指定の期間は3年とし、再指定することができる。	第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。 2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。 3 指定の期間は3年とし、再指定することができる。
所掌事項	第4条 第3条第1項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 (1) 学校経営計画に関すること (2) 教育課程の編成に関すること (3) 組織編成に関すること (4) 学校予算の編成及び執行に関すること (5) 施設及び設備の管理及び整備に関すること (6) その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること 2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものと	第4条 第3条第1項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 （例） (1) 教育課程の編成に関すること (2) 学校経営計画に関すること (3) 組織編成に関すること (4) 学校予算の編成及び執行に関すること (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること 2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うもの

	する。	とする。
意見の具申	<p>第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p>2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。</p> <p>3 協議会は、前2項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該指定学校の校長の意見を聴取するものとする。</p>	<p>第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。</p> <p>2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、△△県教育委員会に対して意見を述べることができる。</p>
委員の任命	<p>第6条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1)保護者 (2)地域住民 (3)当該指定学校の校長 (4)当該指定学校の教職員 (5)学識経験者 (6)関係行政機関の職員 (7)その他、教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 指定学校の校長は、委員を推薦することができる。</p> <p>3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。</p> <p>4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。</p>	<p>第6条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(例)</p> <p>(1)保護者 (2)地域住民 (3)当該指定学校の校長 (4)当該指定学校の教職員 (5)学識経験者 (6)関係行政機関の職員 (7)その他、教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。</p> <p>3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。</p>
任期	<p>第7条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 前条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。</p>	<p>第8条 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 第6条第2項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。</p>
守秘義務等	<p>第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)委員としてふさわしくない非行を行うこと (2)委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること (3)その他、協議会及び指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと</p>	<p>第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)委員たるにふさわしくない非行を行うこと (2)委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること (3)その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと</p>
報酬	<p>第9条 委員の報酬は、教育委員会教育長が別</p>	<p>第9条 委員の報酬は、別に定める。</p>

	に定める。	
会長及び副会長	<p>第10条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は、会長となることができない。</p> <p>3 会長は協議会を招集し、会議の議事を掌る。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。</p>	<p>第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 会長が会議を招集し、議事を掌る。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。</p>
議事	<p>第11条 協議会は、会長が当該指定学校の校長と協議の上、招集する。</p> <p>2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。ただし、第5条第2項の規定による意見の申し出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。</p> <p>4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。</p> <p>5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。</p>	<p>第11条 協議会は、会長が開催日の7日前までに、議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。</p> <p>2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。</p> <p>5 会長は、会議録をし、保管しなければならない。</p>
会議の公開	<p>第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。</p> <p>(1)当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合</p> <p>(2)その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。</p> <p>3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。</p>	<p>第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。</p> <p>(1)当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合</p> <p>(2)その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。</p> <p>3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。</p>
研修		<p>第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。</p>
指導及び助言	<p>第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。</p> <p>2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。</p> <p>2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。</p>
指定の取消し	<p>第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消すものとする。</p> <p>(1)協議会としての活動の実態がないと認められる場合</p>	<p>第15条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。</p> <p>(1)協議会としての活動の実態がないと認められる場合</p>

	<p>(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合</p> <p>(3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合</p> <p>2 指定を取り消すに当たっては、教育委員会は事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導及び助言を行い、運営改善に努めなければならない。</p>	<p>(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合</p> <p>(3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合</p> <p>2 指定の取り消しに当たっては、教育委員会は事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導、助言を行い運営改善に努めなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、学校の指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。</p>
委員の解任	<p>第15条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。</p> <p>(1) 第8条の規定に違反したとき</p> <p>(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき</p> <p>(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき</p> <p>2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。</p>	<p>第16条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。</p> <p>(1) 第7条の義務に違反したとき</p> <p>(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき</p> <p>(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき</p> <p>2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。</p>
運営に関する評価と情報提供	<p>第16条 協議会は、当該指定学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。</p> <p>2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、その活動状況に関する情報提供に努めなければならない。</p>	<p>第17条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。</p> <p>2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。</p>
運営等	<p>第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。</p>	<p>第18条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。</p>
委任	<p>第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。</p>	<p>第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。</p>
附則	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

大分県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成26年11月 日教育委員会規則第 号、以下「規則」という。）第18条の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 規則第3条第2項により、協議会を設置する学校として指定を申請する場合、校長は学校運営協議会指定申請書（第1号様式）を作成し、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第47条の5第1項及び規則第3条の規定により指定をした学校（以下「指定学校」という。）に対し指定書（第2号様式）を交付する。

（委員の任命）

第3条 規則第6条第1項の規定による委員の任命において、指定学校の校長は学校運営協議会委員推薦書（第3号様式）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。

2 教育委員会は、規則第6条第1項の規定により任命した委員に対し、任命書（第4号様式）を交付する。

（基本方針の承認）

第4条 指定学校の校長は、法第47条の5第3項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、指定学校の校長は次の各号の対応をとるものとする。

- （1）指定学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し教育委員会に報告する。
- （2）指定学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。
- （3）協議会の承認が得られるまでの間、指定学校の校長は教育委員会と協議の上学校運営を行う。

（意見の取扱）

第5条 法第47条の5第4項及び第5項に規定する意見の取扱については、次の各号によるものとする。

- （1）教育委員会は、法第47条の5第4項の規定により、協議会から教育課程の編成に関する意見の申し出がなされた場合は、原則として中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び大分県立高等学校教育課程編成の手引きに反しない限度において取り扱うものとする。
- （2）教育委員会は、法第47条の5第4項の規定により、協議会から学校予算並びに施設及び設備の管理及び整備に関する意見の申し出がなされた場合は、原則として配当した予算の範囲内において取り扱うものとする。
- （3）教育委員会は、法第47条の5第5項の規定により、協議会から指定学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、大分県教育庁職員定期人事異動方針、大分県公立学校教職員定期人事異動方

針に反しない限度において取り扱うものとする。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、年額10,000円とする。

2 規則第6条第3項ただし書きの規定による補欠の委員の報酬及び規則第15条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、指定学校において処理する。

(報告)

第8条 協議会は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書(第5号様式)を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会は運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条第1項）

文 書 番 号
年 月 日

大分県教育委員会 様

大分県立〇〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

学校運営協議会指定申請書

本校は、学校運営協議会の設置校として指定を受けたいので、大分県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定の期間 年 月 日から 年 月 日

2 指定に向けた状況

3 実施計画書 別紙のとおり

別紙

実施計画書

1 学校の概要

学 校 名			課 程 及 び 学 科 名	
校 長 名			教 職 員 数	人
学 年	1 年	2 年	3 年	計
学 級 数				
生 徒 数				
所 在 地				
電 話 番 号			F A X 番 号	
学 校 ホ ー ム ペ ー ジ				
学 校 代 表 メール ア ド レ ス				

2 実施内容

(1) 具体的な内容及び方法

(2) 実施計画及び実施日程

実施時期		計画事項	
月	日	学校運営協議会	その他の会議・取組等
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

第3号様式（第3条第1項）

文書番号
年 月 日

大分県教育委員会 殿

大分県立〇〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇 印

学校運営協議会委員推薦書

大分県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱第3条第1項の規定により、本校の学校運営協議会委員として、下記の者を推薦します。

記

番号	(フリガナ) 推薦委員氏名	現住所	年齢	推薦理由
		所属 (役職名)	性別	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

第4号様式（第3条第2項）

任 命 書

様

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項及び大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第6条の規定により、大分県立〇〇〇〇〇〇学校の学校運営協議会委員に任命します

任期は、 年 月 日から
 年 月 日までとします

年 月 日

大分県教育委員会

第5号様式（第8条）

文書番号
年 月 日

大分県教育委員会 殿

大分県立〇〇〇〇学校
学校運営協議会
会長 〇〇 〇〇 印

学校運営協議会活動状況報告書

大分県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱第8条の規定により、 年度の活動状況を、下記のとおり報告します。

記

1 年度の活動状況

(1) 協議会の開催

回	日 時	人数	おもな議事、活動
1	年 月 日 : ~ :		
2	年 月 日 : ~ :		
3	年 月 日 : ~ :		
4	年 月 日 : ~ :		
5	年 月 日 : ~ :		
6	年 月 日 : ~ :		

(2) 協議会から出された主な意見

2 学校の取組

3 その他

※各回の会議録及び会議資料を併せて提出すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 3 節 学校運営協議会

第 47 条の 5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

資料2

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入都道府県比較

H26.10.21

高校教育課

都道府県	市町村立	学校名	指定年度	管理規則 改正	規則制定	指定期間	委員任期	委員任命(権限)		報酬
								教育委員会	教育長	
北海道		別海(べつかい)	24	×	○	2年	2年	○	×	3,000円/日
千葉県立		長狭(ながさ)	24	×	○	3年	1年	×	○	10,000円/年
		多古(たこ)	24							
神奈川県	○	横浜市立横浜サイエンスフロンティア	21	×	○	3年	1年	×	○	6,000円/年
	○	横浜市立横浜南	24							
三重県		紀南	19	○	○	2年	2年	○	×	24,000円/年
		白山	25							
岡山県	○	岡山市立岡山後楽館	22	×	○	期限なし	1年	○	×	0円
高知県		大方	18	×	○	3年	1年	○	○ (H24~)	1,000円/日
静岡県	○	富士市立	25	×	○	4年	2年	○	×	3,000円/回
大分県		玖珠美山	27	×	○	3年	1年	×	○	10,000円/年

資料3

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入都道府県別 規則条文比較

H26.10.21

高校教育課

文部科学省(設置の手引き)	目的	趣旨	指定	所掌事項	意見具申	委員任命	守秘義務	任期	報酬	会長副会長	議事	会議の公開	研修	指導助言	指定の取消	委員解任	情報提供	運営等	委任
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

北海道	1	2	3	11	12	4	6	5	7	9	10	(要項) 7	14	15	8	13	(要項) 7	16	
千葉県	1	2	3	9	10	4	5	4	(要綱) 6	6	7	8	11	12	13	14	15	16	
																			16
神奈川県	1	2	3	9	9	4 6	7	5	8	11	12	10	13	14	14	10	12	15	
																			15
三重県	1	2	3	4	5	6	8	7	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
																			18
岡山県	2	1	3 4	5	6	6	7	8	9	9	10	11	12	13	14	15 16	17	18	
																			18
高知県	1	2	3	9	10	4	6	5	7	7	8	11	12	13	14	14	11	(要綱) 7	15
静岡県	2	1	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
																		17	
大分県	1	2	3	4	5	6	8	7	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	

※数値は、各県・市の規則条文